

はじめに



近年、人口の増加や急速な都市化が進むその一方で、当町においても、ひとり暮らしの高齢者世帯や核家族世帯の増加、個々の価値観や生活様式の多様化に伴い近所づきあいが希薄になり、地域の相互扶助機能も低下していると言われております。

しかし、地域には高齢者等で見守りや日常生活の支援が必要な人、子育てで孤立している親、老老介護、虐待、引きこもり等様々な課題がみられ、その課題は重複化、多様化する傾向にあり、従来の公的サービスのみでは対応が難しい状況にあります。

「住みなれた地域で安心して自分らしく暮らしていきたい」と願う住民は少なくありません。そのためにも、地域の支え合う力が必要となり、近所づきあいや自治会活動をはじめとする地域の力が今後重要となります。

このたび、地域住民の皆様とともに、行政、町社会福祉協議会、関係団体、関係機関等が協働し、地域に根ざした支え合いのまちづくりを進めていくための指針となる「第一次南風原町地域福祉推進計画」の「ちむぐくるプラン」を策定しました。

この計画は、行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体として策定し、より実効性のあるものにしております。今後は、本計画の基本理念であります「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指し、「南風原町に住んでいてよかった」と実感して頂けるようなまちづくりに努めてまいり所存であります。

住民の皆様方にはこの計画の主旨、理念をご理解いただき、計画の推進に参画していただけるようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「南風原町地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査、住民ワークショップにご協力をいただきました住民の皆様並びに関係団体・福祉施設の方々及び関係各位に、心から感謝申し上げます。

平成26年3月

南風原町長 城間 俊安

ごあいさつ



核家族化や一人暮らしなどの少人数世帯の増加等、家族構成の変容は家庭における課題解決の力が弱まり、また、個人の生活様式や価値観の多様化にともない人と人のつながりの希薄化や地域の相互扶助機能の低下など地域における福祉課題が複雑化・多様化するなかにあって本会は、平成22年度に町民はじめ行政、福祉保健関係機関等、多くの皆様のご協力を得て「第三次南風原町地域福祉活動計画～ちむぐくるネットワークプラン～」を策定し「ちむぐくるでつくる福祉のまち南風原」を将来像に掲げ、その実現に向けて各種事業・活動を実施してきました。

同計画は平成27年度を実施期間の最終年度としていましたが、今回、住民参加を基本に、行政をはじめとする関係機関・団体及び事業所等がお互いに力を合わせ「地域の共助」「公的な福祉サービス」が協働した「共に生き、支えあう地域づくり」を推進するため、新たに行政計画である「地域福祉計画」と本会ははじめ住民や民間福祉活動の行動計画である「地域福祉活動計画」が一体となった「第一次地域福祉推進計画」を策定いたしました。

なお今回、住民アンケート調査、福祉施設・関係団体へのアンケート調査、地域福祉懇談会、住民ワークショップ、第三次地域福祉活動計画評価委員会からの意見・提言等をもとに整理・分析を行い、今回の「第一次地域福祉推進計画」に可能な限り反映できるよう取り組んでまいりました。

本計画は「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を基本理念に掲げ、3つの基本目標のもと具体的な基本施策として「行政が取り組むこと」「社会福祉協議会が取り組むこと」「住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること」と地域における「新たな支え合い」の概念を示し、住民と行政による地域福祉の推進としてまとめられています。

本計画が着実に推進され、誰もが安心して住みなれた地域でいつまでも暮らし続けることのできる福祉のまちを目指して、住民はじめ社協、行政、関係機関・団体等が協働で計画的かつ効果的に地域福祉活動が展開されるよう役職員が一丸となって努めるとともに、計画策定にあたって公私ともご多忙の折、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた町民はじめ委員としてご協力下さいました関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

平成26年3月

社会福祉法人
南風原町社会福祉協議会
会長 大 城 徳 次 郎

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の目的	3
4 計画の対象	4
5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称	4
6 計画の位置づけ	5
7 計画の期間	6
8 計画の策定体制	6
9 計画の推進に向けて	10
1. 計画の普及・啓発	10
2. 公私協働による計画の推進	10
3. 計画の評価・進行管理	11

第2章 計画の基本的な考え方

1 福祉圏域の設定	13
2 計画推進の視点	15
3 計画の基本理念	16
4 基本目標	17
5 施策の体系	18

第3章 施策の推進

基本目標1 共に支え合えるまちづくり	19
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	32
基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり	51
I 南風原町の概況	61
1 町の動向	61
2 高齢者の概況	68
3 障がい者の概況	73
4 子どもの概況	78
II 住民アンケート調査結果の報告	81
1 調査の概要	81
2 調査結果の概要	84
3 調査結果の考察	104

Ⅲ 住民ワークショップの報告	113
Ⅳ 第三次南風原町地域福祉活動計画 ～ちむぐるネットワークプラン～の評価について（報告）	121
Ⅴ 福祉施設・関係団体へのアンケート調査報告	129
●南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例	143
●南風原町地域福祉計画の策定について（諮問）	146
●南風原町地域福祉（活動）計画の策定について（答申）	148
●地域福祉（活動）計画の策定経緯	150

第1章

計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、年齢や性の違い、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景

我が国のこれまでの福祉は、高齢者、障がい者、児童など対象者ごとに、行政を中心とした公的制度による一律的なサービス提供という形で進められてきました。

しかし、少子高齢化や核家族化が進む中で、高齢者の孤独死、老々介護、家庭内暴力、虐待、子育てに関わる不安や負担、消費者被害など様々な生活上の課題が増えています。また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで日常生活上のちょっとした「困りごと」を抱える人も増えています。

こうした課題は多様化・重複化する傾向にありますが、核家族やひとり暮らしなどの少人数世帯の増加により、家庭における課題解決の力は弱まっています。また、個人の生活様式や価値観の多様化に伴い人と人のつながりが希薄化し、地域の相互扶助機能も低下しています。そのため、これまでのような行政を中心とした福祉の枠組みでは、全ての課題に応えることが難しくなってきました。とりわけ、制度外や制度の谷間にある福祉ニーズの充足には、公的サービスの充実とともに、地域の人々の善意の働きかけ、手助けが求められています。

国は、このような社会の変化に対応していけるよう、高齢者や障がい者など特定の人を福祉の対象として捉えるのではなく、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会を、将来に渡って構築していくために、平成 12 年に社会福祉の基本事項を定めた「社会福祉事業法」を改正し、名称も「社会福祉法」に改めました。同法では、第 4 条で住民参加を基本とした「地域福祉の推進」を明確に位置づけるとともに、第 107 条で「市町村地域福祉計画」の策定が規定されました。

○地域福祉の推進（社会福祉法第 4 条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○市町村地域福祉計画（社会福祉法第 107 条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 計画の目的

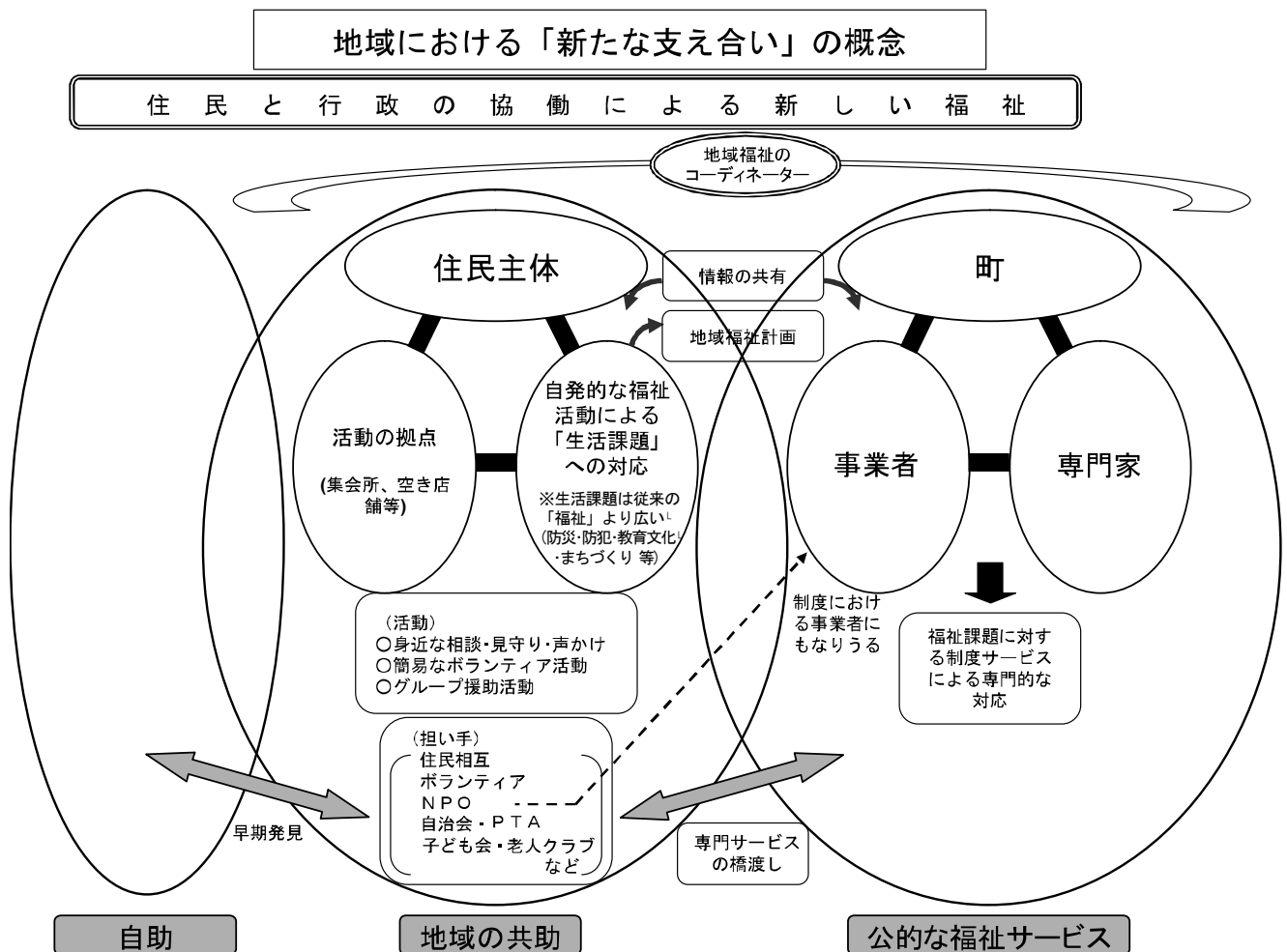
本町においては、これまで高齢者や障がい者に対する福祉サービスの拡充、子育て支援の充実、住民の健康づくりなど、地域における保健福祉の充実に努めてきました。

しかしながら、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、核家族世帯が増加する中で、高齢者や障がい者の見守り・生活支援、子育ての孤立化、虐待、引きこもり、災害時における要援護者の避難支援など様々な課題がみられます。こうした課題に対し、公的支援だけでは解決が難しい状況が増えています。

一方、民間ではボランティア活動のニーズが高まっているほか、社会福祉協議会による高齢者サロン、子育てサロン、友愛訪問活動促進事業、支えあうまちづくり事業等を通して住民参加の福祉活動が拡がりつつあります。こうした活動は公的支援では対応できない福祉ニーズに対し、公的サービスと協働して更なる発展が期待されています。

このような状況を踏まえ、本町におけるこれからの福祉施策の展開にあたっては、個々の福祉課題にきめ細かく対応していけるよう、公と民の取り組みを一体的に捉え、地域をあげた福祉の総合的・効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、『共に生き、支え合う地域づくり』を推進する上で、住民参加を基本に行政をはじめとする地域に関わる全ての関係機関・団体及び事業所等が、お互いに力を合わせる関係をつくり、字・自治会を基礎としながら「地域の共助」、「公的な福祉サービス」が協働した「地域ぐるみの福祉」を推進するために策定します。



4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、商店、学校など、地域で生活し、活動している全ての人や機関・団体等が対象となります。

5 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

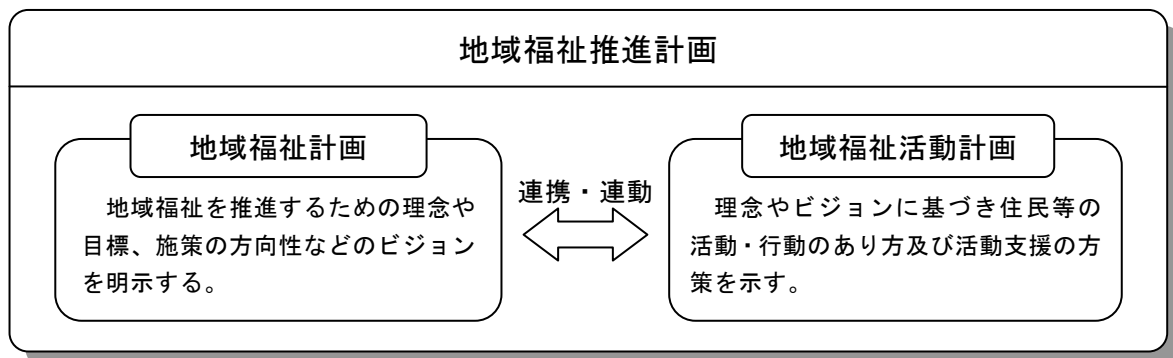
このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「**地域福祉推進計画**」とします。

一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

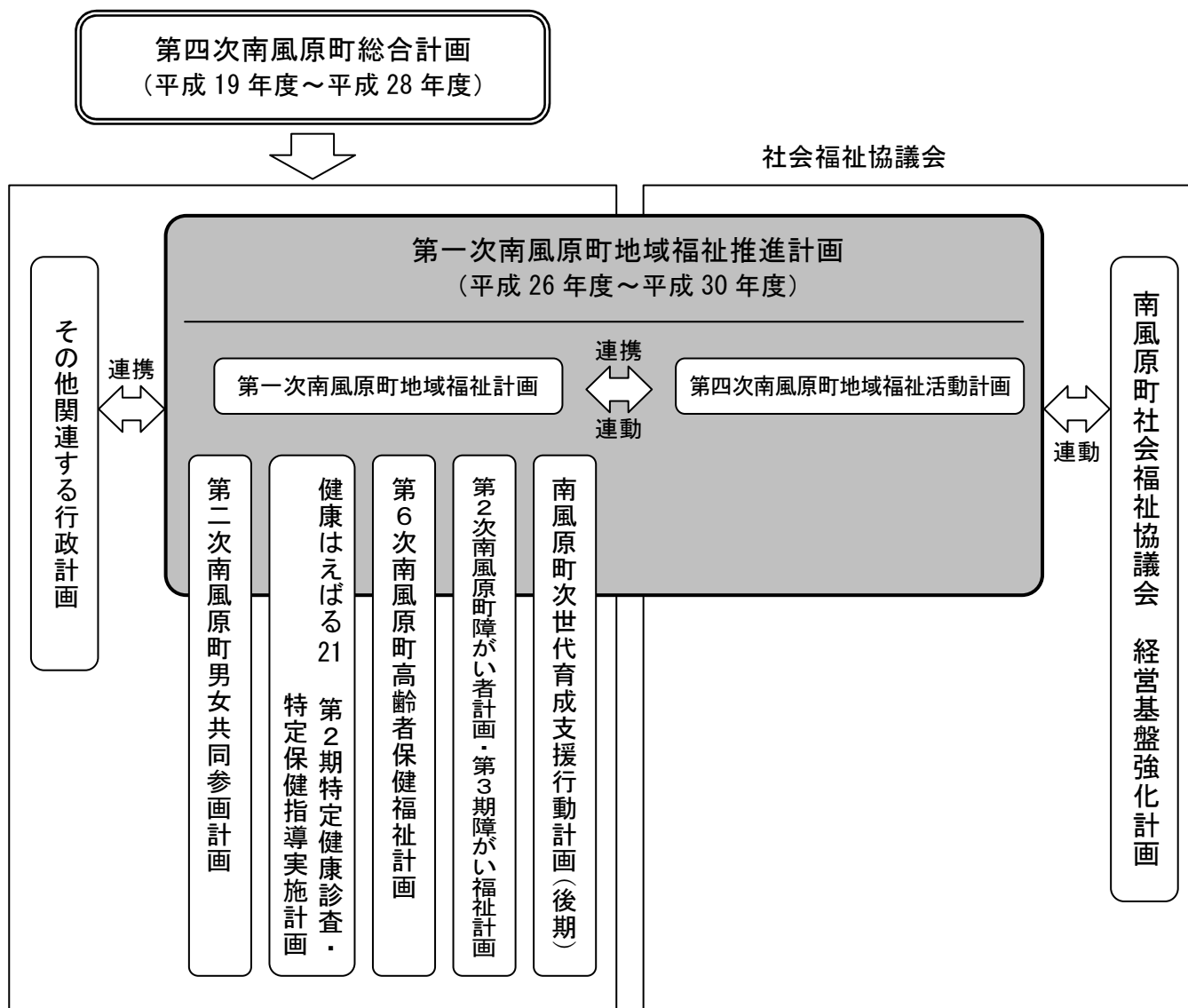
なお、社会福祉協議会では、平成 27 年度を目標年度とする「第三次南風原町地域福祉活動計画」を推進しているところですが、一体的な策定にあわせて、2 年前倒しで現計画の見直しを行います。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



6 計画の位置づけ

- 本計画は、「第四次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、次世代育成、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、福祉の統合化を目指す計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



7 計画の期間

「第一次南風原町地域福祉推進計画」の計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ必要に応じ見直しを行います。

○計画の期間

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度～
第一次南風原町 地域福祉推進計画						
					見直し	次期計画

8 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営し、計画の検討や審議等を行うための組織として「地域福祉計画策定作業部会」、「地域福祉計画策定検討会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しました。

1) 地域福祉計画策定作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

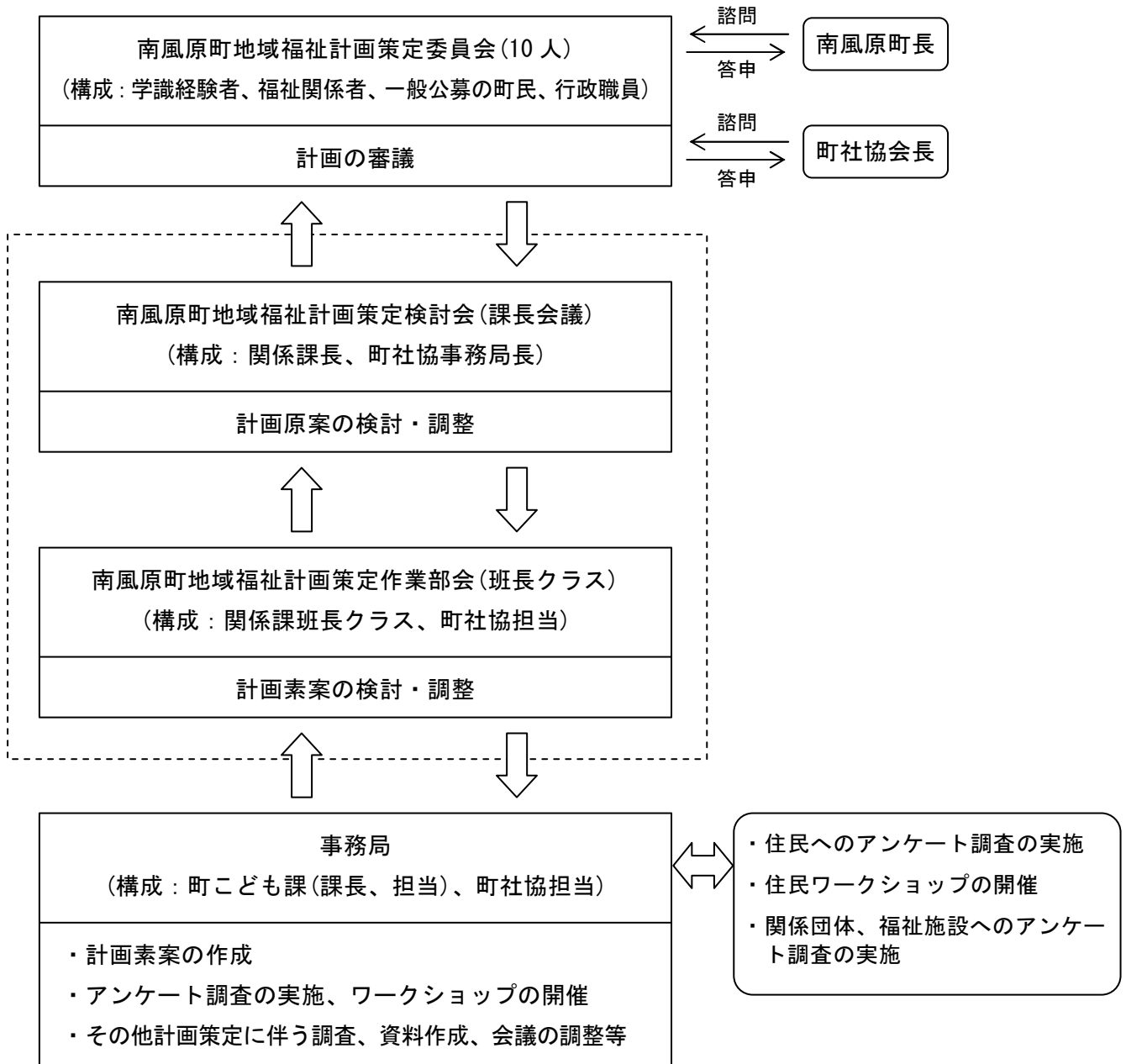
2) 地域福祉計画策定検討会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための住民参画について

本計画は策定過程においても住民参画が基本であり、広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、関係団体・福祉施設へのアンケート調査、地域福祉推進のための住民ワークショップの開催(10月3日～)及び、「地域福祉計画策定委員会」委員として一般市民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

1) 住民アンケート調査

住民の地域福祉に関する考え方や地域活動、ボランティア活動などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、3,100人の住民を対象に調査を実施しました。

①調査期間

平成25年7月5日～平成25年8月5日

②回収先一覧

調査対象年齢	配布数	回収数	回収率
20歳～89歳	3,100	1,125	36.3

2) 福祉施設・関係団体へのアンケート調査

関係団体や福祉施設が考える南風原町の福祉課題、福祉課題解決のための他の関係機関や団体に期待することなどを把握するために、アンケート調査を実施しました。

①配布回収状況

	配布数	回収数
福祉施設	24	18
関係団体	6	6

②回収先一覧

福祉施設		関係団体
施設種別	名称	
障害者支援施設	沖縄中央育成園あおぞら荘	町母子寡婦福祉会 町民生委員児童委員連合会 町身体障害者福祉会 町老人クラブ連合会 町更生保護女性会 町赤十字奉仕団
多機能型事業所	ワークプラザ南風	
障害者支援施設	太希おきなわ	
特別養護老人ホーム	嬉の里	
精神障害者入所授産施設	てるしのワークセンター	
共同作業所	はんど in はんど	
特定非営利活動法人	のぞみの里 児童デイサービスぽっけ	
保育施設	宮平保育所 なのはな保育園 はなぞの保育園 かねぐすく保育園 みつわ保育園 マイフレンズ保育園 ていだ保育園 はえばる保育園 若夏保育園 さんご保育園	

3) 住民ワークショップ

①実施期間

平成 25 年 10 月 3 日～平成 25 年 10 月 31 日（週 1 回、全 5 回開催）

②参加者

参加者数:28 名

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	計
男性	1	8	5	3	1	18
女性	1	4	1	3	1	10



*南風原町は「こんな町だったらいいな」について意見を出しあい、キャッチフレーズをつくりました。

*身近な地域の福祉課題について意見を出し、次に課題解決のために自助（個人）、共助（地域）、公助（行政）の視点からそれぞれが取り組むべきことを話し合いました。

*南風原町の「良いところ」について意見を出しあいました。

4) 策定委員の公募状況

- ・応募は 2 名

5) パブリックコメント

- ・実施期間:平成 26 年 1 月 16 日～平成 26 年 2 月 3 日
- ・アクセス数:31 件(意見なし)

9 計画の推進に向けて

1. 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、計画の概要版を作成し、全世帯に配布するほか、あらゆる機会を通して、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

2. 公私協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域福祉推進の方向性を明らかにし、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体と相互に連携・協力を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通、就労、環境、まちづくりなどの他の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

(4) 関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、協働して課題解決に取り組めます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

3. 計画の評価・進行管理

(1) 事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を把握し、事務局評価(自己評価)を行います。

(2) 計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民参加を図る必要があります。そのため、住民ワークショップの開催や地域福祉懇談会の活用などを通して、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

(3) 地域福祉推進計画評価委員会(仮称)の設置

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会(仮称)」を設置し毎年度点検・評価を行います。

第2章

計画の基本的な考え方

1 福祉圏域の設定

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域の範囲のことです。

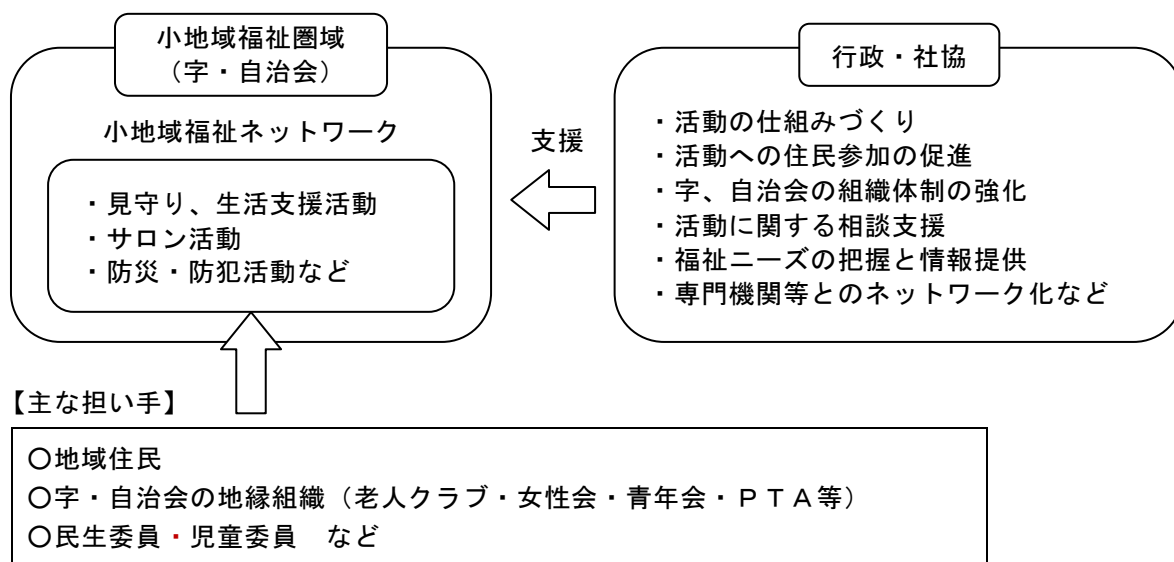
この範囲には、安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなど身近な課題を解決するための、顔の見える範囲の福祉圏域から、専門職や関係機関等と連携したより広い範囲での対応が必要な課題もあり、課題に応じた解決にふさわしい圏域を重層的に設定する必要があります。

福祉圏域の設定については、多様な生活課題を把握・共有し、課題解決に向けた、住民主体の地域福祉活動の展開と活動に対する効果的な支援及び関係機関等とのネットワークを形成するために、以下の3つの圏域を基本とします。

(1) 第1層 小地域福祉圏域（字・自治会）

本町には19字・自治会があり、それを単位とした小地域福祉ネットワークが組織化され、活動を展開しています。より身近で生活課題の共有・解決を図るための基礎単位として、字・自治会を小地域福祉圏域に定めます。また、隣近所で気軽に声をかけ合い、見守りや生活支援などを行う活動もこの圏域に含まれます。

小地域福祉圏域における見守りや生活支援などの住民福祉活動(小地域福祉ネットワーク)の活性化を図るために、活動のしくみづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。



（２）第２層 学校区福祉圏域（中学校区）

小地域福祉圏域では解決できない福祉課題を住民と専門職、関係機関、単位民生委員児童委員協議会等が連携を密にし、課題解決に取り組めるよう、中学校区を単位とした学校区福祉圏域（２校区）を定めるとともに、この圏域に「〇〇中学校区地域福祉推進会議（仮称）」を設置し、専門職と関係機関等とのネットワーク体制を構築します。

【中学校区地域福祉推進会議（仮称）の主なメンバー構成】

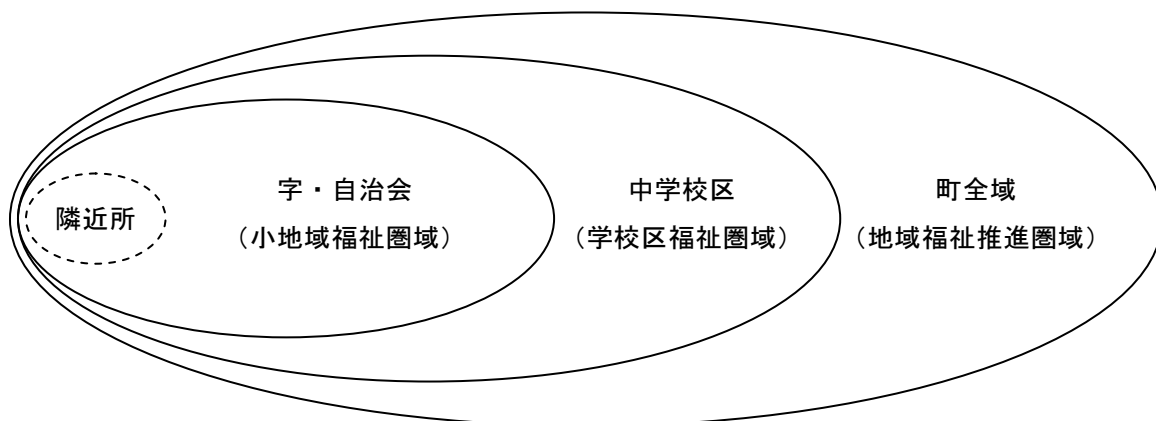
○区長・自治会長	○障がい者相談支援事業者
○単位民協の代表	○在宅介護支援センター
○小中学校の代表	○介護保険等福祉サービス事業者
○小地域福祉ネットワーク代表	○社協コミュニティソーシャルワーカー※ など
○地域包括支援センター	

（３）第３層 地域福祉推進圏域（町全域）

各種福祉サービス事業者、医療・福祉関連施設等との連携や情報交換の場、地域福祉活動支援（広域的な支援）などを取りまとめる範囲と位置付け、町全域を地域福祉圏域とし、「南風原町地域福祉推進協議会（仮称）」の設置・運営を通して地域福祉の推進と福祉のまちづくりに関する関係機関等の協働体制の構築を目指します。

【南風原町地域福祉推進協議会（仮称）の主な構成メンバー】

○社協	○行政（こども課、保健福祉課、国保年金課、教育委員会等）
○町内福祉保健施設	○福祉団体の代表者（民生委員・児童委員、老人クラブ等）
○福祉事業者の代表者	○地域活動団体の代表者（女性会、青年会、PTA 等）
○医療・保健関連機関の代表者	○小地域福祉ネットワーク代表者
○その他関係機関の代表者（商工会等）	



※コミュニティソーシャルワーカー（CSWr）：地域において、生活上の課題を抱える個人や家族への個別援助と、それを取りまく生活環境（地域）を大切にした支援を行い、行政や地域と連携・協力しながら、問題解決を図るなど地域に密着した総合的な活動を行う相談員。

2 計画推進の視点

本計画の推進にあたっては、以下の視点を持ち、行政や地域住民などの地域社会を構成する全ての主体がお互いの立場を認め合い、それぞれの特性を活かし、共に協力し合いながら取り組んでいきます。

（１）住民参加と地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくには、地域住民一人ひとりが、地域の福祉課題を自らの課題として受け止め、課題解決に主体的にかかわることが求められています。また、地域住民をはじめ地域組織や行政、関係機関・団体、NPOなどの、地域福祉を担う多様な主体が相互に連携・協力することによって、「地域の福祉課題は地域で解決する力」を高めていくことが求められています。

（２）人権尊重と共に生きる地域づくりの視点

地域福祉を進めていく上で、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢の違いや障がいの有無、生活困窮などに関わらず、地域社会への参加と参画を促し、共により良い地域を築いていくことが求められています。

また、人権問題をはじめ、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利を擁護する取り組みが求められています。

（３）利用者本位のサービス実現の視点

支援を必要とする人が、多様な制度やサービスの中から適切なサービスを選択し、安心して利用できるよう援助するには、相談機関やサービス提供者等のネットワーク化を促進するとともに、サービス提供者の情報の公表、サービスの質的向上及びサービスを総合的に調整(ケアマネジメント)する仕組みづくりが求められています。また、「自己決定により自らの人生を切り拓き自己実現を図っていく」という利用者の持っている力を引き出す援助(エンパワーメント)を重視するなど、利用者本位のサービスを実現することが求められています。

（４）地域の特性を活かした福祉のまちづくりの視点

本町は、那覇市のベッドタウンとして人口の増加や急速な都市化が進み、集合住宅も増える中で、隣近所同士の間人間関係が希薄になってきていると言われています。しかし、先人から受け継がれてきた、地域の相互扶助の意識や連帯感、人々の心の中に今なお色濃く残っている現状もあります。また、地域行事や伝統・文化活動が活発である、福祉・医療施設が充実している、若い世代が多い一方で培ってきた経験や技能、知識を持つ人材も多いなどの特性があります。これからは、こうした地域の特性を地域福祉推進の資源・資産として活かし、南風原町にふさわしい福祉のまちづくりを進めることが求められています。

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

アンケート調査では、地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していく上での問題として、近所づきあいや相互扶助の意識が希薄になっているとの意見が多い結果となりました。一方、住民ワークショップでは、「南風原町はこんな町だったらいいな」について、各グループ共通の意見として、「人と人とのつながり」、「笑顔」がキーワードとなりました。多くの参加者が住民同士の絆を強めることの必要性を感じていることがわかります。

誰もが住み慣れた地域において、心豊かにいつまでも安心して暮らしていくには、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、互いを理解し認め合うとともに、地域で支え合うことの大切さに気付き、困っている人をみんなで支えていける社会を形成していく必要があります。

そこで、本町がこれから福祉社会を構築していくにあたっては、地域に暮らすみんなが人と人とのつながりを大切にし、「共に生き、支え合う」地域社会を形成するという観点に立ち、ちむぐくるを大切にした、笑顔あふれる福祉のまちの実現を目指します。

■「ちむぐくる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

4 基本目標

基本理念を達成するために、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに相手を認め合い、思いやる気持ちを持ち、困った時に支え合うことができることです。そうした意識や行動の定着を図り、豊かなコミュニティ社会を形成するために、人と人がふれあい、相手を理解し認め合える取り組みを推進します。

また、複雑・多様化する地域の福祉課題への対応は、行政を中心とした公的サービスの提供だけでは解決が困難な状況が生じています。これからは地域住民も地域の福祉課題を知り、課題解決に主体的に関わっていくことが求められています。そのため、字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民福祉活動の一層の推進に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。そのためには、支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。また、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上などの取り組みを進めるほか、経済的支援や権利擁護の充実に取り組みます。

さらに、生涯にわたっていきいきと自分らしく暮らしていけるように、生きがいづくり及び各ライフステージの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、安心・安全な地域の生活環境を整えていく必要があります。そのため、公共施設等を誰もが快適で利用しやすいようバリアフリーを進めるとともに、ユニバーサルデザインの地域への普及啓発に取り組みます。また、高齢者、障がい者に配慮した住環境の向上を進めます。

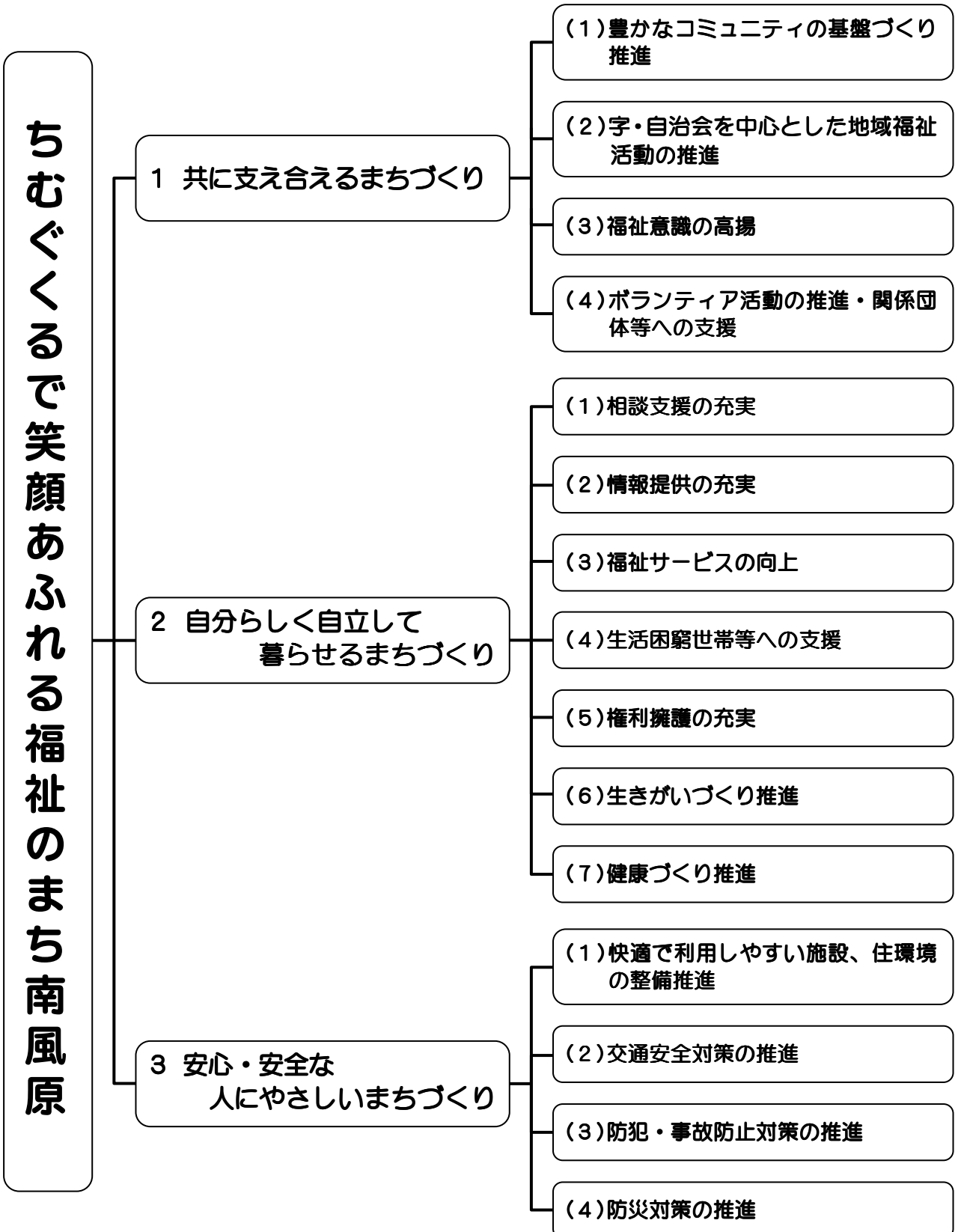
さらに、交通事故や犯罪・子どもの事故及び災害等から住民を守り、安心して暮らしていけるよう、地域と連携した交通安全対策、防犯・事故防止対策、防災対策を推進します。

5 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



第3章

施策の推進

基本目標 1 共に支え合えるまちづくり

(1) 豊かなコミュニティの基盤づくり推進

[基本方針]

地域福祉の基本単位は個人であり、住民一人ひとりが相手を気遣い、互いに支え合うという意識を持つことが地域福祉を進める第一歩となります。

そのため、住民の誰もが地域社会の一員であることを自覚し、隣近所をはじめとする身近な地域の人達と互いに顔が見える関係を築き、ふれあいや交流を深めながら地域活動や地域福祉活動に主体的に参加するなど、豊かなコミュニティを形成するための基盤づくりを進めます。

《 行政が取り組むこと 》

①あいさつ、声かけ運動の推進強化 【推進主体※：総務課】

○近所付き合いや身近な助け合いを大切にする地域づくりを推進する上では、人と人が知り合い分かりあえる原点となる「あいさつ、声かけ」を行うことが大事です。子どもからお年寄りまで全ての住民が家庭内や隣近所など、身近な所からあいさつや声かけをはじめ、町全体で展開されるよう、地域の関係機関・団体等と連携した「あいさつ、声かけ運動」の推進強化を図ります。

②交流活動の推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

○地域のスポーツ活動、サークル活動、文化活動等及び諸団体の活動を通して、仲間づくりや交流の活性化が図られるよう活動を支援します。

○世代を超えた交流は、高齢者や障がい者にとっては生きがいや社会参加につながり、子どもにとっては社会性や協調性などが育まれることにつながります。また、若い世代とのつながりの中で新たなコミュニティ活動が生まれる可能性があります。

そのため、伝統文化継承活動、スポーツ大会、青少年健全育成活動、地域の行事や活動及び町のまちづくりへの住民参加等、様々な取り組みにおいて、多様な世代の参加を図り、コミュニケーションをとることで、世代間の違いや特徴を理解し認め合えるよう、世代間の交流を促進します。

※推進主体：各取り組みの中心となって、関係課及び関係機関、団体等との連携を図るなどにより取り組みを推し進める主体

③住みよいまちづくりを話し合う機会の創出 【推進主体：こども課】

○住民の地域福祉への理解を深めるとともに、自分達が担う役割を認識し、住民一人ひとりが地域福祉活動に参画する意識が高まるよう、社会福祉協議会や地域の諸団体等と連携し、住みよいまちづくりについて住民同士が話し合える機会を創出していきます。

④自治会加入促進 【推進主体：総務課】

- 地域でのコミュニティ活動を進める上で、自治会とのネットワークは非常に重要です。自治会活動を通して、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の必要性についての啓発や活動内容、活動の楽しさについて、自治会と連携した情報発信の充実を図ります。
- 転入手続きの窓口においては、自治会の紹介や自治会への橋渡しをするなど、自治会加入のための支援を行います。
- 自治会の加入率アップのために、地域と行政が共に検討する場をつくり、自治会の取り組みに対し必要な支援を行います。

⑤地域活動の活性化推進 【推進主体：企画財政課、産業振興課、生涯学習文化課】

○地域活動が多くの人々の理解を得、また、興味・関心を引き、若い世代を含めた参加者の増が図られるよう、地域活動のあり方について、多様な世代との意見交換を行うとともに、各世代で役割を分担するなど、地域活動を組織的に推進する体制づくりを地域に働きかけます。また、地域の要請に応じて、必要な支援を行います。

⑥地域のモラルやマナーの向上推進 【推進主体：総務課、住民環境課】

- 地域住民相互のより良い関係を築いていくためには、互いにモラルやマナーを守り合うことも必要です。みんなが気持ちよく日常生活を送ることができるよう、ゴミの不法投棄やポイ捨て、車の運転マナー(違法駐車、ゆずり合い等)、ペットの管理、その他の迷惑行為について、モラルやマナーの向上が図られるよう啓発していきます。
- 個人のプライバシーの守秘についても啓発を行います。



マナーを守りましょう

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

① 支えあい・たすけあう地域づくり

○ともに支えあい・たすけあう地域づくりをすすめる上で住民同士の“絆(つながり)”が重要になります。地域における各種交流活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業を支援します。

② 地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民をはじめ医療・保健・福祉の関係する機関・団体が連携し、地域における福祉と生活課題等について情報を共有し、問題解決に向けた共通認識づくりを行う機会・場を確保し「ちむぐくるでつくる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

③ 字・自治会加入促進と地域活動の活性化促進

○住民の交流をとおした“絆(つながり)”づくりにおいて、地域性を重視した取組みが重要となります。字・自治会を基盤とした地域活動への参加をとおした住民の関係づくりの取組みがもっとも効果が期待できることから、字・自治会加入促進と地域活動活性化促進に努めます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・周りの人に進んであいさつや声かけを行い、コミュニケーションをとりましょう。
- ・世代間交流活動に積極的に参加しましょう。
- ・住みよいまちづくりを話し合う場に、積極的に参加しましょう。
- ・自治会に加入しましょう。
- ・地域の行事や活動には隣近所声をかけあって参加しましょう。また、必要な協力を努めましょう。
- ・みんなが気持ちよく暮らせるよう、モラルやマナーを守ることを意識しましょう。
- ・個人のプライバシーには十分気をつけましょう。

<関係団体等>

- ・「あいさつ、声かけ運動」を推進しましょう。
- ・世代間の交流を企画・実施しましょう。
- ・地域の社会資源を活用した、交流拠点の確保に努めましょう。
- ・住みよいまちづくりを話し合う機会を創出しましょう。
- ・自治会加入促進に取り組みましょう。
- ・地域のイベントや活動について、多様な世代の参加と協力が得られるような取組みを企画・実施しましょう。
- ・モラルやマナーの向上について啓発しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・福祉施設の空きスペースなどを活用した住民の交流拠点づくりを進めましょう。
- ・住民とサービス利用者との交流を企画・実施しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①あいさつ、声かけ運動の推進強化						総務課
②交流活動の推進						生涯学習文化課 教育総務課
③住みよいまちづくりを話し合う機会の創出						こども課
④自治会加入促進						総務課 社協
⑤支えあい・たすけあう地域づくり事業						社協
⑥地域福祉懇談会の開催	5 地区	5 地区	6 地区	6 地区	7 地区	社協
⑦福祉保健施設団体連絡会の開催						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①近所づきあいが減っている	アンケート調査	%	53.2	45.0
②住みよいまちづくりを話し合う機会に参加したい	アンケート調査	%	50.3	60.0
③自治会加入率	町実績	%	53.2 (平成 23 年度)	70.0
④地域福祉懇談会	社協実績	地区	5	7



地域活動（喜屋武のシーサー）

(2) 字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進

[基本方針]

地域のつながりを感じながら安心して暮らしていくには、住民主体の地域福祉活動の展開が重要です。「共に生き、支えあえる地域づくり」を進めるために、小地域福祉圏域である字・自治会の福祉ニーズに対し、地域住民が福祉の担い手として、日常的な見守りや生活支援などの福祉活動(小地域福祉ネットワーク)を展開する体制の充実及び住民福祉活動への支援の充実を図ります。また、要支援者への支援の充実を図るために、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口・相談員、福祉事業者等との連携・協力体制を構築します。

《 行政が取り組むこと 》

①小地域福祉活動の広報啓発の推進 【推進主体：こども課】

○住民主体の福祉活動の活性化を図るために、字・自治会、社会福祉協議会と連携し、小地域(字・自治会)における住民福祉活動の周知や活動への参加促進について、地域への広報啓発の充実に取り組みます。

②小地域福祉活動への支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する「高齢者サロン」、「子育てサロン」、「友愛訪問活動」、「まちづくりサポートセンター」等の住民主体の地域福祉活動の充実が図られるよう、ボランティア等活動を担う人材の確保や地域の福祉ニーズの把握などについて必要な支援を行います。また、小地域福祉活動を推進するための字・自治会の組織体制の強化を支援します。

③コミュニティソーシャルワーク体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①住民主体の地域福祉活動の推進

- 各種福祉制度・サービスの基盤整備が進む中、住民が安心して在宅生活をおくる環境も整備されつつあります。しかし、これらの公的な支援では解決できない福祉課題も多く、住民が主体となった支えあい・たすけあい活動が重要です。支援を必要とする方を小地域(字・自治会を基本とした範囲)で見守り、支える体制づくりを推進します。
- 公的サービスだけでは解決の図れない「制度のはざ間」にあるニーズに積極的に応えるため、住民相互の援助活動をコーディネートし、先駆性・開発性を発揮した事業活動の展開に努めます。
- 住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員※を委嘱し、その活動を支援します。

②地域性重視の支援体制づくりの推進

- 住民が抱える問題の早期発見・解決を図り、問題の深刻化を防ぐことで安心した在宅生活をおくることが可能になります。そのためには、住民がより身近な場所で相談や必要な支援を受けるなどの環境整備が重要であり、様々な福祉問題を住民主体の小地域福祉活動の展開をとおして解決を図るため、コミュニティソーシャルワークの手法をいかし、アウトリーチ※による福祉課題の把握と住民はじめ福祉の専門職との協働による支援体制づくりを推進します。



コミュニティソーシャルワーカーの活動（福祉マップづくり）

※福祉協力員：福祉協力員は社会福祉協議会会長が委嘱するボランティア（無償）で、民生委員・児童委員とともに、地域で困っている方の相談支援者として活動しています。

※アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。訪問支援。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・地域の福祉課題は自らの課題として捉え、小地域福祉活動にできる範囲で積極的に参加・協力しましょう。
- ・支援を要する人への支援方法に困ったら、行政や社協に相談しましょう。
- ・地域の支援を受けたい人は、自ら進んで手を上げましょう。
- ・支援を行いたい人、支援を受けたい人は「まちづくりサポートセンター」に登録しましょう。

<関係団体等>

- ・小地域福祉活動の地域への周知と活動への参加・協力を促しましょう。
- ・小地域福祉活動を推進する地域組織体制の強化に取り組みましょう。
- ・必要に応じて、コミュニティソーシャルワーカーや専門機関等と連携した支援を行いましょう。
- ・地域の支援を要する人を把握しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・小地域福祉活動に対し、できることは協力しましょう。
- ・支援を要する人のケースに応じて、コミュニティソーシャルワーカーや地域の相談窓口と連携した支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①小地域福祉ネットワーク推進事業	16 地区	16 地区	16 地区	16 地区	17 地区	社協
②友愛訪問事業						社協
③子育てサロン	6 箇所	6 箇所	6 箇所	7 箇所	7 箇所	社協
④支えあうまちづくり事業 (コミュニティソーシャルワーカーの活動)	40 ネット	80 ネット	100 ネット	150 ネット	200 ネット	社協
⑤福祉協力員の委嘱と活動支援						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっている	アンケート調査	%	35.6	25.6
②小地域福祉ネットワーク組織	社協実績	地区	16	17
③子育てサロン	社協実績	箇所	6	7
④支えあうまちづくり事業(個別ネットワーク)	社協実績	ネット	20	200

(3) 福祉意識の高揚

[基本方針]

性や年齢の違い、障がいの有無など人それぞれの特性や価値観の多様性を認め、共に生きる地域社会を構築していくには、住民が身近な地域の生活課題に気付く力を養い、困っている人に手を差し伸べる意識や行動が広がっていくことが大切です。

住民が地域の福祉課題を自らの課題として捉え、自ら進んで福祉活動に参加していけるように、次代を担う子ども達への福祉教育を推進するとともに、地域への福祉意識の啓発に取り組みます。また、男女が協力した福祉社会を形成するために、男女共同参画を推進します。

さらに、福祉意識を育むことは、互いの人権を認め合い共存するという、人権尊重の理念と共通するものであることから、人権に対する理解を深めるための教育・啓発を推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課】

- 次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、高齢者や障がい者との交流、ボランティア体験学習等多様な活動を通して、ノーマライゼーション※の理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。
- 学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実を図られるよう、保育所(園)や学校教育部門と社会福祉協議会との連携を密にします。
- また、地域の関係機関・団体、福祉施設等と連携した、効果的な福祉教育の実践に取り組みます。

②福祉意識啓発の充実 【推進主体：学校教育課、保健福祉課、こども課】

- 子ども達への福祉教育の実践を通して、地域への福祉意識の浸透を図るために、福祉教育の目的や取り組みについて、地域への周知の強化を図ります。
- 地域のイベントや国が定める高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会の開催、高齢者や障がい者との交流などに取り組みます。

※ノーマライゼーション：障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれます。

③男女共同参画の推進 【推進主体：企画財政課】

○あらゆる分野で男女が共に知恵と力を出し合えるよう、男女共同参画の意識を高めていきます。

○女性の役職登用や方針決定の場への参画を積極的に推進するなど、男女共同参画の環境づくりを進めます。

④人権教育・啓発の推進 【推進主体：総務課】

○住民一人ひとりの基本的な人権が保障され、相手を思いやり、お互いを大切にする意識の浸透を図るために、人権擁護委員と連携し、学校や家庭、地域における人権に関する教育・啓発の推進に取り組み、人権尊重への理解を深めます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①福祉教育の推進

○住民の社会福祉に対する理解を深め、地域福祉活動への積極的な参加を得るためには福祉教育の取組みは重要です。特に次代を担う子ども達に対する福祉教育をとおして思いやりの心を育み、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ることで、年齢や性別、障がいの有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

②福祉意識の高揚

○ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で社会福祉への関心・理解を深めることは重要です。障がい者や高齢者にとって住みよい地域や安心して子育てができる社会について、共に考える機会を確保し、住民参加による地域活動の展開を目指して福祉意識の高揚を図ります。



学校教諭等福祉研修会

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・子どものいる家庭では福祉や福祉教育について話し合う機会をつくりましょう。
- ・「ノーマライゼーション」の理念や「共生社会」の考え方を知りましょう。
- ・広報紙などに目を通し、地域の福祉事情に関心を持ちましょう。
- ・高齢者や障がい者との交流の場に参加し、理解を深めましょう。
- ・福祉や人権に関する講演会などに参加し、相手を思いやる心や互いに認め合い大切にする意識を持ちましょう。
- ・男女が協働した地域づくりを推進するために、男女共同参画の意識を持ちましょう。

<関係団体等>

- ・福祉教育の取り組みに必要な協力を行いましょう。
- ・行政や社協と連携・協力し、住民の福祉意識や人権意識を高める取り組みを推進しましょう。
- ・男女共同参画の視点に立った地域活動を推進しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・福祉教育の取り組みに積極的に協力しましょう。
- ・行政や社協及び地域と連携・協力し、障がい者や高齢者への理解を深めるための取り組みを企画・実施しましょう。
- ・職員の人権意識の向上を進めましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①福祉教育の推進						学校教育課 社協
②福祉意識啓発の充実						学校教育課 社協
③男女共同参画の推進						企画財政課
④人権教育・啓発の推進						総務課
⑤職員等による出前講座の実施						社協
⑥学校教諭等福祉研修会の開催						学校教育課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①福祉に非常に関心がある	アンケート調査	%	15.4	30.0
②福祉教育連絡会	社協実績	回	1	3
③職員等による出前講座の実施	社協実績	回	3	6

(4) ボランティア活動の推進・関係団体等への支援

[基本方針]

安心して住みよい地域社会を構築していくには、地域の福祉課題に対する公的な取り組みとともに、ボランティア活動への期待が高まっています。住民一人ひとりができる範囲で主体的に周りの人への支援や地域に貢献できる活動に取り組んでいけるよう、ボランティアを担う人材の養成やボランティア活動の活性化を推進します。

また、地域で福祉活動を展開する団体・NPO等についても地域福祉を推進する上で、密接に連携していく必要があり、それぞれの活動の充実が図られるよう支援していきます。

《 行政が取り組むこと 》

①ボランティア活動の推進支援 【推進主体：こども課】

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。
- 社会福祉協議会によるボランティアを担う人材の養成や活動の斡旋等、ボランティア活動の活性化への取り組みを支援します。
- より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう、地域の人と人のつながりを通して、ボランティア活動への参加呼びかけや活動の仲間づくりなど、参加しやすい環境づくりを促します。

②福祉関係団体等への支援 【推進主体：保健福祉課、こども課】

- 地域福祉の推進に関わる団体やNPO等について、それぞれの活動の充実を図るために、社会福祉協議会と連携した必要な支援を行います。
- 民生委員・児童委員については、活動の充実が図られるよう役割や活動内容等について、地域への周知を図るとともに、社会福祉協議会がすすめる福祉協力員の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。また、定数確保に努めるとともに、研修等を通じた資質向上を図ります。



手話講座

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

① ボランティア活動の推進

○地域における様々な福祉課題の解決に取り組むにはボランティアの参加は必要不可欠であるものの、その人材の育成・確保が重要な課題となっており、各種養成講座を実施して育成・確保に努めます。また、ボランティア活動への参加をととして社会福祉への理解を深めつつ、生きがいや健康づくりとしての効果も期待できることから、ボランティアセンター運営事業を実施し、ボランティアコーディネート機能の充実強化をととしてボランティア活動の推進を図ります。

② 福祉団体の支援

- 老人クラブなどの当事者団体の活動をととして親睦・交流や社会参加促進の取組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。
- 地域福祉の推進においては民生委員・児童委員活動は欠かすことはできず、密な連携が重要です。その民生委員・児童委員が安心して活動できるよう事務局を担うとともに、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、民生委員・児童委員との協働体制を構築します。

③ ボランティア団体、企業、NPOとの連携

- 地域福祉推進に関わる団体やNPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、必要な支援をととしてネットワークの構築に取り組みます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・地域に貢献することを役割の一つとして捉え、ボランティアに関心を持ち自分ができる活動を考え、実践してみましょう。
- ・広報紙等から地域のボランティア活動の様子やボランティアを必要とするニーズを把握し、参加について前向きに考えてみましょう。
- ・ボランティアに関する相談や情報を知りたい時は社協に聞いてみましょう。
- ・ボランティア講習会などに参加し、意識を高めましょう。
- ・一人で参加することが難しい時は、一緒に参加できる仲間をつくりましょう。
- ・ボランティア活動に参加する時には、身近な人にも参加への声かけをしましょう。
- ・民生委員・児童委員の活動に対する理解を深め、活動に対する必要な協力を行きましょう。
- ・地域の福祉を推進する団体や組織等に対し、必要な支援・協力を行きましょう。

<関係団体等>

- ・行政や社協と連携し、ボランティアを必要とする地域のニーズを発信し、住民の参加を促しましょう。
- ・各種団体や組織及び事業所等では、地域貢献も役割の一つとして捉え、自分達ができる活動を考え実践してみましょう。
- ・地域福祉を推進する各種団体やNPO等の活動がより効果的に進められるよう、相互に連携・協力していきましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・日頃の活動の中で、必要とするボランティアニーズの発信とボランティア活動への住民の参加を促しましょう。
- ・ボランティア講習会などの機会を設けましょう。
- ・地域のボランティア活動に対し、できることは支援・協力していきましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①福祉関係団体等への支援						保健福祉課 こども課 社協
②10代のボランティア研修会の開催						社協
③ボランティア養成講座の開催						社協
④ボランティアセンター機能の充実						社協
⑤ボランティア団体、企業、NPOとの連携						社協
⑥民生委員・児童委員活動の支援						こども課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①ボランティア活動に参加した割合	アンケート調査	%	36.5	40.0
②民生委員・児童委員の充足率	町実績	%	77.3	100.0

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 相談支援の充実

[基本方針]

地域で安心して暮らしていくには、生活する上で困っていることや不安を気軽に相談することができ、相談を通して必要な援助が受けられることが求められます。そのため、地域の相談員や相談窓口及び相談に対する守秘義務について周知徹底を図るとともに、適切な相談支援を行うために、相談員や相談窓口の職員等の資質向上を図ります。また、関係機関や専門機関との連携を図り、ニーズに対応した専門性の高い相談支援を推進するなど、相談支援機能の充実を図ります。

《 行政が取り組むこと 》

①相談窓口の周知と利用啓発 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。

また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会を通して啓発を行います。

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

②相談支援体制の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○質の高い相談支援が受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。また、ケースに応じて地域の相談窓口間の連携や関係機関、専門機関、コミュニティソーシャルワーカー等と連携した支援を行います。

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

○障がい者については、相談支援を効果的に実施するために「南風原町障がい者自立支援協議会」の活動の充実を図るとともに、現在の相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター※」の設置に取り組みます。また、引続き町の障がい者福祉担当課窓口到手話通訳を設置します。

※基幹相談センター：身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことにより、現在の相談支援体制の強化を図ることを目的としています。

具体的な役割としては、総合的な相談や専門的な相談支援を行うほか、支援困難なケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整、障がい者に対する虐待防止や権利擁護、地域移行・地域定着に関して、入所施設や精神科医療機関への働きかけ、地域の受け入れ体制の整備に係るコーディネートなどがあります。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①福祉総合相談事業の推進

- 住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります
- 必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めるとともに、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

②相談支援体制の充実・強化

- 課題を抱える住民を総合的に支援するため、ふれあい福祉相談室の充実を図るとともに、支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービス※を効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

③相談機関等の情報共有と連携強化

- 住民の悩みに対して「ワンストップ」で受け止める体制をつくるためには、関係機関との連携が不可欠です。相談機関連絡会をとおして関係機関等の相談・支援ネットワークの構築に努めます。

④住民相互支援体制の充実

- 社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能を持つものであることから、住民相互の支援体制の充実が図られるよう、両センターの統合化について町と必要な調整を行います。



子育てサロン

※インフォーマルサービス：家族、近隣、ボランティアなどによる制度化されていない支援のことをいう。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・相談することの大切さについて、理解を深めましょう。
- ・地域の様々な相談窓口を知り、困った時は進んで相談窓口を利用しましょう。
- ・身近に困っている人がいたら、相談窓口の利用を進めてみましょう。

<関係団体等>

- ・相談することの大切さについて、地域に啓発しましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・日頃からサービス利用者に対し、困っていることはないか聞いてみましょう。
- ・困りごとのある利用者がいれば、利用者の了解のもと、地域の相談窓口やコミュニティソーシャルワーカー等と連携した支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①包括的支援事業(総合相談支援事業)						保健福祉課
②障がい者相談支援事業						保健福祉課
③基幹相談支援センター設置・運営	設置					保健福祉課
④手話通訳設置事業						保健福祉課
⑤地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)						こども課
⑥福祉総合相談事業						社協
⑦相談機関連絡会の開催	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	社協
⑧在宅介護支援センター運営事業						保健福祉課 社協
⑨支えあうまちづくり事業 (まちづくりサポートセンター)						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①相談窓口(相談員)を利用した	アンケート調査	%	26.8	50.0
②まちづくりサポートセンター提供会員	社協実績	人	80	100

(2) 情報提供の充実

[基本方針]

住民が自ら利用したいサービスや制度を選択できること及び主体的な福祉活動への参加促進が図られるためには、サービスや活動等に関する情報が得やすいことが重要となります。そのため、これまでの情報提供の充実に図るとともに、必要な時に、必要な情報がいつでも入手できる仕組みづくりに取り組みます。また、障がいなど個人の特性に配慮した情報提供を進めます。

《 行政が取り組むこと 》

①情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、総務課、企画財政課】

- 保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。
- 自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の世帯への配布率の向上を図ります。
- 地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。
- 町のホームページについては、今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。また、文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進するほか、情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

②相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

③相談員の資質向上 【推進主体：関係各課】

- 各種相談員や相談窓口担当者について、研修や相談機関連絡会等への参加を通して、資質向上を図ります。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①情報提供の充実

○福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐくる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組めます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・ 普段から地域の広報紙やマスコミ等の福祉に関する情報に目を通しましょう。
- ・ 知りたい情報については、各種相談窓口に問い合わせましょう。
- ・ インターネットを利用した福祉情報の収集に親しんでみましょう。
- ・ 地域情報の提供が個人にとって適切でない場合は、行政に働きかけましょう。

＜関係団体等＞

- ・ 福祉サービスや制度について、説明会等の必要があれば、行政や福祉サービス事業者等に働きかけましょう。
- ・ 自治会及び各種団体等は自らの活動について、地域への情報発信を行いましょう。
- ・ 町や社協の広報紙が全ての世帯に配布されるよう、協力しましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・ サービスの内容や活動、運営体制等について情報を発信しましょう。
- ・ 福祉サービスや制度の説明会等の開催に協力しましょう。



福祉まつり（福祉施設団体舞台発表）

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①広報・広聴事業	→					総務課
②まちづくり出前講座	→					企画財政課
③社協だより「ちむぐくる」の発行	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	12回/年	社協
④「福祉のしおり」の作成・配布	作成 2,500部	制度等の内容の変更に応じて適宜発行				社協
⑤福祉まつりの開催(隔年開催)	開催		開催		開催	こども課 社協
⑥社会福祉大会の開催(5年ごと開催)		第6回 大会開催				こども課 社協
⑦福祉月間・週間の啓発	→					保健福祉課 こども課 社協
⑧声の広報等発行业務	→					保健福祉課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成25年度	平成30年度
①町の広報紙の世帯配布率(毎月)	アンケート調査	%	77.7	88.0
②社協の広報紙の世帯配布率(毎月)	アンケート調査	%	55.9	77.0
③声の広報等発行业務(利用者)	社協実績	人	15	25



町広報紙、社協だより

(3) 福祉サービスの向上

[基本方針]

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるように、地域の福祉ニーズを勘案したサービスの基盤整備を進めるとともに、地域の福祉ニーズに対し、単一のサービスのみで対応するだけではなく、関係機関やサービス事業者等が連携した、包括的な支援が提供できる体制の充実を図ります。また、サービス利用者が自らサービスを選択し、安心して利用できるよう利用者本位のサービス提供に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①サービス基盤の整備推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 高齢者、障がい者、子育て支援等にかかわる公的サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。
- ボランティア団体やNPO等民間が提供するサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。

②関係機関等が連携した包括的な支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 要支援者の生活実態や心身の状態に即した、適切なサービスが総合的に提供され、地域で暮らし続けていけるよう高齢者、障がい者、子育て支援等にかかわる保健・福祉・医療等の各分野の専門機関、サービス事業者等との連携及び地域のインフォーマルサービスとの連携などにより、包括的なサービス提供が可能な体制を構築します。また、必要に応じて教育、就労、住宅、交通、生活環境など他の生活関連分野との連携を図ります。
- そうした体制作りに向けて、高齢者については介護、介護予防、医療、住まい、生活支援の5つのサービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」の推進に取り組みます。また、障がい者については「南風原町障がい者自立支援協議会」、子育て支援については、「南風原町次世代育成支援対策地域協議会」の機能強化を図ります。

③サービスの質の向上 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。
- 福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足度を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

また、サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

- サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。

④移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課】

- 高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)を引続き推進するとともに、社会福祉協議会による巡回福祉バスの運営を支援します。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①在宅生活を支える福祉サービスの充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、福祉サービスの充実が必要不可欠であり、住民の福祉ニーズに応える福祉サービスの提供が求められています。
引き続き在宅福祉サービス事業を実施し、社協各部門及び行政、関係機関と連携し予防から生活支援まで、切れ目ないサービスの提供体制の構築を目指します。

②福祉サービスの質の向上

- 社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施し、利用者の視点に立った効果的・効率的事業運営に努めます。
- 社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えるとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報誌等で周知するなど、環境づくりに努めます。

③移動支援の推進

- 行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、車いす利用者の通院移動の支援を行います。また一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。

④介護保険事業及び障害福祉サービスの検討

- 社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業については、現在町内に多くの事業者が参入している現状を踏まえ、事業の継続または廃止等について検討を行います。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・サービスの利用に苦情や意見があれば、相談窓口を利用しましょう。
- ・住民参加の福祉サービスに積極的に参加しましょう。
- ・サービスの利用にあたっては福祉サービス事業者の情報を把握し、事業者を選択しましょう。
- ・新たな住民参加のサービスについて提案しましょう。

<関係団体等>

- ・地域で必要な公的サービスの整備について、行政に伝えましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・職員の資質向上を進めましょう。
- ・行政や地域と連携した包括的な支援の推進に参加・協力しましょう。
- ・苦情解決のための窓口の設置や利用者及びその家族への窓口の周知を進めましょう。
- ・事業運営について自己評価や第三者評価の仕組みを整えましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①高齢者保健福祉計画の策定・推進	見直し 策定		推進	見直し 策定	推進	保健福祉課
②障がい福祉計画の策定・推進	見直し 策定		推進	見直し 策定	推進	保健福祉課
③次世代育成支援行動計画の推進	→					こども課
④子ども・子育て支援事業計画の策定・推進	策定		推進			こども課
⑤栄養改善事業					→	保健福祉課 社協
⑥高齢者外出支援サービス事業					→	保健福祉課 社協
⑦ふれあいコールサービス事業					→	保健福祉課 社協
⑥軽度生活援助事業					→	保健福祉課 社協
⑦家族介護者支援事業					→	保健福祉課 社協
⑧福祉機器リサイクル事業					→	保健福祉課 社協
⑨ファミリーサポートセンター運営事業					→	こども課 社協
⑩介護サービスの提供			検討		→	保健福祉課 社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①栄養改善事業(実利用者)	社協実績	人	45	60
②高齢者外出支援事業(実利用者)	社協実績	人	通院 10 サロン 30	通院 20 サロン 40
③ふれあいコールサービス事業(実利用者)	社協実績	人	10	25
④軽度生活支援事業(実利用者)	社協実績	人	12	15



高齢者外出支援サービス事業



軽度生活支援事業

(4) 生活困窮世帯等への支援

[基本方針]

生活困窮の状況に陥った者が、地域社会から孤立することなく、日常生活を営み自立していけるよう必要な支援を行います。また、経済的な理由により、必要とする保健・福祉・医療・保育・教育等のサービスが受けられない、利用を差し控えるといったことがないよう、低所得世帯に配慮した支援を行います。

《 行政が取り組むこと 》

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び保育・教育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮者自立支援 【推進主体：こども課、教育総務課】

- 貧困の連鎖を防止するために、準要保護児童等の世帯が生活保護に陥らないよう、保護者に対する就労支援、養育支援、子どもの学習支援を県と連携して取り組みます。
- 平成27年4月1日より施行される新たな生活困窮者支援制度に基づき、県及びその他の関係機関等と連携し、生活困窮者の状況に応じた必要な支援に取り組みます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します

②生活困窮者の自立支援の推進

○生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・生活困窮の状況に陥ったら、民生委員・児童委員や行政に相談しましょう。
- ・支援を受けていても、自立に向けて努力しましょう。
- ・身近に生活困窮と思われる人がいれば、個人のプライバシーに配慮した上で、民生委員・児童委員や行政に伝えましょう。
- ・サービスの利用や保育・教育を受ける際の負担額の減免等について、周知しておきましょう。
- ・相談窓口や生活福祉資金の貸付けについて、周知しておきましょう。

<関係団体等>

- ・低所得世帯が地域から孤立することがないように、見守りや日常生活等の支援を行いましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・経済状況に応じたサービス利用の負担額の減免等について、利用者やその家族に周知を図りましょう。
- ・経済的な相談に応じ、関係機関と連携した必要な支援を行いましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	
①就学奨励事業						教育総務課
②母子父子家庭医療費助成事業						こども課
③生活福祉資金貸付事業						社協
④助け合い金庫貸付事業						社協
⑤歳末たすけあい募金による年末激励金の支給						社協
⑥福祉総合相談事業の推進(再掲)						社協

（５）権利擁護の充実

〔基本方針〕

認知症等により判断力が十分でない人が権利を侵害されることなく、自分らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護のための制度等の周知と制度利用のための支援を行います。また、障がい者の人権尊重と権利擁護を進めていくために、「障害者基本法」に基づく差別の禁止等の考え方の普及を図ります。

さらに、高齢者、障がい者、児童等への虐待及びDVの防止に関して、適切に対応できるよう体制の充実を図ります。

《 行政が取り組むこと 》

①権利擁護のための制度等の利用支援 【推進主体：保健福祉課】

- 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について周知を図り、必要に応じて利用を促します。
- 成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。
- 社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行います。

②障がい者の権利擁護に関する啓発 【推進主体：保健福祉課】

- 「障害者基本法」における障がい者への差別禁止や「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会条例(共生社会条例)」について地域への理解啓発を進めます。

③虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

- 高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。
- 被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①金銭管理等日常生活の支援

○安全で安心した生活を送るためには、一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。
判断能力が低下した住民が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的な金銭管理支援事業」等による支援を行います。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・権利擁護のための制度や事業について周知しておきましょう。
- ・「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」における障がい者への差別禁止について理解を深めましょう。
- ・虐待やDVの発見又は疑いがあると考えられる場合は、関係機関に通報しましょう。

＜関係団体等＞

- ・権利擁護のための制度や事業の地域への周知を図るために、学習会等を開催しましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・権利擁護のための制度等について、サービス利用者及び家族・親族等への周知を図りましょう。
- ・職員の権利擁護意識の向上を推進しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①成年後見制度利用支援事業						保健福祉課
②地域包括支援センター事業(権利擁護)						保健福祉課
③障がい者相談支援事業(権利擁護)						保健福祉課
④南風原町要保護児童等対策地域協議会						こども課
⑤日常生活自立支援事業						社協
⑥日常的な金銭管理支援事業						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①日常生活自立支援事業(利用世帯)	社協実績	世帯	1	5
②日常的な金銭管理支援事業(利用世帯)	社協実績	世帯	10	20

（６）生きがいつくり推進

〔基本方針〕

年齢や障がいの有無に関わりなく、誰もが日常生活や社会生活において、様々なことに主体的に取り組むことにより、生きがいを持ち心豊かに暮らしていけるよう、生涯学習の振興等住民の自己実現を支援します。また、社会活動、自立生活等を支援するために、より柔軟な移動支援が可能な体制づくりに取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①生涯学習の振興 【推進主体：生涯学習文化課】

○誰もが気軽に参加し学ぶことができるよう、生涯学習(学習、趣味、スポーツ等)の環境づくりを進めるとともに、住民の学習、趣味、サークル、スポーツ活動及び伝統・文化活動等多様な取り組みを支援します。また、そうした活動の成果を発揮できる機会を確保します。

②高齢者の生きがいつくり支援 【推進主体：保健福祉課、生涯学習文化課】

○「高齢者サロン」や老人クラブの活動を支援するほか、高齢者が参加するスポーツ大会の開催、子どもとの世代間交流などの取り組みを推進します。

③障がい者の生きがいつくり支援 【推進主体：保健福祉課】

○障がい者の「音楽サークル」の活動を推進するほか、「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加支援、社協が実施する「障がい者スポレク交流事業」や「障がい者パソコン教室」などへの必要な支援を行います。また、その他の生きがい活動支援するほか、障がい者のニーズを踏まえた新たな生きがいつくりの創出に取り組みます。

○障がい者の就労を支援する事業所(就労移行支援事業所・就労継続支援事業所)や関係機関及び地域の一般事業所等と連携し、障がい者の一般就労への移行を促進します。



公民館サークル（瑞穂大正琴の皆様）

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①生きがいと社会参加の促進

- 住み慣れた地域でいつまでも暮らしつづけるためには、健康で生きがいのある生活をおくることはもちろん、高齢者や障がい者の社会参加が図られ、いきいきと暮らすことのできるまちづくりが重要です。
- 一般高齢介護予防通所事業(ミニデイサービス)については、小地域福祉ネットワーク独自活動の「高齢者サロン」とともに、開催回数を増やし、全地域での毎週開催をめざします。また、レクリエーション講習会や介護予防に関する情報の提供など、ボランティアの活動の幅を広げるための取り組みを行います。
- 高齢者健康づくり推進事業については、健康づくりの効果が期待できるため、実施回数を増やすなど充実・強化に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、様々な交流の機会を提供し、地域住民が「障がい」について理解を深め、障がいのある方への社会参加促進を図ります。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・自らの技術や経験を活かし、生きがいを追及しましょう。
- ・何事にも関心をもち、趣味や生きがいを見つけるようにしましょう。
- ・障がいなどがあっても、必要な支援を利用しながら、自分らしい生き方にチャレンジしましょう。

＜関係団体等＞

- ・個人の豊かな知識や経験、技術及び趣味や特技等を地域づくりに活かしましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・利用者の生きがいづくりの創出や趣味活動等の支援に取り組みましょう。



ミニデイサービス利用者交流会

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①公民館講座事業						生涯学習文化課
②各種スポーツ教室						教育総務課
③各種スポーツ大会						保健福祉課 教育総務課
④本人活動支援事業(音楽サークル)						保健福祉課
⑤一般高齢介護予防通所事業(地域型) (ミニデイサービス)						保健福祉課 社協
⑥高齢者健康づくり推進事業	16 力所	16 力所	16 力所	17 力所	17 力所	社協
⑦障がい者の社会参加の促進	3 回/週	3 回/週	3 回/週	5 回/週	5 回/週	社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 24 年度	平成 30 年度
①一般高齢介護予防通所事業(地域型) (ミニデイサービス)	社協実績	箇所	16	17
		実人数	410	480
②高齢者健康づくり推進事業	社協実績	回/週	3	5
		実人数	243	360



高齢者健康づくり推進事業

(7) 健康づくり推進

[基本方針]

健康上の問題で日常生活が制限されることなく、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進する観点から、子どもから高齢者まで全てのライフステージで、それぞれの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①健康への意識啓発 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○住民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、進んで健康診査を受けるとともに、生涯にわたり健康増進に努めることができるよう、町の広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等の広報手段及び住民が集まる機会などを活用して、健康づくりへの啓発を行うとともに、必要な知識の普及啓発を行います。

②受診勧奨と保健指導の強化 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○妊婦健康診査、乳幼児健康診査、特定健康診査等必要な時期に必要な健康診査等を受けよう受診勧奨を行い、診査結果に基づき必要な保健指導等の強化を進めます。

○妊娠期を含むすべてのライフステージを通して、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の各分野からみた、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防に重点を置いた保健活動を推進します。また、こころの健康づくりについても関係機関等連携した、相談支援の充実に取り組みます。

③個人の健康を支える環境づくり 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○健康づくりは個人の取り組みが基本ですが、それだけで成し遂げることは難しい場合があります。周りからの支援が必要となります。家庭をはじめ、行政、医療機関、教育関連機関、各種団体、事業所など個人と関わりのある様々な主体が、個人の健康を気づかい、支えていける社会環境づくりに取り組みます。

○健康づくりに取り組みやすいよう、健康づくり教室の開催や運動・スポーツ環境の整備を進めます。

④健康長寿復活に向けた県との連携 【推進主体：国保年金課、保健福祉課】

○沖縄県の女性の平均寿命が全国首位から後退したことを受け、健康長寿復活を目指す県の取り組みと連携して、住民の健康長寿に向けた取り組みを推進します。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・自分の健康は自分で守るという意識を持ち、定期的に健康診査を受けましょう。
- ・健康について気になることがあれば、保健担当窓口にご相談しましょう。
- ・健康診査の結果に基づく保健指導等を受け、必要な医療受診や生活習慣の改善に取り組みましょう。
- ・家族や親しい人に健康診査の受診勧奨を呼びかけましょう。
- ・ライフステージごとの心身の健康課題について、理解を深めましょう。
- ・治療の中断はしないようにしましょう。

<関係団体等>

- ・特定健康診査の地域の受診率向上に取り組みましょう。
- ・健康の大切さについて地域への意識啓発に取り組みましょう。
- ・一般事業所では従業員への健康診査の受診勧奨を行いましょ。また、個人の健康づくりを支援しましょう。
- ・住民が運動などの健康づくりに取り組める環境づくりを進めましょう。
- ・健康に関する勉強会などの開催に取り組みましょ。
- ・個人の健康づくりを支援する意識を持ちましょ。

<福祉サービス事業者>

- ・行政や地域と連携した健康に関する知識の普及に取り組みましょ。
- ・住民の健康づくりのために提供できる資源は、積極的に提供しましょ。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①母子保健事業						保健福祉課
②特定健康診査等事業						国保年金課 保健福祉課
③住民健康診査事業						国保年金課 保健福祉課
④健康相談事業						保健福祉課
⑤予防接種事業						国保年金課 保健福祉課

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 24 年度	平成 30 年度
①特定健康診査受診率	町実績	%	44.9	60.0
②特定保健指導実施率	町実績	%	62.4	65.0

基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくり

(1) 快適で利用しやすい施設、住環境の整備推進

[基本方針]

年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが社会の活動に参加し、社会の担い手としての役割を果たすことや生きがいを感じることができる環境を整えていくために、公共の建物や道路等が安全かつ快適に利用できるバリアフリーを推進します。また、初めから障壁を生み出さないよう、ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を図ります。さらに、住まいは、生活の基盤であることから、高齢者、障がい者に配慮した、快適な住環境の整備及び在宅生活の向上を支援します。

《 行政が取り組むこと 》

①公共施設の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

- 新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、高齢者や障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- 既存の公共施設については、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが快適に安全に利用できるように、身体障がい者用トイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置等について、必要な整備を進めます。
- 歩道についても、段差解消や拡幅等快適で安全な歩行環境の整備を計画的に進めます。

②ユニバーサルデザインの普及啓発 【推進主体：まちづくり振興課、保健福祉課】

- より快適な地域の生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出さないようデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの普及啓発を推進し、高齢者や障がい者に限らず、子どもや乳幼児を連れた親子など誰もが快適に利用できる施設・設備等の整備を進めます。

③住環境・在宅生活の向上支援 【推進主体：保健福祉課、まちづくり振興課】

- 高齢者や障がい者の住まいのバリアフリーを進めるために、住宅改修費の補助を行います。また、社会福祉協議会による生活福祉資金の周知を行います。
- 在宅生活の向上を図るために高齢者については、介護保険における住宅改修や福祉用具の利用及び日常生活の自立支援や介護予防のために、高齢者日常生活用具給付等事業の利用促進を図ります。また、障がい者についても、地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具や住宅改修費等の利用促進を図ります。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・ユニバーサルデザインについて理解を深めましょう。
- ・歩道への違法駐車や障害物の設置はしないようにしましょう。
- ・屋外での移動や施設等の利用で困っている障がい者等に対し、積極的に声をかけ、手助けしましょう。
- ・高齢者や障がい者の屋外での介助方法について理解を深めましょう。
- ・住宅のバリアフリーを望む高齢者や障がい者は、積極的に相談しましょう。

<関係団体等>

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインを理解するための場をつくりましょう。
- ・職場や店舗等のバリアフリーを進めましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・地域と連携し、専門的な立場からバリアフリーやユニバーサルデザインの理解浸透を行いましょ。
- ・屋外での移動や施設等の利用で困っている障がい者への正しい支援(介助)方法について、地域への普及に取り組みましょ。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①都市公園事業						都市整備課
②道路整備事業						都市整備課
③ユニバーサルデザインの普及啓発						まちづくり振興課 保健福祉課
④日常生活用具給付等事業						保健福祉課
⑤住宅リフォーム支援事業						まちづくり振興課



バリアフリーに改修された神里ふれあい公園

（２）交通安全対策の推進

〔基本方針〕

事故のない安全で安心して外出できる交通環境を目指し、行政、関係機関・団体及び住民が一体となって地域の交通環境に対応した交通安全対策を推進します。

《 行政が取り組むこと 》

①交通安全運動の推進 【推進主体：総務課】

○交通安全意識と交通マナーの向上を図るために、関係機関・団体等が協働し、地域における交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

②交通安全環境の点検・整備推進 【推進主体：まちづくり振興課】

○交通安全施設の点検や地域の要請に応じて、ガードレールやカーブミラー、横断歩道、信号機等の交通安全施設について、関連機関と連携した整備を進めるほか、通学路について、子ども等を交通事故から守る安全な道路環境づくりを推進します。

③交通安全教育・指導の推進 【推進主体：総務課、こども課、教育総務課】

○保育所(園)、幼稚園、学校における交通安全教育を推進するとともに、家庭や地域においても交通ルールや安全確認等について、子ども達に意識的に声かけをし、安全確保につながるよう啓発を行います。また、地域で行われている通学路横断歩道等での立哨など子どもの安全確保のための活動を支援します。



ランドセルカバー贈呈式



宮平保育所前信号機点灯式

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・子どもの登下校時における横断歩道での立哨に参加しましょう。
- ・交通事故の危険性が高い子どもの行動・遊びに対し、注意を促しましょう。
- ・家庭で交通安全について話し合いましょう。

<関係団体等>

- ・交通安全の意識啓発を進めましょう。
- ・各種団体では、団体加入者への交通安全指導の講習会等を開催しましょう。
- ・子どもの登下校時における横断歩道での立哨を推進しましょう。
- ・交通安全について子ども達に意識的に声をかけましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・利用者への交通安全指導を行いましょう。
- ・職員の交通安全意識を高めましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①交通安全運動の推進						総務課
②交通安全対策事業						まちづくり振興課
③道路維持費事業						まちづくり振興課
④道路改良事業						都市整備課



交通安全対策事業（横断歩道の補修）

(3) 防犯・事故防止対策の推進

[基本方針]

住民が犯罪被害にあうことを防止し、安心して暮らしていけるよう、地域ぐるみの防犯対策を推進します。また、子どもが事故にあうことがないよう、遊び場や危険個所の点検・改善等に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①防犯指導の充実 【推進主体：総務課、学校教育課、保健福祉課、こども課】

- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施するほか、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。
- 高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないよう、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を行うよう促します。

②防犯設備の整備推進 【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、町道における防犯灯の計画的な整備及び自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。また、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。

③情報の提供と見守り等支援の推進 【推進主体：総務課、産業振興課、保健福祉課、学校教育課、都市整備課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。また、消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促しているよう呼びかけます。
- 地域住民や団体等による、主体的な防犯活動を積極的に支援します。

④通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

○耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

⑤遊び場等の安全確保推進 【推進主体：こども課、都市整備課】

○子どもが安心して遊べるように、遊び場や公園の遊具等について地域と連携した安全管理対策を進めるほか、社会福祉協議会・民生委員児童委員連合会による「遊び場・危険ヶ所点検」の報告に基づき、必要な対策を講じます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①子どもの安全確保推進

○子どもが安心して遊べる環境づくりに取り組むため、区長・自治会長はじめ民生委員・児童委員等の地域の関係者の参加を得て安全点検を実施するとともに、その結果を広報紙等に掲載することで、子どもの安全確保に関する共通認識づくりに努めます。

②子どもを守るネットワークづくり

○子どもを巻き込む事故・事件が多発しているなか、地域の住民がともに協力しあい子どもを守る環境づくりが求められています。本町においても南風原町老人クラブ連合会による子どもの登下校時を見守るパトロール活動が実施されており、これらの団体とも連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

③消費者被害への対応の充実

○悪徳商法や「オレオレ詐欺」等、高齢者や障がい者が被害にあう、またはあいそうになったケースが多発しており、消費者被害への対応において地域住民の見守りや専門機関による相談体制の強化と支援ネットワークづくりが重要となっています。

社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、住民に対して注意喚起するとともに「ふれあい福祉相談事業」等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

<住民>

- ・地域に不審者がいれば、関係機関に連絡しましょう。
- ・地域の防犯活動、青少年健全育成活動に参加しましょう。
- ・子どもが犯罪を回避できるよう、家庭で話し合いましょう。

<関係団体等>

- ・犯罪や消費者被害等について、関係機関の情報に基づき、地域に注意を促しましょう。
- ・地域の一人暮らし高齢者等について、防犯のための様子の確認や注意を促すようにしましょう。
- ・自主防犯組織を立ち上げましょう。
- ・青少年健全育成活動を推進しましょう。
- ・防犯のために、意識的に子ども達に声をかけましょう。

<福祉サービス事業者>

- ・利用者に対し、犯罪や消費者被害、詐欺被害について注意を促しましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①防犯対策事業						総務課 まちづくり振興課
②遊び場・危険ヶ所点検の実施						社協



子どもの登下校時を見守るパトロール活動（町老人クラブ連合会）

(4) 防災対策の推進

[基本方針]

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、住民の防災意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時において、適切な判断や迅速な避難等が困難な高齢者や障がい者等の要援護者について、地域住民や関係機関・団体等と連携した、避難支援体制の構築に取り組みます。

《 行政が取り組むこと 》

①災害に強いまちづくり推進 【推進主体：総務課、都市整備課】

- 災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、「南風原町地域防災計画」に基づき、ハザードマップ、防災・減災お役立てマップ帳等を活用した住民への防災知識の普及啓発や防災訓練の実施、地域防災組織の育成を進め、住民の防災意識の向上を図ります。また、地すべりや河川の氾濫、建築物の老朽化等災害時危険箇所について、必要な指導や防災対策を講じるなど、誰もが安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めます。
- 転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、防災・減災お役立てマップ帳の配布を行います。
- 防災拠点の整備や防災資機材、避難誘導標識の整備など、災害に備えた環境の充実を図ります。

②災害時要援護者支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

- 災害時の対応が困難な障がい者や高齢者等の災害時要援護者については、災害時要援護者登録を促進し、警察や消防、医師会及び地域の関係機関・関係団体が要援護者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、要援護者の安否確認や避難誘導体制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

③災害時要援護者避難支援計画の策定 【推進主体：総務課】

- 災害発生時における災害要援護者の避難支援等を適切かつ円滑に実施できるよう、本町の災害時要援護者避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするとともに、自助、共助、公助の役割分担や連携を明確にするために、災害時要援護者避難支援計画を策定します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

- 誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、個人の特性にも配慮した無線やFAX、パソコン、携帯電話等多様な情報伝達手段の充実に取り組みます。

《 社会福祉協議会が取り組むこと 》

①災害ボランティアセンター機能の充実

○被災地において被災された方々の支援に重要な役割を果たしているのが、災害ボランティアセンターです。被災者ニーズに応え、一日も早い復興を被災者とともに目指し、ボランティア活動につなぐ総合調整を行います。また、日頃から行政、市・自治会、関係機関と連携し防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認し、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

②災害時避難支援体制構築に向けた連携強化

○大規模災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、市が指定する避難所では対応が困難な要援護者がでることが想定され、特に配慮する必要があります。これらの人々の安全を確保するために日頃から行政、市・自治会、関係機関等と連携を図り、十分な環境を整え、行政が策定する「災害時要援護者避難支援計画」策定作業に積極的に参画します。

●●● 住民・関係団体等・福祉サービス事業者に期待すること ●●●

＜住民＞

- ・災害に対する知識を深め、身を守るために何が必要か考え、必要な対策を講じておきましょう。
- ・地域の防災組織や防災訓練に参加しましょう。
- ・災害時に避難することが困難な人は、災害時要援護者登録を行いましょう。

＜関係団体等＞

- ・防災訓練の実施や地域防災組織を立ち上げましょう。
- ・災害時の避難において特別な配慮が必要な人を把握しておき、関係機関等と連携した避難支援を行いましょう。

＜福祉サービス事業者＞

- ・防災訓練を実施しておきましょう。
- ・施設等の防災点検を実施しておきましょう。

[主な推進事業]

推進事業名	スケジュール					推進主体
	H26	H27	H28	H29	H30	
①防災体制強化事業						総務課
②災害時要援護者支援体制の構築						保健福祉課 総務課 社協
③災害時要援護者避難支援計画の策定		策定				総務課
④災害ボランティアセンター機能の充実						社協

[評価指標と目標値]

評価指標	指標根拠	単位	現状値	目標値
			平成 25 年度	平成 30 年度
①防災訓練	町実績	回	0	1
②災害ボランティアセンター設置訓練	社協実績	回	0	1



住民避難訓練



炊き出し訓練

資料編

- I 南風原町の概況
- II 住民アンケート調査結果の報告
- III 住民ワークショップの報告
- IV 第三次南風原町地域福祉活動計画
～ちむぐくるネットワークプラン～の評価について(報告)
- V 福祉施設・関係団体へのアンケート調査報告
 - 南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例
 - 南風原町地域福祉計画の策定について(諮問)
 - 南風原町地域福祉(活動)計画の策定について(答申)
 - 地域福祉(活動)計画の策定経緯

I 南風原町の概況

1 町の動向

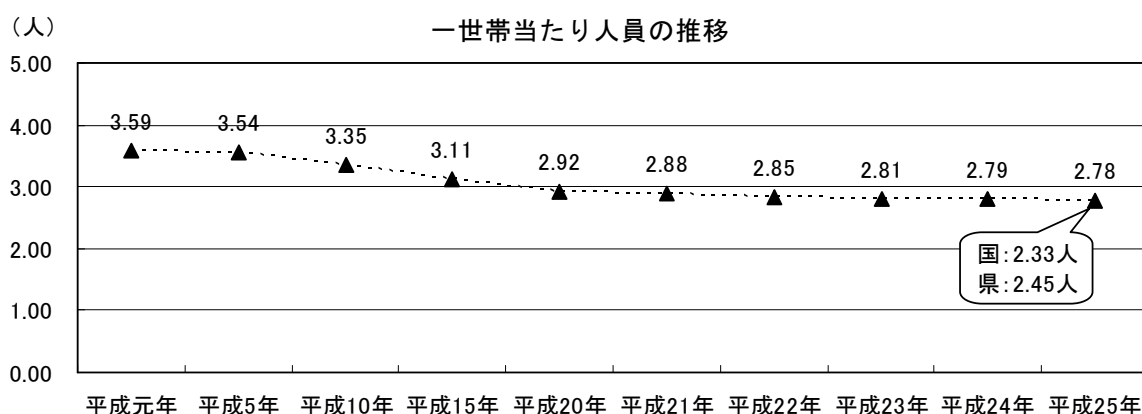
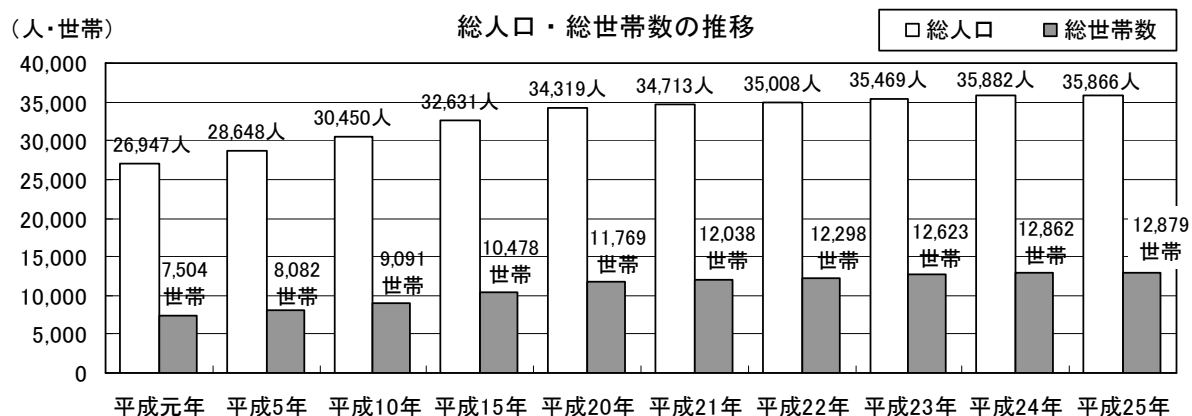
1. 人口・世帯数

(1) 総人口・総世帯数

本町の総人口、総世帯数とも増え続けており、平成元年からの平成23年間で、総人口が約1.3倍(約9千人)、総世帯数が約1.7倍(約5千世帯)の増となっています。

一方、一世帯当たり人員は、毎年減少し、平成元年の3.59人に対し、平成24年では2.79人と0.8人減少しています。

なお、平成25年3月31日現在の一世帯当たり人員を全国、沖縄県と比べると、本町の人員は全国より0.45ポイント、沖縄県より0.33ポイント高くなります。



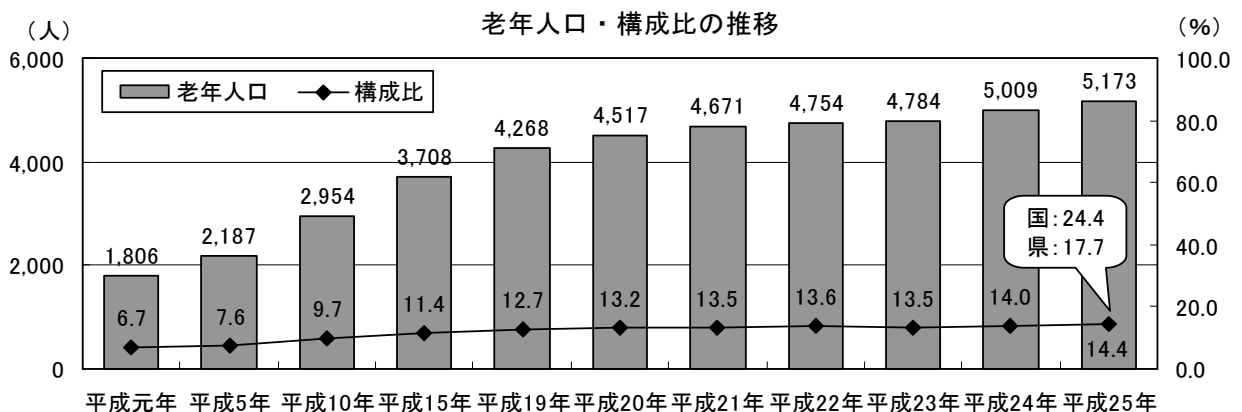
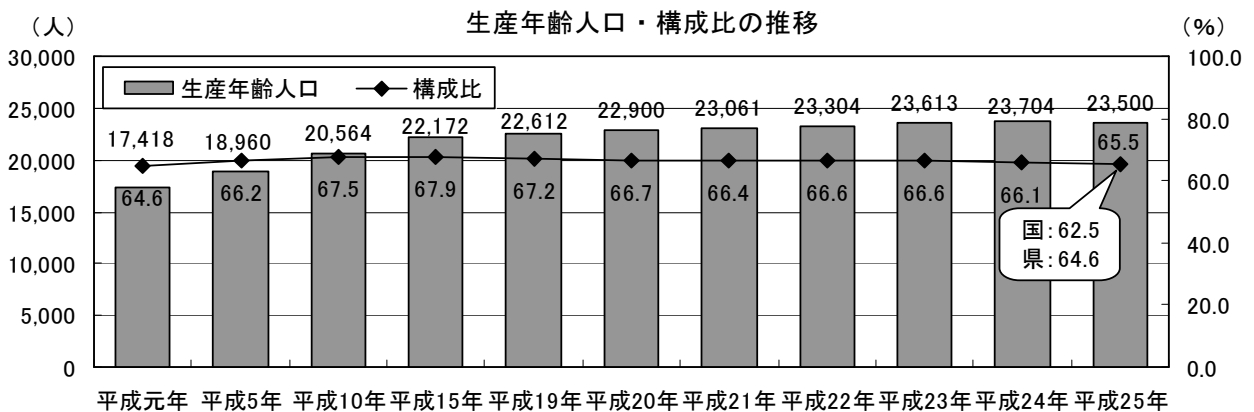
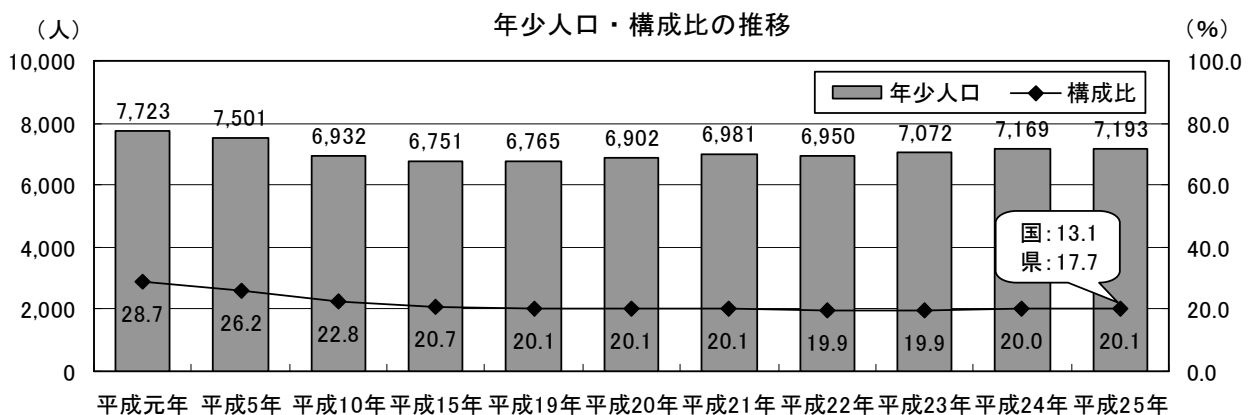
資料：平成元年～平成24年は町の住民基本台帳(各年10月1日現在)
平成25年(3月31日現在)は総務省統計局(e-stat)より
平成10年の総世帯数は12月末現在

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は平成元年から平成15年にかけて、減少傾向にありましたが、その後は徐々に増加しています。また、生産年齢人口と老年人口も毎年増え続けており、平成元年に比べて平成24年は生産年齢人口が約1.4倍、老年人口が約2.8倍の増となります。

構成比をみると、年少人口は平成15年以降20%前後とほぼ横ばいで推移し、生産年齢人口も平成10年から毎年67%前後で推移しています。一方、老年人口の構成比は年々上昇し、平成元年の6.7%に対し、平成24年は14.0%と倍以上高くなっています。

平成25年3月31日現在の年齢3区分別の構成比を全国、沖縄県と比べると、年少人口比は本町が全国、沖縄県より高く、また、生産年齢人口比も国、県より高くなりますが、老年人口比は全国、沖縄県より低いことから、本町は若い世代が多い地域といえます。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

平成10年の総世帯数は12月末現在

平成25年の構成比(3月31日)は総務省統計局(e-stat)より

(3) 行政区別世帯数・人口

平成 24 年 10 月 1 日現在の行政区別の世帯数、人口をみると、いずれも「津嘉山」がもっとも多く、次に「宮平」、「兼城」と続き、以上の 3 区で、世帯数は町全体の 55.3%、人口は町全体の 56.2%といずれも半数以上を占めます。

一方、世帯数、人口が最も少ないのは「東新川」で、次に「宮平ハイツ」、「北丘ハイツ」と続きます。また、一世帯あたり人員は、「宮平ハイツ」が 3.68 人と最も多く、唯一 3 人を超えています。

行政区別世帯数・人口

単位：人、世帯、%

行政区	世帯数	人口			構成比		1 世帯 当たり人員
		総数	男性	女性	世帯	人口	
与那覇	827	2,377	1,151	1,226	6.4	6.6	2.87
宮城	336	973	498	475	2.6	2.7	2.90
大名	364	983	507	476	2.8	2.7	2.70
新川	966	2,223	1,087	1,136	7.5	6.2	2.30
宮平	2,397	6,914	3,426	3,488	18.6	19.3	2.88
兼城	1,835	5,211	2,580	2,631	14.3	14.5	2.84
本部	466	1,339	699	640	3.6	3.7	2.87
喜屋武	416	1,178	598	580	3.2	3.3	2.83
照屋	522	1,532	755	777	4.1	4.3	2.93
津嘉山	2,880	8,058	3,976	4,082	22.4	22.5	2.80
山川	367	1,052	501	551	2.9	2.9	2.87
神里	341	870	457	413	2.7	2.4	2.55
兼本ハイツ	256	665	337	328	2.0	1.9	2.60
第一団地	232	635	289	346	1.8	1.8	2.74
第二団地	306	840	380	460	2.4	2.3	2.75
東新川	93	193	94	99	0.7	0.5	2.08
北丘ハイツ	147	430	223	207	1.1	1.2	2.93
宮平ハイツ	111	409	200	209	0.9	1.1	3.68
計	12,862	35,882	17,758	18,124	100	100	2.79

資料：住民基本台帳(平成 24 年 10 月 1 日現在)

(4) 外国人登録状況

外国人の登録者数は、平成 18 年以降 60 人台から 70 人台で推移しています。内訳をみると、「中国」の方が毎年最も多く、次に「フィリピン」、「米国」と続きます。

外国人登録状況

単位：人

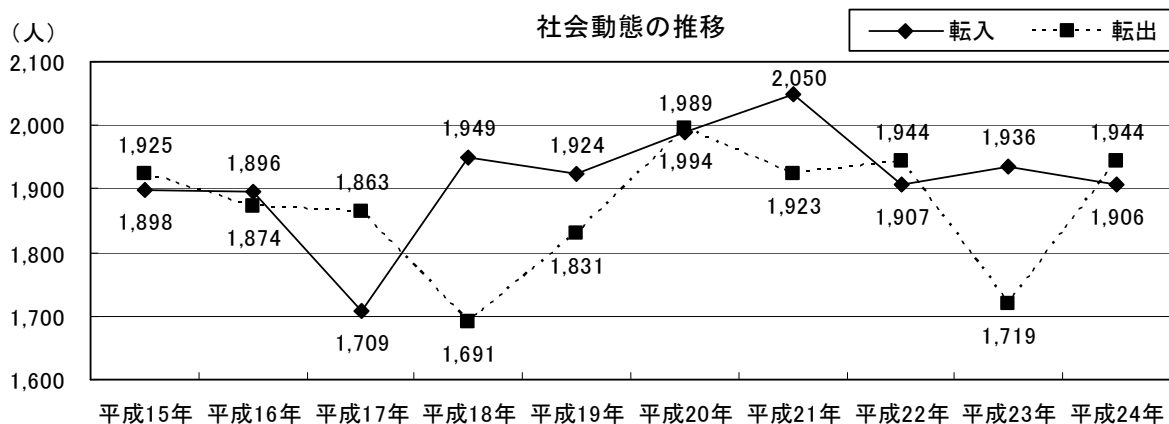
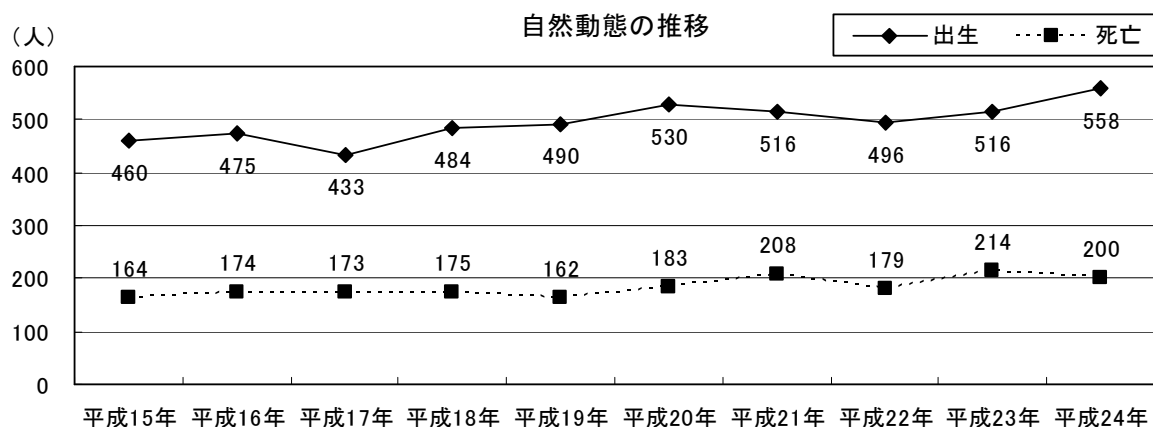
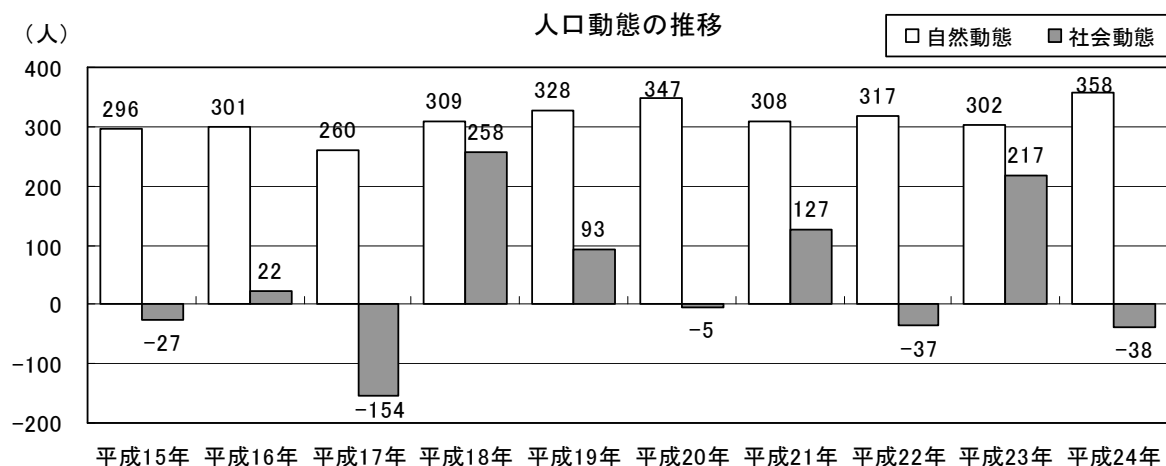
	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
中国	51	98	58	32	19	41	22	20	17	18	23	22	25
米国	5	5	3	4	5	7	11	13	13	12	14	9	14
韓国	5	2	3	4	3	2	3	3	3	5	6	4	5
フィリピン	4	7	7	8	9	9	9	10	12	12	11	11	15
その他	16	22	17	16	21	22	20	21	23	21	23	20	19
計	81	134	88	64	57	81	65	67	68	68	77	66	78

資料：統計はえばる(各年 12 月末現在)

2. 人口動態

本町の人口動態をみると、自然動態では毎年出生数が死亡数を大きく上回って推移しており、平成15年からの10年間で、自然動態による増は3,126人となります。

一方、社会動態では転入、転出とも年によって大きく変動していますが、平成15年からの10年間の合計では、転入が転出を456人上回っています。以上のことから、本町の人口増は出生によるところが大きいといえます。



資料：統計はえばる（各年1月～12月まで）

3. 世帯構成

国勢調査より本町の世帯構成の推移をみると、親族世帯、非親族世帯、単独世帯とも増え続けていますが、中でも単独世帯の増加が大きく、一般総世帯数に占める割合は、単独世帯が高くなる一方で、親族世帯は低下しています。

また、親族世帯における核家族世帯、65 歳以上世帯人員のいる世帯数は増え続けていますが、親族世帯に対する割合は核家族世帯に比べ、65 歳以上世帯人員のいる世帯の伸びが大きくなっています。

平成 22 年における世帯の構成比を沖縄県と比べると、親族世帯は本町が高くなっていますが、単独世帯は本町が低くなります。

世帯構成の推移

単位：世帯、%

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		沖縄県
		%		%		%		%	
1 世帯あたり人員	3.50		3.30		3.13		2.98		
一般世帯総数	8,179		9,196		10,150		11,225		
A. 親族世帯	7,087	86.6	7,808	84.9	8,445	83.2	9,015	80.3	69.3
1. 核家族世帯	6,120	86.4	6,801	87.1	7,478	88.5	8,015	88.9	87.3
2. 核家族以外の世帯	967	13.6	1,007	12.9	967	11.5	1,000	11.1	12.7
3. 65 歳以上世帯人員の いる世帯	1,429	20.2	1,743	22.3	2,167	25.7	2,502	27.8	32.6
B. 非親族世帯	28	0.3	59	0.6	78	0.8	118	1.1	1.3
C. 単独世帯	1,064	13.0	1,329	14.5	1,627	16.0	2,076	18.5	29.4

資料：国勢調査

%（構成比）：A. ～C. は一般世帯総数に対する割合、1. ～3. は親族世帯に対する割合＞



4. 業種別男女別就業者数

平成 22 年の産業別男女別就業者数をみると、第一次産業の「農業、林業」、「漁業」、第二次産業の「建設業」、「製造業」ではいずれも男性の就業者数が女性の就業者数を大きく上回っており、中でも「建設業」は就業者の 87.8%が男性となります。

また、第三次産業では、「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」でいずれも男性が 80%台と高く、また、「公務」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「不動産業、物品賃貸業」、「複合サービス業」でも男性が 60%台から 70%台を占めます。

一方、女性では「医療、福祉」が 73.1%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援」、「宿泊業、飲食サービス業」でもそれぞれ 60%前後を占めます。

業種別男女別就業者数

単位：人、%

業 種	就業者数			構成比 (%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	15,078	8,411	6,667	55.8	44.2
第一次産業	580	421	159	72.6	27.4
農業、林業	569	412	157	72.4	27.6
漁業	11	9	2	81.8	18.2
第二次産業	2,439	1,902	537	78.0	22.0
鉱業、採石業、砂利採取業	3	3	0	100.0	0.0
建設業	1,427	1,253	174	87.8	12.2
製造業	1,009	646	363	64.0	36.0
第三次産業	11,264	5,623	5,641	49.9	50.1
電気、ガス、熱供給、水道業	90	78	12	86.7	13.3
情報通信業	296	200	96	67.6	32.4
運輸業、郵便業	754	639	115	84.7	15.3
卸売業、小売業	2,337	1,203	1,134	51.5	48.5
金融業、保険業	309	134	175	43.4	56.6
不動産業、物品賃貸業	297	192	105	64.6	35.4
学術研究、専門・技術サービス業	484	324	160	66.9	33.1
宿泊業、飲食サービス業	786	328	458	41.7	58.3
生活関連サービス業、娯楽業	567	214	353	37.7	62.3
教育、学習支援業	963	393	570	40.8	59.2
医療、福祉	2,336	628	1,708	26.9	73.1
複合サービス業	150	91	59	60.7	39.3
サービス業	1,057	604	453	57.1	42.9
公務	838	595	243	71.0	29.0
分類不能の産業	795	465	330	58.5	41.5

資料：国勢調査(平成 22 年)

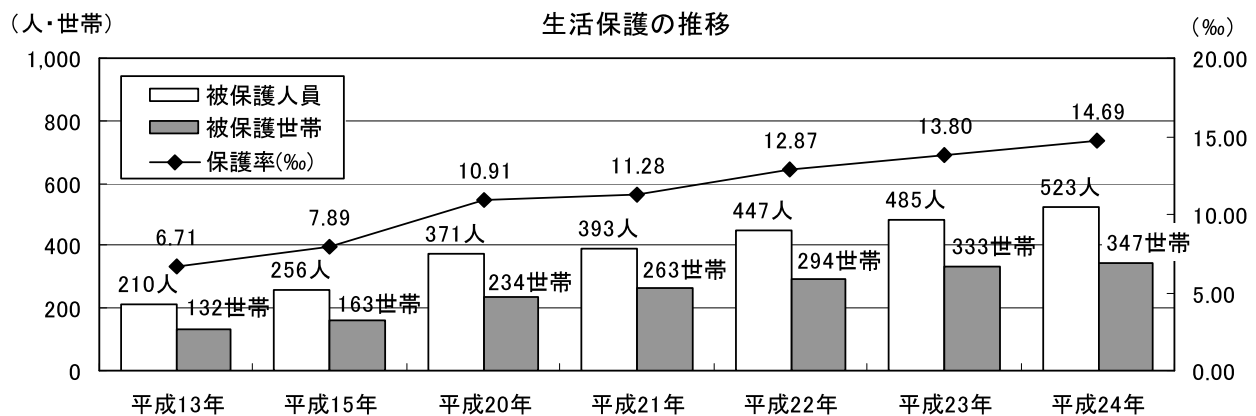
構成比：総数に対する割合

5. 生活保護世帯

(1) 保護率

生活保護の被保護人員、被保護世帯とも増え続けており、平成13年から平成24年の間に、被保護人員が2.5倍、被保護世帯が2.6倍の増となります。

また、保護率も平成24年が14.69‰で、平成13年の6.71‰から倍以上高くなっています。



資料：統計はえばる(各年4月1日現在)

※保護率は人口千人あたりの被保護人員の割合

(2) 生活保護世帯の内訳

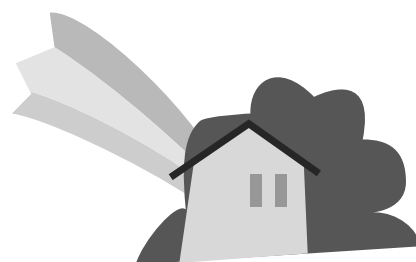
生活保護世帯の内訳の推移をみると、「傷病・障がい者世帯」の増加が最も大きく、次に「高齢者世帯」が増えてきています。平成13年に比べて平成24年は、「傷病・障がい者世帯」が約3倍、「高齢者世帯」が約2倍となっています。

生活保護世帯の推移

単位：世帯

	平成13年	平成15年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
高齢者世帯	39	57	78	98	87	100	95
傷病・障がい者世帯	67	70	108	116	152	175	183
母子世帯	15	18	26	25	25	27	24
その他の世帯	11	18	21	23	30	31	45
計	132	163	233	262	294	333	347

資料：統計はえばる(各年4月1日現在)

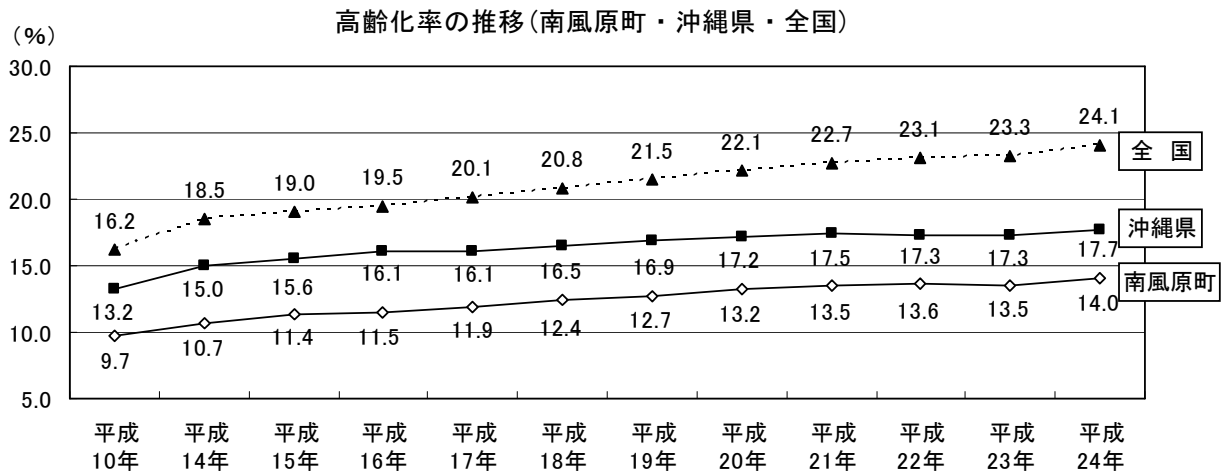


2 高齢者の概況

1. 高齢化率

本町の高齢化率は、平成 21 年から平成 23 年の間は 13.5%～13.6%とほとんど変化はありませんでしたが、平成 24 年では 14.0%と比較的大きく上昇しました。

また、全国、沖縄県の高齢化率より低い位置で推移しています。

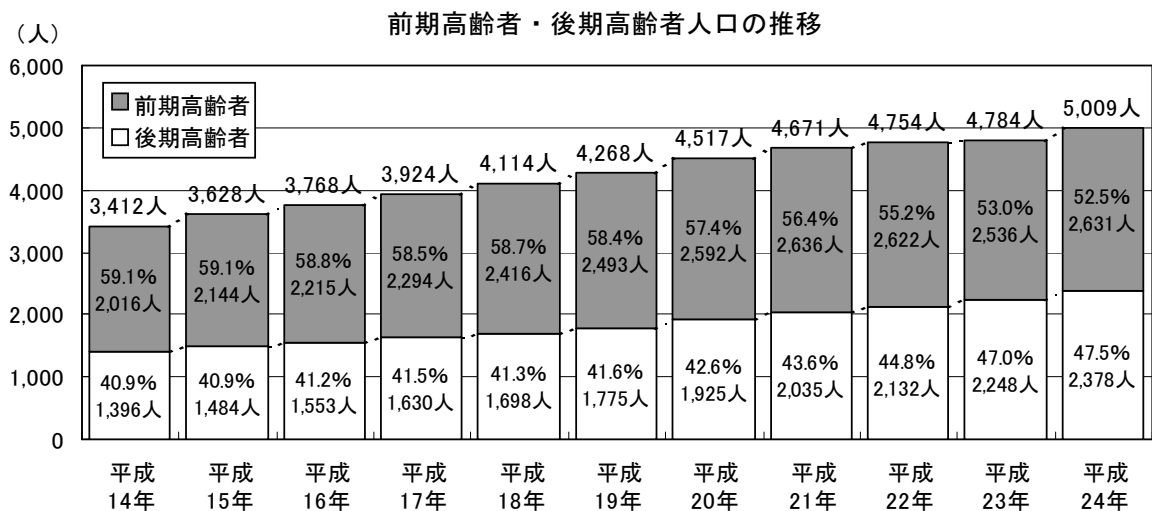


資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

沖縄県・全国：人口推計年報(各年 10 月 1 日現在)

2. 前・後期高齢者人口

75 歳以上の後期高齢者人口は、前期高齢者人口の増を上回る勢いで増えており、高齢者全体に占める後期高齢者人口の割合も、平成 14 年の 40.9%から、平成 24 年では 47.5%と 6.6 ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳(各年 10 月 1 日現在)

3. 行政区別高齢化率

平成 24 年 10 月 1 日現在の行政区別の高齢化率をみると、「兼本ハイツ」が 36.7%と最も高くなります。続いて「神里」が 26.4%、「宮城」が 23.9%、「東新川」が 21.8%と以上の 3 区が 20%を超えています。

一方、「宮平ハイツ」が 4.9%と最も低く、続いて「照屋」が 10.3%、「第二団地」と「津嘉山」、「宮平」、「兼城」が各 11%台となります。

行政区別高齢化率

単位：人、世帯、%

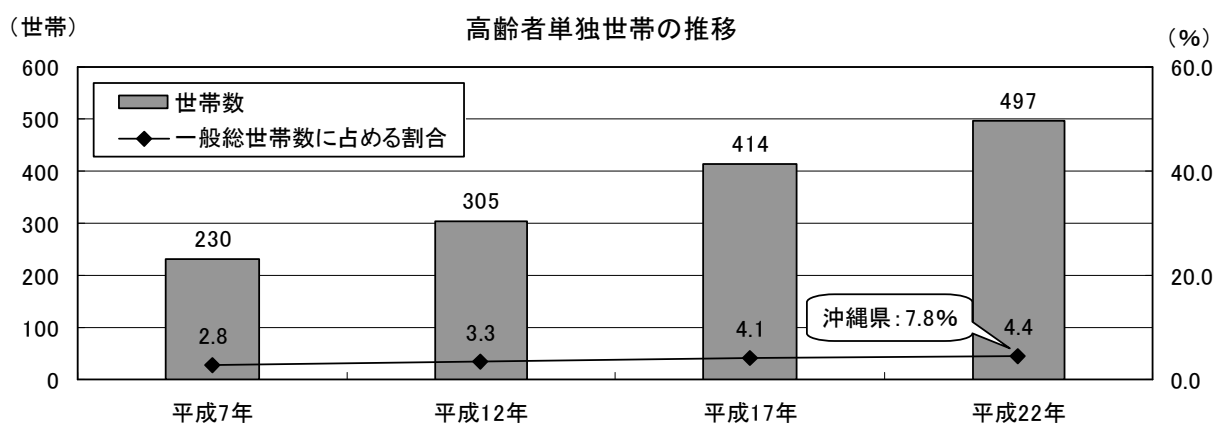
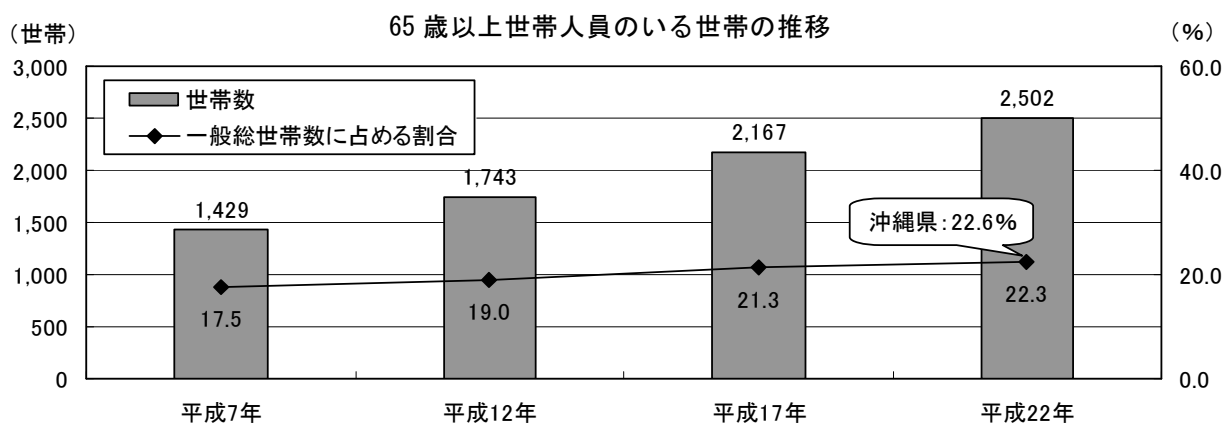
	世帯数 (再掲)	人口 (再掲)	65 歳以上人口			
			前期高齢者	後期高齢者	合 計	高齢化率
与那覇	827	2,377	175	139	314	13.2
宮城	336	973	94	139	233	23.9
大名	364	983	99	68	167	17.0
新川	966	2,223	187	228	415	18.7
宮平	2,397	6,914	471	346	817	11.8
兼城	1,835	5,211	343	276	619	11.9
本部	466	1,339	71	96	167	12.5
喜屋武	416	1,178	112	121	233	19.8
照屋	522	1,532	69	89	158	10.3
津嘉山	2,880	8,058	473	460	933	11.6
山川	367	1,052	85	101	186	17.7
神里	341	870	100	130	230	26.4
兼本ハイツ	256	665	160	84	244	36.7
第一団地	232	635	53	23	76	12.0
第二団地	306	840	66	26	92	11.0
東新川	93	193	21	21	42	21.8
北丘ハイツ	147	430	39	24	63	14.7
宮平ハイツ	111	409	13	7	20	4.9
計	12,862	35,882	2,631	2,378	5,009	14.0

資料：住民基本台帳(平成 24 年 10 月 1 日現在)



4. 高齢者のいる世帯

国勢調査から本町の「65歳以上世帯人員のいる世帯」、「高齢者単独世帯」の推移をみると、いずれも増え続けており、世帯数は平成7年に比べて平成22年は、「65歳以上世帯人員のいる世帯」が約1.8倍、「高齢者単独世帯」が約2.2倍となっています。また、一般総世帯数に占める割合も高くなってきており、平成22年では「65歳以上世帯人員のいる世帯」が22.3%、「高齢者単独世帯」が4.4%となります。平成22年の沖縄県の割合と比べると、「65歳以上世帯人員のいる世帯」はほぼ同率ですが、「高齢者単独世帯」は本町が3.4ポイント低くなります。



資料：国勢調査

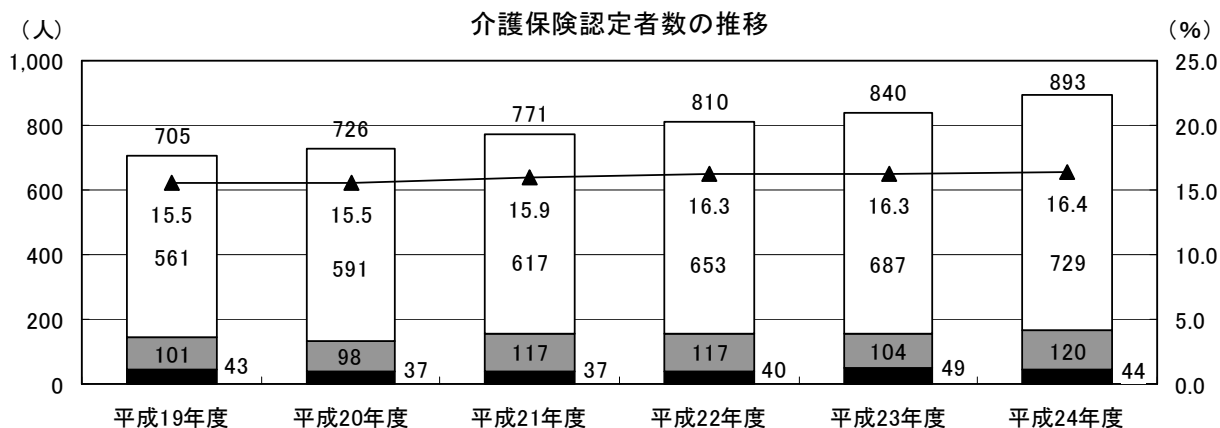


5. 介護保険の状況

(1) 認定者数

介護保険における要支援・要介護の認定者総数は毎年増え続けており、平成19年度の705人に対し、平成24年度は893人と、この5年間で188人増えています。また、認定者の大半が75歳以上の後期高齢者で、平成24年度では、認定者総数の81.6%を占めます。

第1号被保険者認定率も徐々に高くなる傾向にあり、平成19年度の15.5%から平成24年度では16.4%となります。



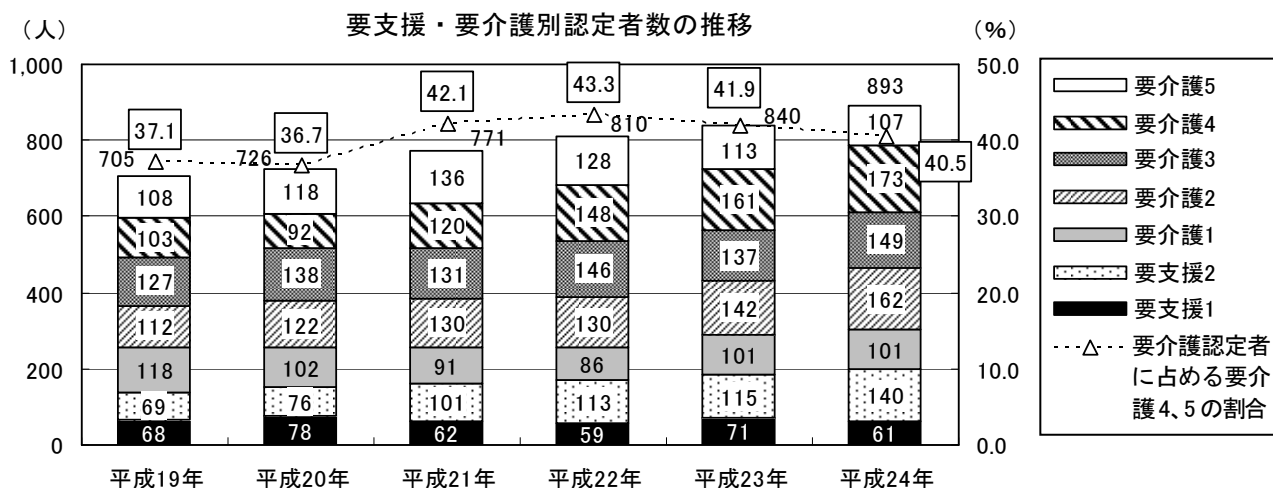
資料：介護保険事業状況報告

(2) 要支援・要介護度別認定者数

要支援認定者では要支援2が増加傾向にあり、平成24年度では要支援者の69.7%と約7割を占めます。

要介護認定者では、要介護2、3、4が増加傾向にありますが、要介護5は減少傾向にあります。また、平成22年度以降は要介護4が最も多い状況です。

要介護認定者に占める要介護4、5の重度者の割合は、平成21年度以降4割余りを占めます。



資料：介護保険事業状況報告(2号被保険者含む)

(3) 認知症の状況

認知症の状況をみると、平成 25 年 3 月末現在の介護保険認定者全体の 81.5%に何らかの認知症の症状が見られます。また、介護度が高いほど、認知症の自立度は低くなる傾向にあります。

認知症の自立度は、「Ⅱb」の割合が全体の 30.9%と最も高く、次いで「Ⅰ」と「Ⅲa」がいずれも 16%台となります。

介護度と認知症の自立度

単位：人

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
									割合
自立	38	78	0	24	16	8	3	167	18.5
Ⅰ	20	61	3	25	21	15	4	149	16.5
Ⅱa	0	3	16	12	12	6	3	52	5.8
Ⅱb	4	3	78	85	53	44	12	279	30.9
Ⅲa	0	0	4	15	42	61	30	152	16.8
Ⅲb	0	0	0	2	4	4	8	18	2.0
Ⅳ	0	0	0	0	3	32	46	81	9.0
Ⅴ	0	0	0	0	1	2	3	6	0.7
計	62	145	101	163	152	172	109	904	100

資料：介護認定審査会資料より(平成 25 年 3 月末現在)



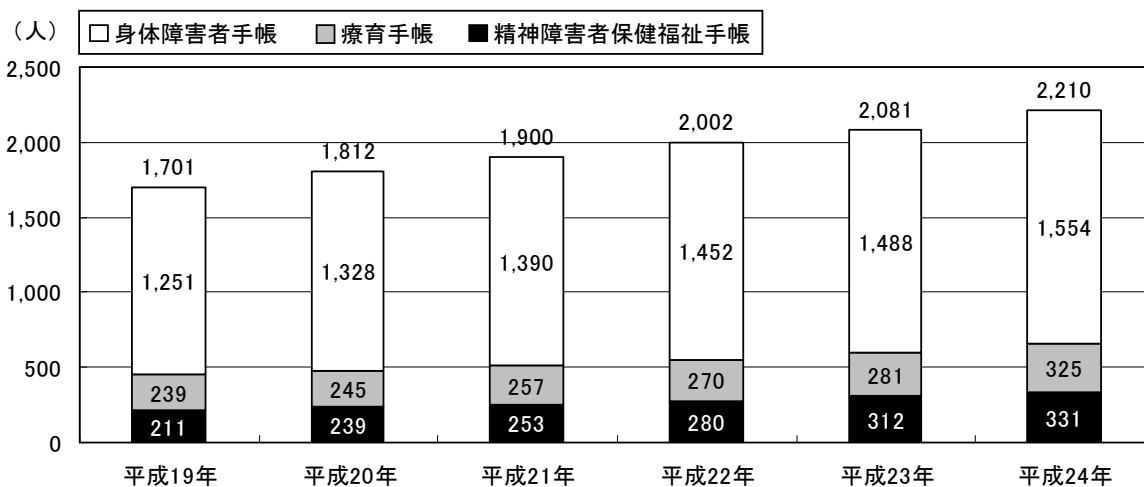
3 障がい者の概況

1. 障害者手帳所持者

身体、療育、精神の各障がい者手帳所持者は、いずれも毎年増え続け、全体の手帳所持者は、平成 19 年の 1,701 人に対し、平成 24 年では 2,210 人とこの 5 年間で約 1.3 倍の増となっています。

手帳は「身体障害者手帳」が最も多く、全体の 7 割余りを占めますが、構成比は徐々に低くなっています。また、「精神障害者保健福祉手帳」の増加が大きく、平成 22 年以降は「療育手帳」を上回り 2 番目に多くなっています。

障がい者手帳所持者の推移



単位：％

		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
構成比	身体障害手帳	73.5	73.3	73.2	72.5	71.5	70.3
	療育手帳	14.1	13.5	13.5	13.5	13.5	14.7
	精神障害者保健福祉手帳	12.4	13.2	13.3	14.0	15.0	15.0

資料：町保健福祉課(各年 10 月 1 日現在)

精神障がい者の全体数を測る上で、医療費を公費で負担する精神通院医療費(自立支援医療)の受給者数をみると、手帳所持者のおよそ 2.2 倍～2.7 倍の人数で推移しており、伸び率もこの 5 年間で 91.5%と手帳所持者の伸び率(56.8%)を大きく上回ります。

精神通院医療費受給者数

単位：人

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
受給者実数	459	605	664	763	804	879

資料：町保健福祉課(各年 10 月 1 日現在)

2. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別の人数をみると、「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多く、次に「心臓機能障がい」となっており、両障がいを合わせると、毎年全体の6割余りを占めます。しかし、構成比をみると「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」は平成20年以降37%台とほぼ横ばいで推移しているのに対し、「心臓機能障がい」は年々高くなっており、平成19年の20.5%から平成24年は24.7%と4.2ポイント上昇しています。

その他では、「じん臓機能障がい」、「聴覚障がい」、「視覚障がい」が比較的多くなります。

身体障がいの種類別人数の推移

単位：人、%

	平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年		
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	対平成 19 年増数
視覚障がい	104	8.3	105	7.9	106	7.6	105	7.2	104	7.0	104	6.7	0
聴覚障がい	124	9.9	129	9.7	135	9.7	136	9.4	137	9.2	145	9.3	21
音声・言語機能障がい	13	1.0	14	1.1	19	1.4	20	1.4	20	1.3	23	1.5	10
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	481	38.4	501	37.7	521	37.5	538	37.1	554	37.2	579	37.3	98
体幹機能障がい	72	5.8	74	5.6	76	5.5	82	5.6	81	5.4	83	5.3	11
心臓機能障がい	257	20.5	291	21.9	316	22.7	347	23.9	363	24.4	384	24.7	127
じん臓機能障がい	131	10.5	140	10.5	138	9.9	141	9.7	142	9.5	147	9.5	16
呼吸器機能障がい	23	1.8	25	1.9	25	1.8	26	1.8	29	1.9	27	1.7	4
ぼうこう機能障がい	32	2.6	34	2.6	37	2.7	40	2.8	37	2.5	46	0.1	14
直腸・小腸機能障がい	1	0.1	1	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	1	3.0	0
免疫機能障がい	1	0.1	2	0.2	2	0.1	3	0.2	3	0.2	3	0.2	2
その他	12	1.0	12	0.9	13	0.9	12	0.8	16	1.1	12	0.8	0
合 計	1,251		1,328		1,390		1,452		1,488		1,554		303

資料：町保健福祉課(各年10月1日現在)



3. 障がいの程度

①身体障がい者

平成 24 年 10 月 1 日現在の身体障がい者の障がいの程度は、1 級が 582 人と最も多く、続いて 2 級、3 級、4 級がいずれも 280 人前後となります。

心臓機能障がいでは、1 級と 3 級が多く、じん臓機能障がいでは 1 級、直腸・小腸機能障がいでは 4 級がほとんどです。

身体障がいの程度

単位：人

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
視覚障がい	62	25	3	6	6	2	0
聴覚障がい	15	52	11	29	0	37	1
音声・言語機能障がい	6	1	9	7	0	0	0
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	160	163	75	104	56	21	0
体幹機能障がい	48	22	5	0	8	0	0
心臓機能障がい	142	8	146	88	0	0	0
じん臓機能障がい	136	1	9	1	0	0	0
呼吸器機能障がい	10	2	11	4	0	0	0
ぼうこう機能障がい	0	0	0	1	0	0	0
直腸・小腸機能障がい	1	1	3	41	0	0	0
免疫機能障がい	0	2	1	0	0	0	0
その他	2	1	2	4	2	1	0
合 計	582	278	275	285	72	61	1

資料：町保健福祉課(平成 24 年 10 月 1 日現在)

②知的障がい者

平成 24 年 10 月 1 日現在の知的障がい者の障がいの程度をみると、軽度の「B2」が 141 人と最も多く、全体の 4 割余りを占めます。次に中度の「B1」が 101 人と 3 割を占めます。

知的障がいの程度

単位：人、%

	人数	
		構成比
A 1	15	4.6
A 2	68	20.9
B 1	101	31.1
B 2	141	43.4
合計	325	

資料：町保健福祉課(平成 24 年 10 月 1 日現在)

③精神障がい者

平成 24 年 10 月 1 日現在の精神障がい者の障がいの等級は、「2 級」が 206 人と最も多く、全体の 6 割余りを占めます。

精神障がい者の等級

単位：人、%

	人数	
		構成比
1 級	86	26.0
2 級	206	62.2
3 級	39	11.8
合計	331	

資料：町保健福祉課(平成 24 年 10 月 1 日現在)

4. 障がい児の保育・教育

本町では、障がいや発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、親子で通園し、親子の交流や集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。

また、各保育所(園)では障がい児保育を実施しており、対象となる子は、平成 20 年～22 年までは 20 人前後で推移し、平成 23 年以降は 12 人～14 人で推移しています。

障がい児の療育・保育

単位：人

施設等名称		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
親子通園事業(ゆうな園)		14	6	13	10	9	12	9
保 育 所 (<u>園</u>)	宮平保育所	1	3	2	1	2	2	4
	津嘉山保育園	1	1	1	2	2	1	1
	かねぐすく保育園	4	5	3	3	3	2	1
	はなぞの保育園	0	1	1	2	2	2	2
	若夏保育園	0	2	2	2	2	2	2
	みつわ保育園	0	0	1	1	1	1	0
	さんご保育園	2	3	3	3	0	1	2
	はえばる保育園	2	3	3	3	1	1	1
	ていだ保育園	1	1	2	2	1	0	0
	なのはな保育園	2	3	1	1	0	0	0
小計		13	22	19	20	14	12	13

資料：通園事業は町保健福祉課、保育所(園)は町こども課(各年 4 月 1 日現在)

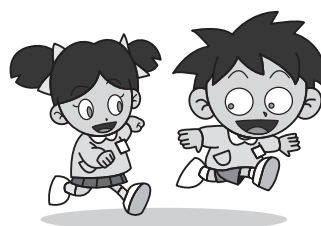
幼稚園に就園する障がいのある子は、平成 21 年以降徐々に増えており、平成 25 年では 10 人となります。

幼稚園

単位：人

名称	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
南風原幼稚園	1	0	0	2	0	0	3
津嘉山幼稚園	2	0	4	2	4	4	4
北丘幼稚園	1	0	0	1	0	0	1
翔南幼稚園	0	0	0	0	2	2	2
小計	4	0	4	5	6	6	10

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)



本町には、通常の学級における教育では、十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、小学校・中学校に「特別支援学級」が設置されています。

また、特別支援学級は、障がいの状況に応じて知的、言語、情緒の学級を設置しています。

児童・生徒数は、増加傾向にあり、平成 20 年の 42 人に対し、平成 25 年では 73 人とこの 5 年間で 31 人増えています。

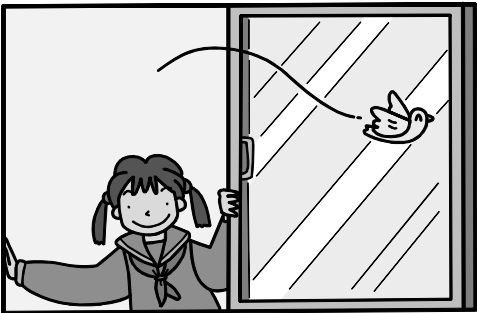
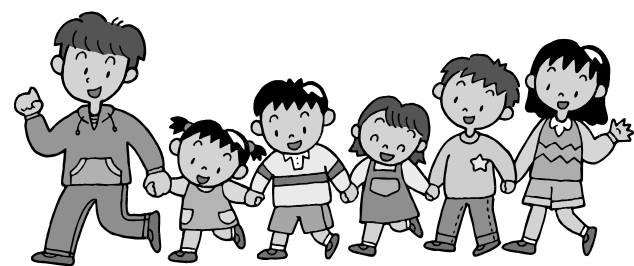
特に、知的の学級の児童・生徒数が毎年最も多く、平成 25 年では全体の 6 割を占めます。

特別支援学級

単位：人

学校名		平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年			平成 23 年			平成 24 年			平成 25 年		
		知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒
小学校	南風原小学校	8	6	0	10	4	2	11	3	0	7	3	0	6	3	3	9	2	4
	津嘉山小学校	5	6	0	3	6	2	4	6	4	5	6	0	10	6	6	10	5	4
	北丘小学校	4	1	0	3	1	0	6	2	1	8	2	4	11	2	0	12	3	4
	翔南小学校	5	0	0	4	0	1	5	0	0	4	0	0	5	0	0	6	0	0
中学校	南風原中学校	3	1	0	3	0	0	4	0	0	4	0	0	3	0	0	2	0	4
	南星中学校	0	0	3	4	0	1	6	0	0	6	0	3	6	2	2	5	1	2
計		25	14	3	27	11	6	36	11	5	34	11	7	41	13	11	44	11	18
合計		42			44			52			52			65			73		

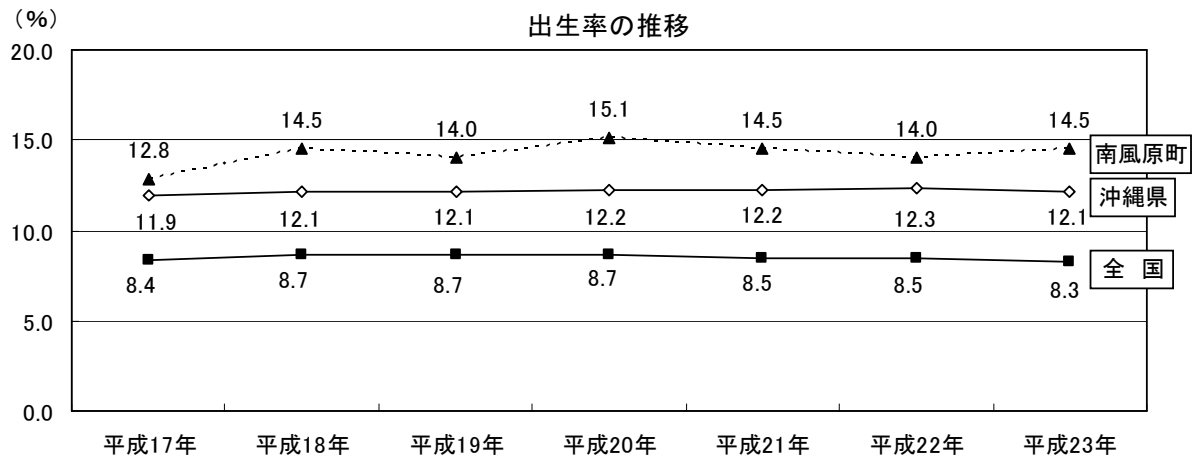
資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)



4 子どもの概況

1. 出生率

本町の出生率は、沖縄県、全国より高い位置で推移しており、平成 24 年度では沖縄県より 2.4 ポイント、全国より 6.2 ポイント高くなります。



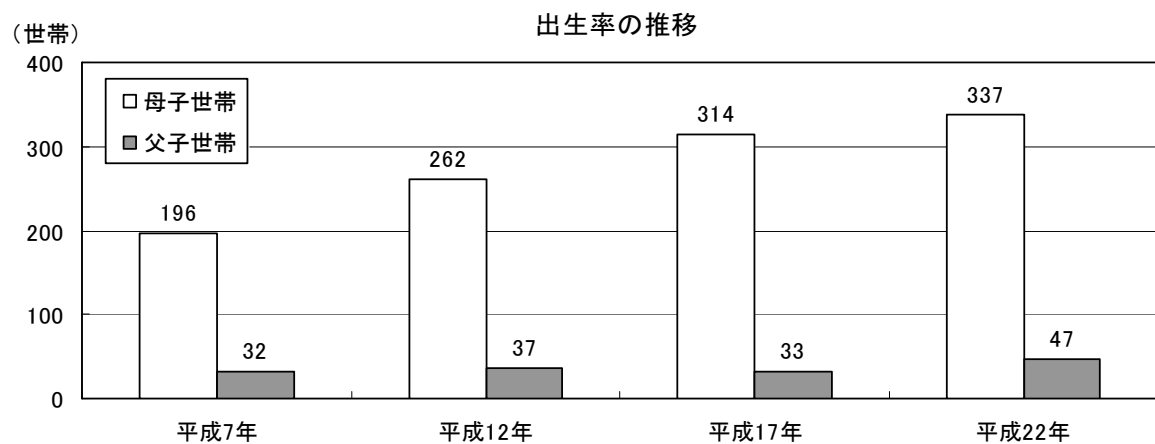
資料：「沖縄県の母子保健」

出生率：1年間の出生率／10月1日現在の人口×1000

2. ひとり親世帯

国勢調査より、ひとり親世帯をみると、各年で母子世帯が父子世帯を大きく上回っており、また、増加も大きく、平成 7 年の 196 世帯から、平成 22 年では 337 世帯と約 1.7 倍の増となっています。

父子世帯は平成 17 年まで 30 世帯台で推移していますが、平成 22 年では 47 世帯とやや増えました。



資料：国勢調査

3. 保育所(園)

(1) 保育所(園)児数

平成 25 年 4 月 1 日現在の町内の全保育所(園)の入所児数は、1,356 人で、総定員数を 126 人上回ります。

保育所(園)児数

単位：人

保育所(園)	定員数	入所児数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
宮平保育所	60	63	6	12	12	15	18	0
津嘉山保育園	150	153	15	32	35	35	36	0
かねぐすく保育園	90	99	8	18	18	20	20	15
はなぞの保育園	120	135	13	28	29	28	25	12
若夏保育園	120	130	14	29	29	29	29	0
みつわ保育園	120	134	9	24	27	27	28	19
さんご保育園	150	155	12	30	32	28	31	22
はえばる保育園	150	168	18	36	40	38	36	0
マイフレンズ保育園	90	110	12	24	24	24	26	0
ていだ保育園	90	102	11	22	24	23	22	0
なのはな保育園	90	107	9	15	23	23	23	14
計	1,230	1,356	127	270	293	290	294	82

資料：町こども課(平成 25 年 4 月 1 日現在)

(2) 待機児童数

待機児童数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成 18 年度以降では平成 24 年度の 48 人が最も多く、平成 25 年度の 23 人が最も少なくなります。

待機児童数の推移

単位：人

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
要保育児数	1,205	1,201	1,264	1,236	1,276	1,338	1,491	1,572
保育所(園)入所児数	1,109	1,126	1,116	1,145	1,167	1,215	1,270	1,356
待機児童数	45	32	36	39	27	40	48	23
待機率	3.7	2.7	2.8	3.2	2.1	3.0	3.2	1.5

資料：町こども課(各年 4 月 1 日現在)



4. 幼稚園児・小学生・中学生の人数

本町の幼稚園就園児は、毎年 300 人台で推移し、大きな変動はありません。また、小学生は 2,600 人台から 2,700 人台で推移しており、中学生は平成 23 年まで 1,200 人台で推移していましたが、平成 24 年と平成 25 年は 1,300 人台と増加の傾向がみられます。

幼稚園児・小中学校児童・生徒の推移

単位：人

施設名		平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
幼稚園	南風原幼稚園	79	89	66	74	74	81	90	76
	津嘉山幼稚園	101	105	109	103	103	102	107	122
	北丘幼稚園	104	90	92	100	95	98	96	98
	翔南幼稚園	56	64	45	52	46	50	56	44
	計	340	348	312	329	318	331	349	340
小学校	南風原小学校	636	656	698	704	709	717	704	720
	津嘉山小学校	683	674	682	690	703	682	702	726
	北丘小学校	796	809	796	778	801	805	799	812
	翔南小学校	514	520	530	518	501	482	477	473
	計	2, 629	2, 659	2, 706	2, 690	2, 714	2, 686	2, 682	2, 731
中学校	南風原中学校	683	687	703	713	686	713	731	769
	南星中学校	566	568	567	571	563	574	577	586
	計	1, 249	1, 255	1, 270	1, 284	1, 249	1, 287	1, 308	1, 355
計		4, 218	4, 262	4, 288	4, 303	4, 281	4, 304	4, 339	4, 426

資料：統計はえばる（各年 5 月 1 日現在）。平成 25 年は学校教育課より



Ⅱ 住民アンケート調査結果の報告

1 調査の概要

1. 調査の目的

南風原町と南風原町社会福祉協議会では、誰もが住みなれた地域でその人らしく自立した生活を営み、健やかに安心して暮らせる地域社会をめざして、「地域福祉」を推進していくための計画策定に取り組んでいます。その一環として、住民の地域福祉に対する考え方や地域活動、ボランティア活動などの状況を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、本調査を実施しました。

2. 実施主体

南風原町役場 民生部 こども課

3. 調査対象者

南風原町に住所を有する 20 歳～89 歳の方の中から、行政区別人口、性別、年齢のバランスに配慮して 3,100 人を無作為に抽出し、調査対象者としてしました。

4. 調査の方法

調査票(アンケート)は郵送により配布・回収を行いました。

5. 調査期間

平成 25 年 7 月 5 日～平成 25 年 8 月 5 日

6. 調査項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 回答者の基本的なことについて(2) 地域との関わりについて(3) 困っていることや相談について(4) 福祉への関心と情報について(5) 福祉教育について(6) ボランティアについて(7) 権利擁護について(8) 福祉サービスの利用について(9) 地域の生活環境について(10) 地域福祉の推進について |
|---|

7. 配布・回収状況

(1) 行政区別

町全体では配布数3,100件に対し、有効回収数は1,125件で、回収率は36.3%となります。

行政区別の回収率は、「宮平ハイツ」が57.7%と最も高く、続いて「兼本ハイツ」、「大名」、「新川」が各40%台となります。

回収率が最も低いのは「本部」で17.9%、次に「東新川」が22.7%となります。

行政区別アンケート配布・回収状況

行政区	配布数	有効回収数	有効回収率
与那覇	200	75	37.5
大名	90	41	45.6
宮城	96	36	37.5
新川	208	88	42.3
東新川	22	5	22.7
宮平	590	231	39.2
北丘ハイツ	38	14	36.8
兼城	446	163	36.5
本部	112	20	17.9
喜屋武	106	37	34.9
照屋	114	30	26.3
津嘉山	708	241	34.0
神里	88	32	36.4
山川	84	24	28.6
第一団地	48	15	31.3
第二団地	66	23	34.8
兼本ハイツ	58	28	48.3
宮平ハイツ	26	15	57.7
無回答	—	7	—
計	3,100	1,125	36.3

(2) 年齢層別

年齢層別の回収率は、「70代」が47.3%と最も高く、続いて「60代」が46.3%、「80代」が42.5%と高齢層の回収率が高い結果となります。

回収率が最も低いのは「20代」で19.9%となります。

年齢層別アンケート配布・回収状況

年齢層	配布数	有効回収数	有効回収率
全体	3,100	1,125	36.3
20代	312	62	19.9
30代	468	145	31.0
40代	558	174	31.2
50代	558	189	33.9
60代	588	272	46.3
70代	402	190	47.3
80代	214	91	42.5
無回答	—	2	—

8. 標本誤差について

調査票の有効回収数は、母集団に対し、どの程度の誤差を持つかによって決まります。母集団を推定する際のサンプル数(有効回収数)とのずれの大きさ(標本誤差率)は、下式によって求められます。

$$\text{標本誤差率} = \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}} \times \pm 1.96 \times 100\%$$

N = 母集団の大きさ(調査対象となる 20 代～80 代の人口)

n = サンプルの大きさ(ここでは有効回収数とする)

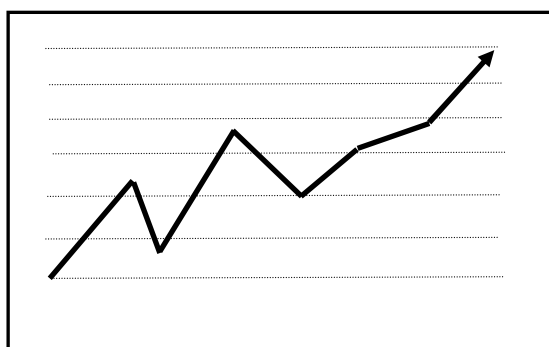
P = 回答率(通常は 0.5 を用いる)

±1.96 = 標準化補正值

N	n (有効回収数)	P	標本誤差率
26,417	1,125	0.5	±2.86

N(母集団) : 平成 25 年 4 月 30 日現在の 20 代～80 代の人口

一般的に、許容できる標本誤差率の範囲は±3%未満の範囲までと言われており、今回の調査の有効回収数は1,125件、標本誤差率は±2.86%で、回収件数として問題はないと言えます。



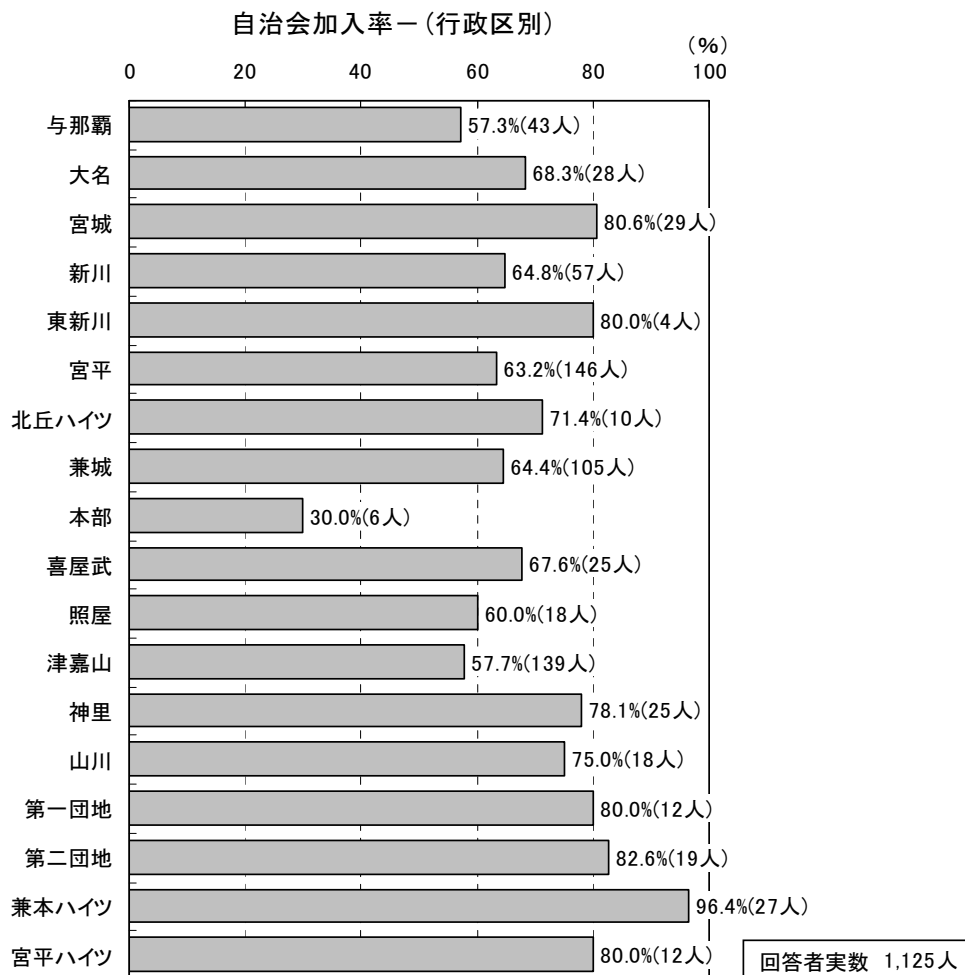
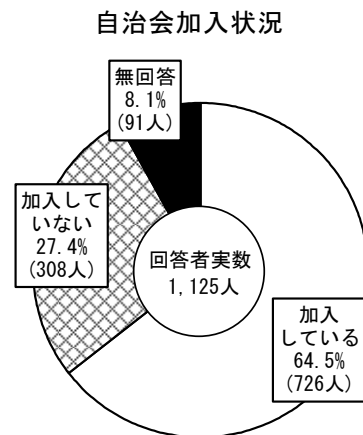
2 調査結果の概要

1. 地域との関わりについて

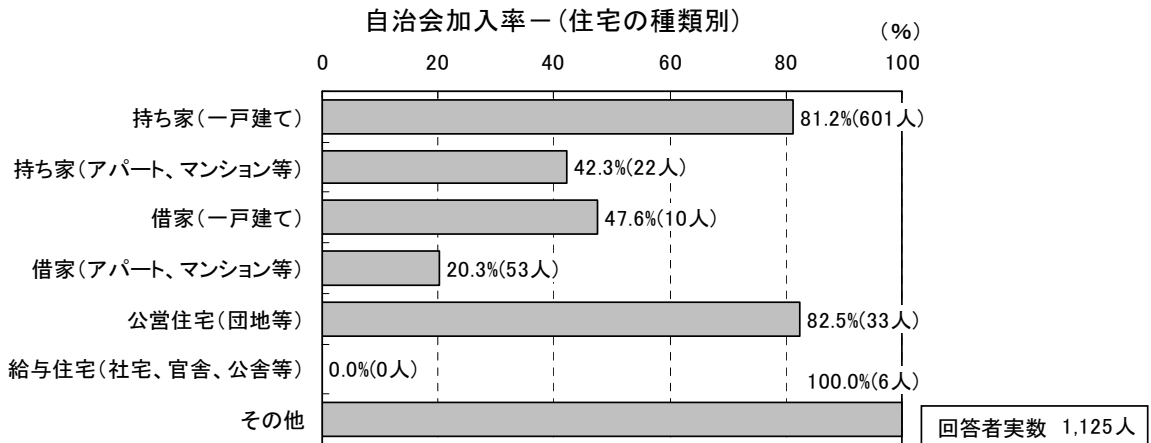
(1) 自治会加入状況

自治会への加入については、「加入している」が64.5%、「加入していない」が27.4%となります。

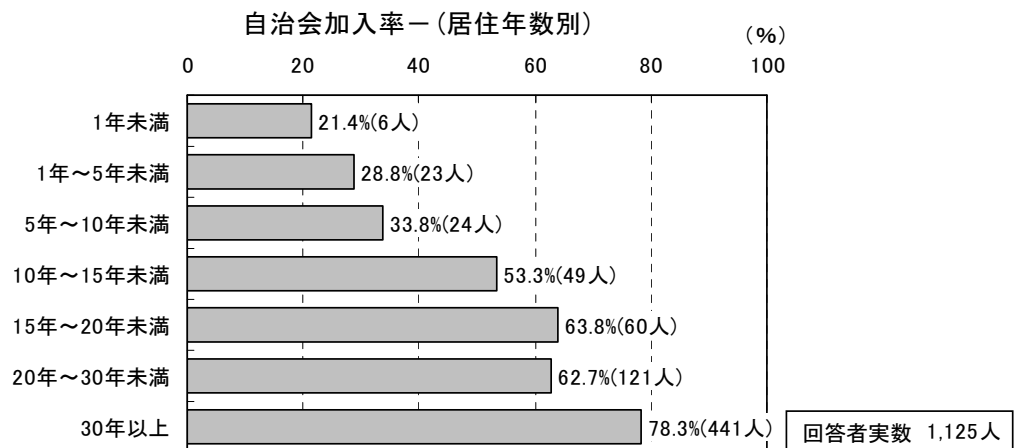
行政区別に自治会加入率(「加入している」の割合)をみると、「兼本ハイツ」が96.4%と最も高く、続いて「第二団地」、「宮城」、「東新川」、「第一団地」、「宮平ハイツ」がいずれも80%台となります。加入率が最も低いのは「本部」で30.0%となります。



住宅の種類別に加入率をみると、「持ち家(一戸建て)」と「公営住宅(団地等)」が80%台と高くなります。次に「持ち家(アパート、マンション等)」と「借家(一戸建て)」が40%台で、「借家(アパート、マンション等)」が20.3%と最も低くなります。



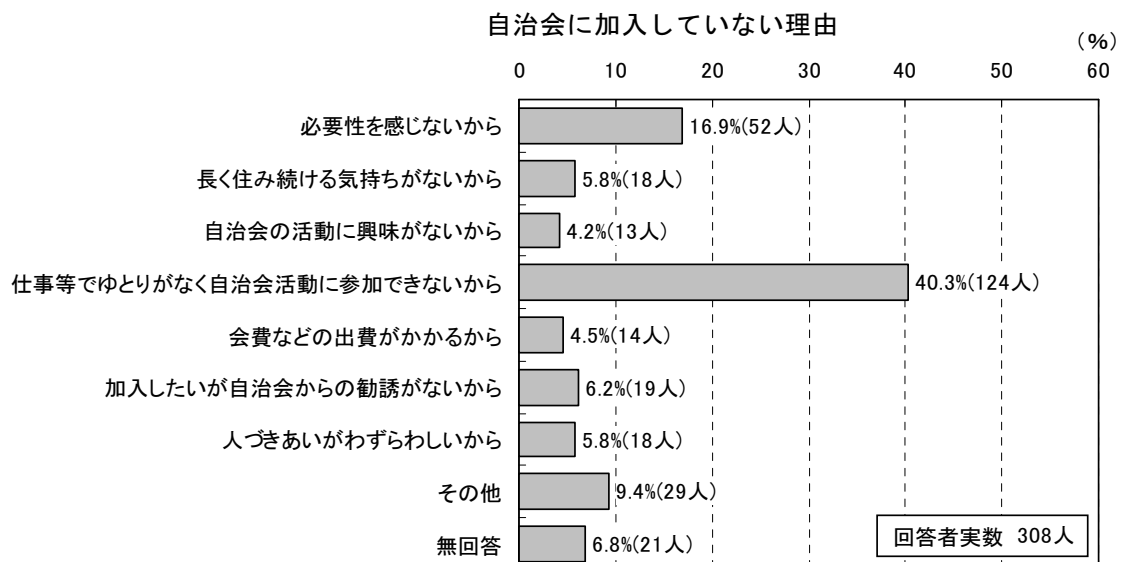
居住年数別に加入率をみると、「1年未満」が21.4%と最も低く、居住年数が長いほど加入率は高くなる傾向にあり、「30年以上」では78.3%となります。



(2) 自治会に加入していない理由

自治会に「加入していない」理由については、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が40.3%と最も高く、次に「必要性を感じないから」が16.9%となります。

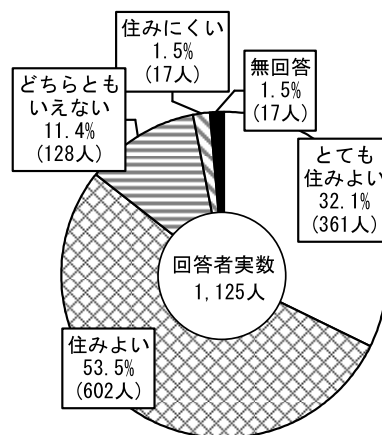
そのほかの理由については、9.4%以下となります



(3) 南風原町の住みごころ

南風原町の住みごころについては、「住みよい」が53.5%と最も高く、次に「とても住みよい」が32.1%で、合わせると“住みよい”と思っている人が85.6%を占めます。

南風原町の住みごころ

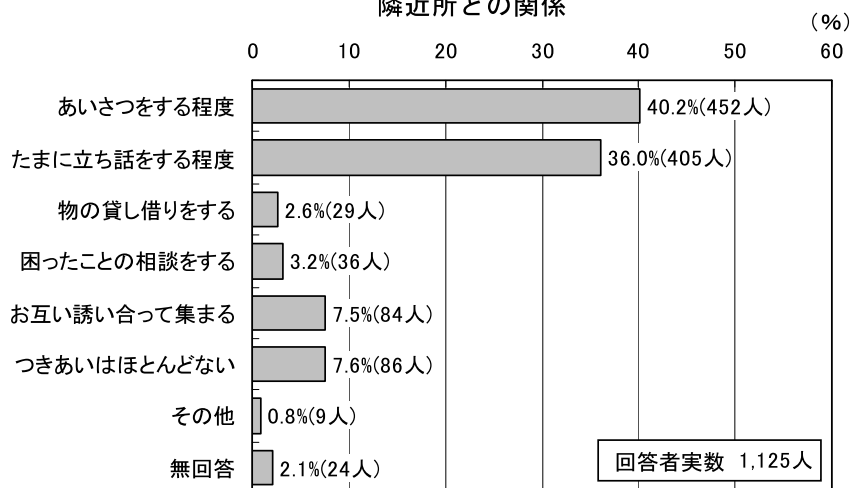


(4) 隣近所との関係

隣近所との関係については、「あいさつをする程度」が40.2%と最も高く、次に「たまに立ち話をする程度」が36.0%となります。

「物の貸し借りをする」、「困ったことの相談をする」、「お互い誘い合って集まる」を合わせた、隣近所とより親しい関係にある人は13.3%となります。

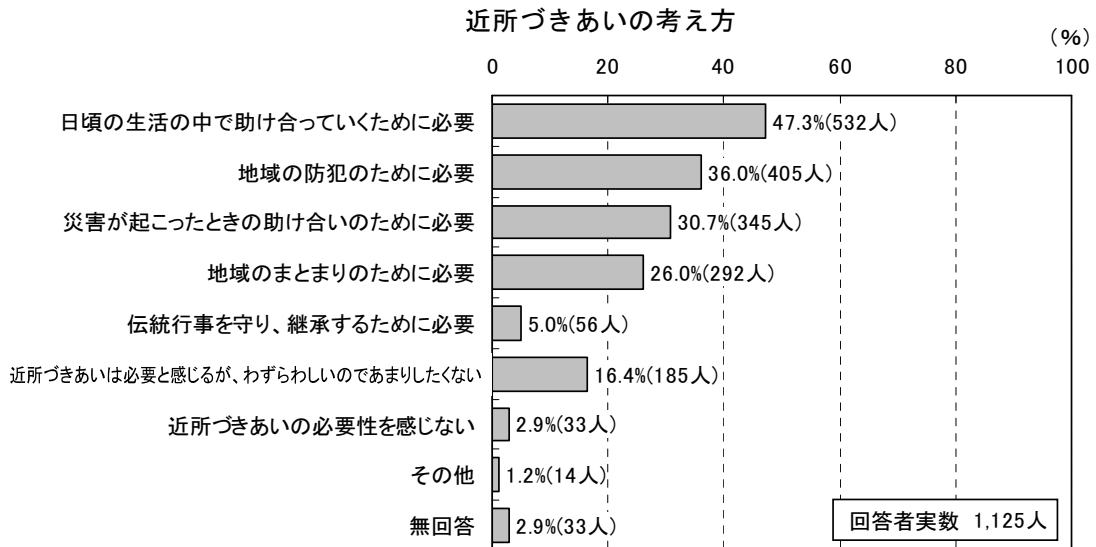
隣近所との関係



(5) 近所づきあいの考え方（複数回答）

近所づきあいの考え方については、「日頃の生活の中で助け合っていくために必要」が47.3%と最も高く、次に「地域の防犯のために必要」が36.0%となります。

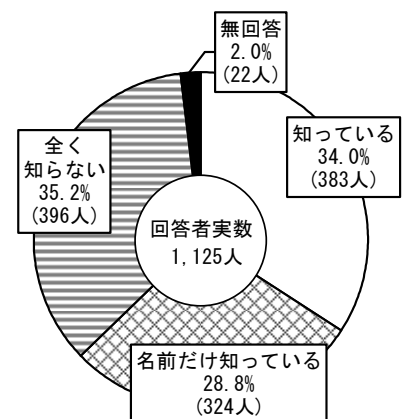
一方、近所づきあいはわずらわしいと考えている人が16.4%いるほか、2.9%が必要性を感じないと答えています。



(6) 小地域福祉ネットワーク活動の周知状況

町社会福祉協議会が実践している小地域福祉ネットワーク活動については、「全く知らない」が35.2%と最も高く、「知っている」が34.0%、「名前だけ知っている」が28.8%となります。

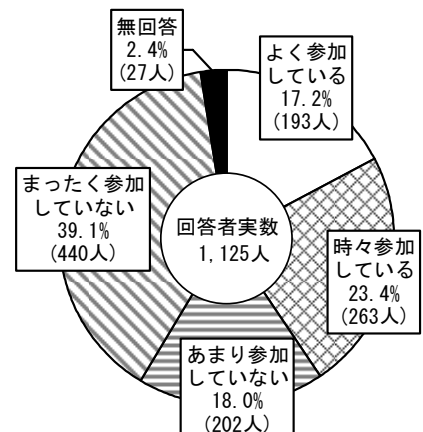
小地域福祉ネットワーク活動の周知状況



(7) 地域の活動や行事への参加状況

地域の活動や行事への参加については、「まったく参加していない」が39.1%と最も高くなります。参加しているのは「よく参加している」が17.2%、「時々参加している」が23.4%で、合わせると40.6%となります。

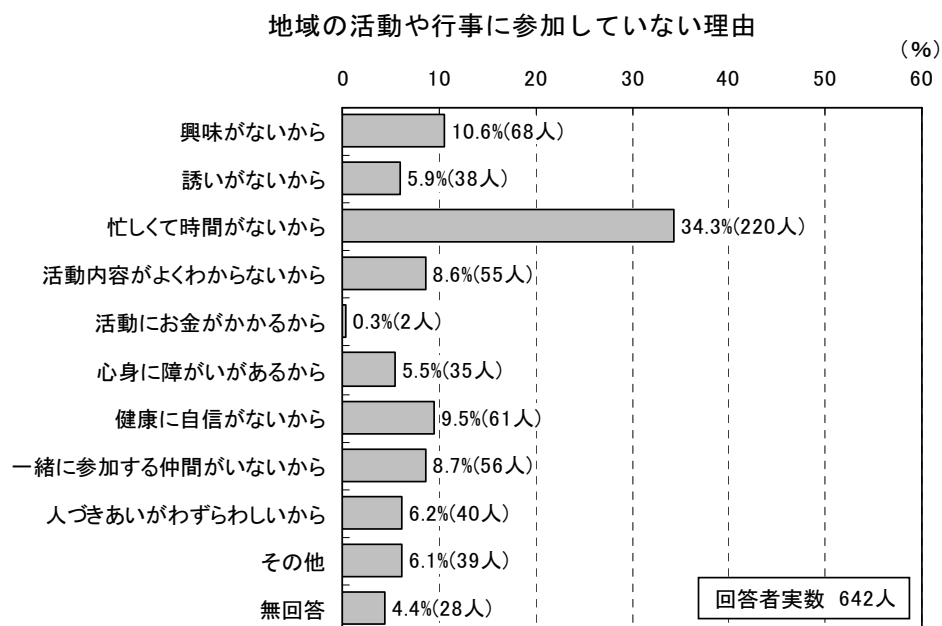
地域の活動や行事への参加状況



（８）地域の活動や行事に参加していない理由

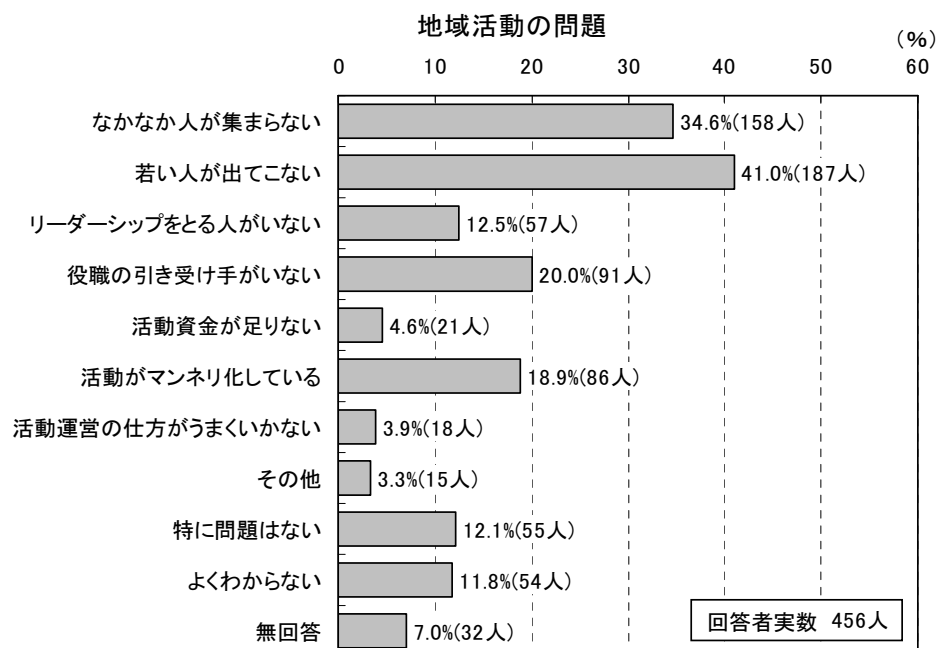
地域の活動や行事に「あまり参加していない」と「まったく参加していない」の理由については、「忙しくて時間がないから」が34.3%と最も高く、次に「興味がないから」が10.6%となります。

一方、「誘いがないから」、「活動内容がよくわからないから」、「一緒に参加する仲間がいないから」といった理由を合わせると23.2%になりますが、活動等の周知や参加への声かけなどを行うことで、参加者は増えることが考えられます。



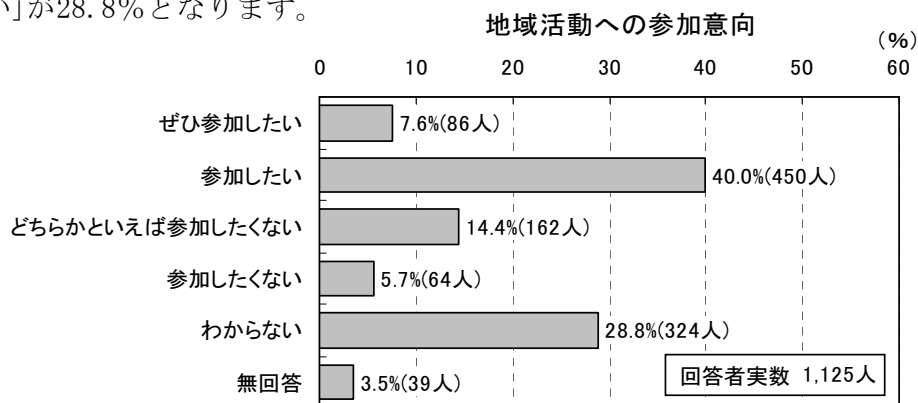
（９）地域活動の問題（複数回答）

地域の活動や行事に「よく参加している」、「時々参加している」と答えた人が、地域活動に対し問題として感じていることについては、「若い人が出てこない」が41.0%と最も高く、次に「なかなか人が集まらない」が34.6%となります。



(10) 地域活動への参加意向

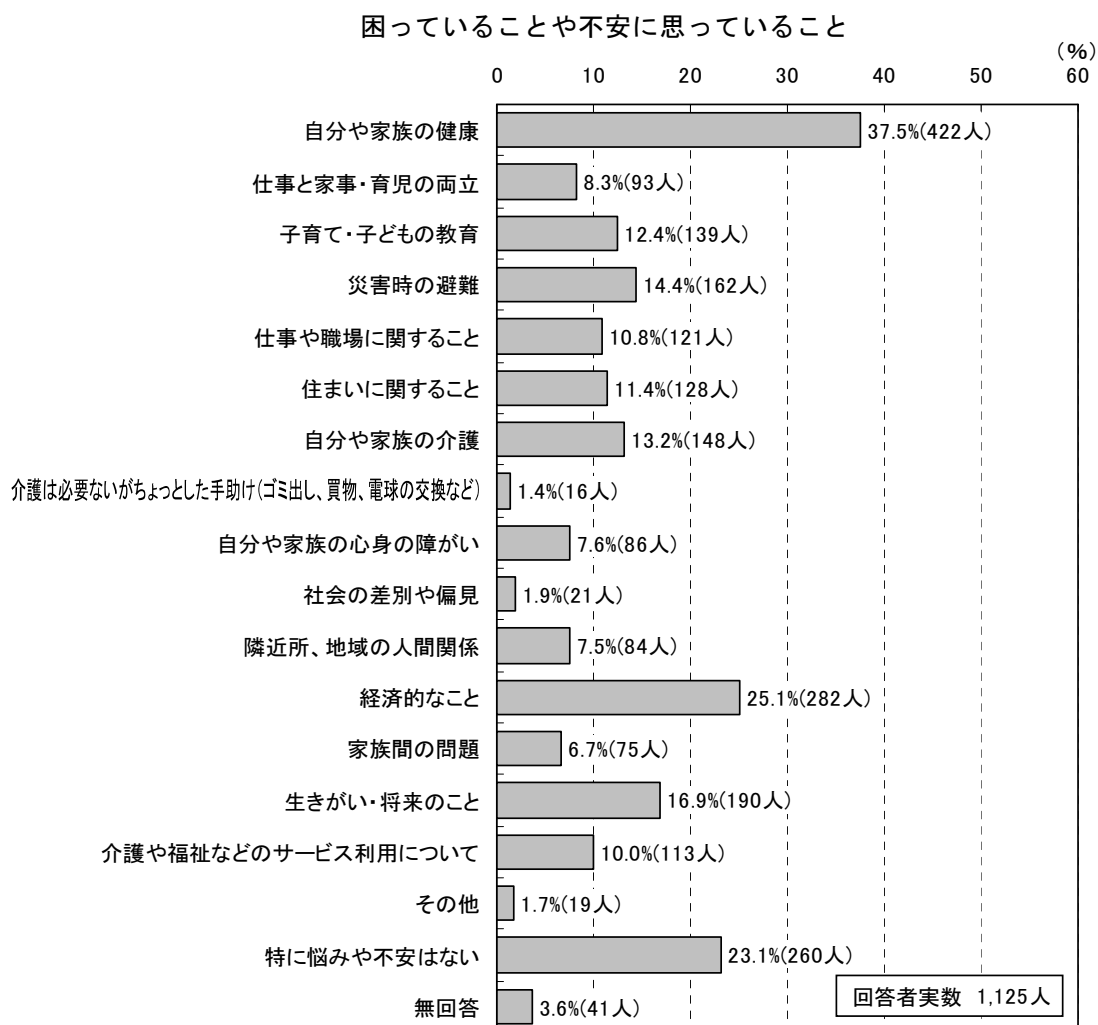
今後の地域活動への参加意向については、「参加したい」が40.0%と最も高く、「ぜひ参加したい」の7.6%を合わせると、参加を考えている人は47.6%となります。一方、「わからない」が28.8%となります。



2. 困っていることや相談について

(1) 困っていることや不安に思っていること（複数回答）

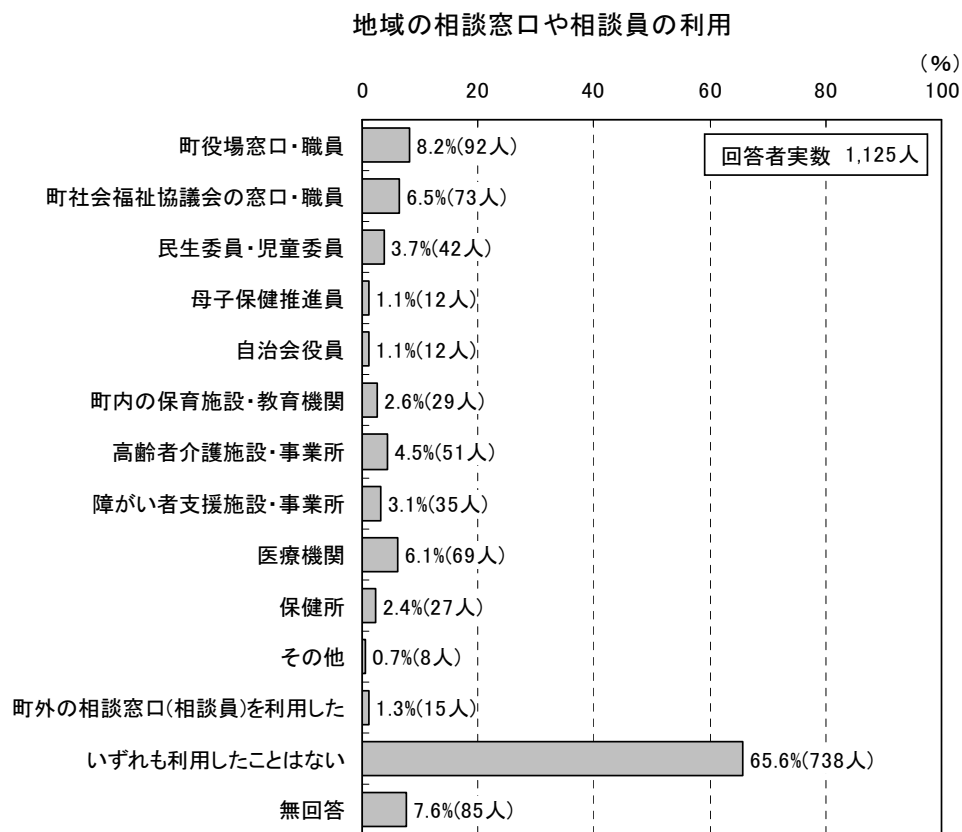
生活する上で困っていることや不安に思っていることについては、「自分や家族の健康」が37.5%と最も高く、次に「経済的なこと」が25.1%となります。



(2) 地域の相談窓口や相談員の利用（複数回答）

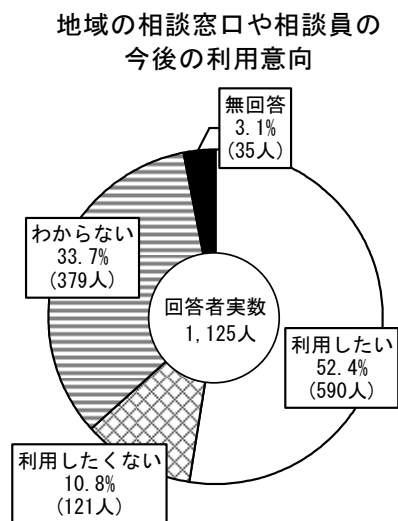
困っていることや不安に対する、地域(町内)の相談窓口や相談員の利用については、「いずれも利用したことはない」が65.6%で、これに「無回答」を加えて全体(100%)から除くと、相談窓口(相談員)を利用したことがあるのは26.8%となります。

利用が最も多かったのは「町役場窓口・職員」、次に「町社会福祉協議会の窓口・職員」となります。



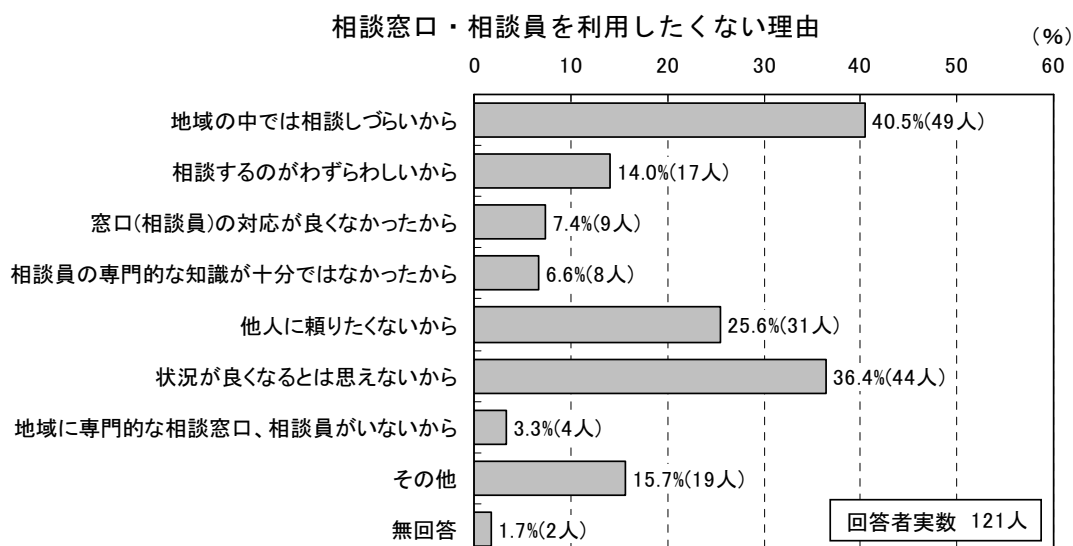
(3) 地域の相談窓口や相談員の今後の利用意向

地域(町内)の相談窓口や相談員の今後の利用意向については、「利用したい」が52.4%と最も高く、これまでの利用率(26.8%)と比べると、倍近く高く潜在的な相談ニーズが多いことがうかがえます。次に「わからない」が33.7%となります。



(4) 相談窓口・相談員を利用したくない理由（複数回答）

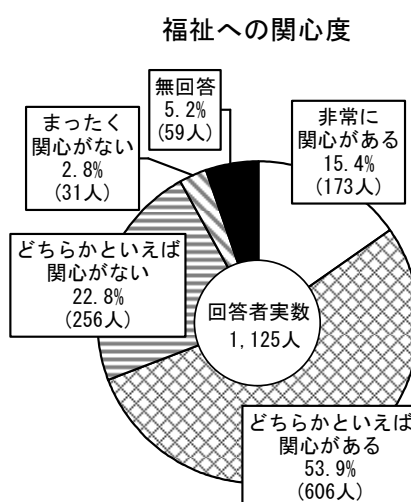
今後、地域(町内)の相談窓口や相談員を「利用したくない」と答えた理由としては、「地域の中では相談しづらいから」が40.5%と最も高く、続いて「状況が良くなるとは思えないから」が36.4%、「他人に頼りたくないから」が25.6%となります。



3. 福祉への関心と情報について

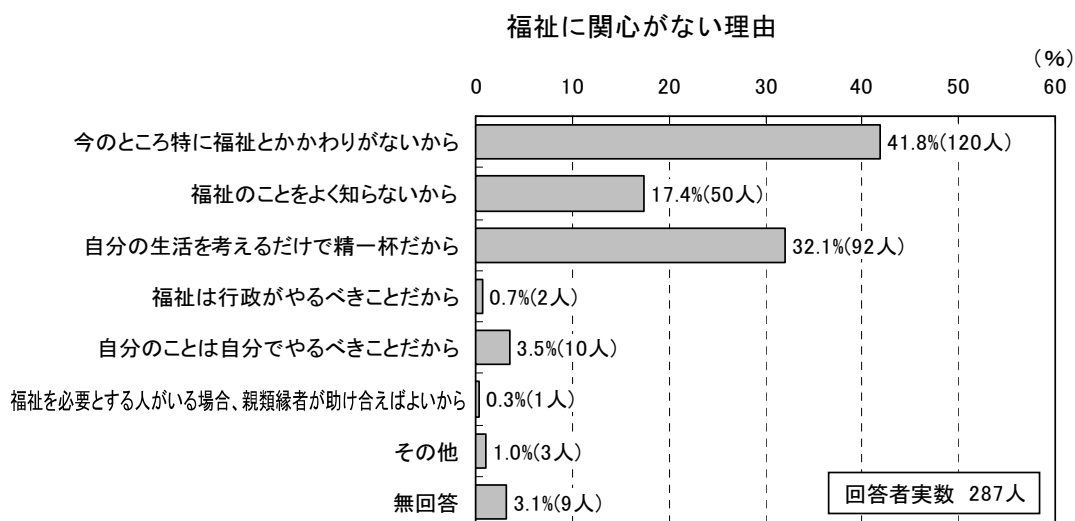
(1) 福祉への関心度

地域の福祉への関心については、「どちらかといえば関心がある」が53.9%と最も高く、「非常に関心がある」の15.4%を合わせると、「関心がある」が69.3%と約7割を占めます。



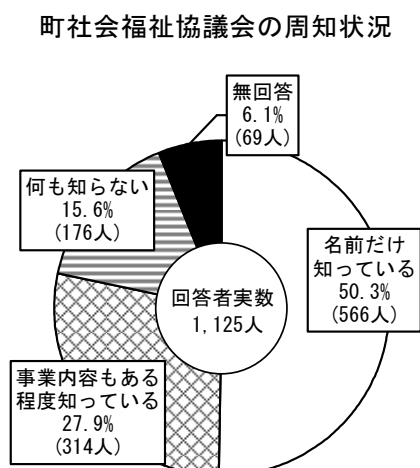
（２）福祉に関心がない理由

福祉に関して「どちらかといえば関心がない」、「まったく関心がない」と答えた理由としては、「今のところ特に福祉とかかわりがないから」が41.8%と最も高く、次に「自分の生活を考えるだけで精一杯だから」が32.1%となります。



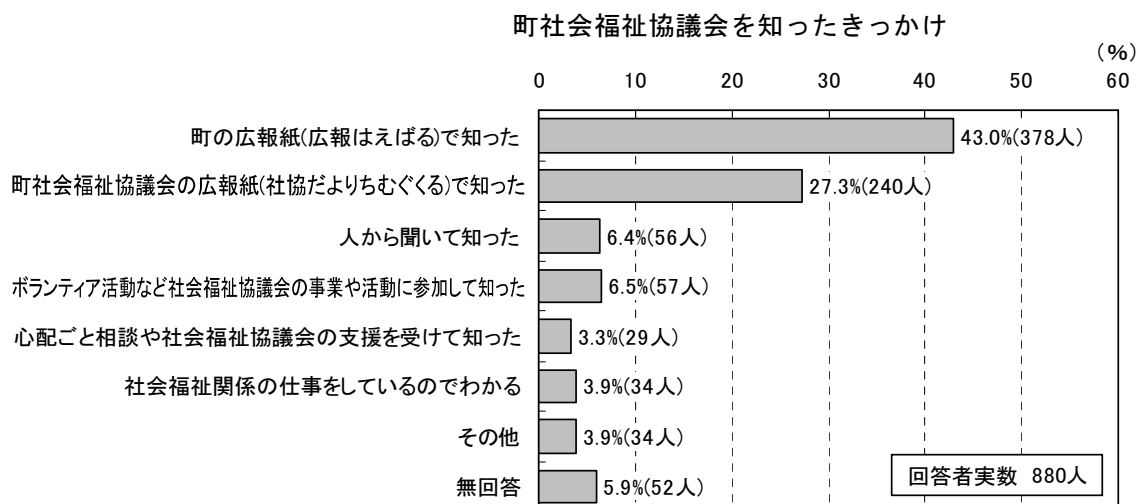
（３）町社会福祉協議会の周知状況

町社会福祉協議会については、「名前だけ知っている」が50.3%と最も高く、「事業内容もある程度知っている」が27.9%、「何も知らない」が15.6%となります。



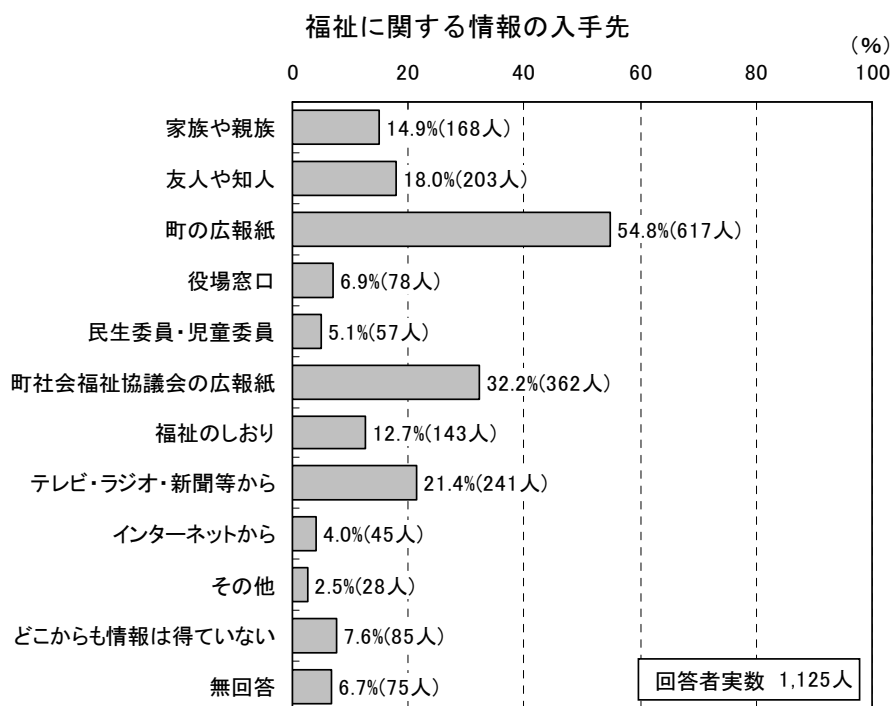
(4) 町社会福祉協議会を知ったきっかけ

町社会福祉協議会について「名前だけ知っている」、「事業内容もある程度知っている」のは何によって知ったかについては、「町の広報紙(広報はえばる)で知った」が43.0%と最も高く、次に「町社会福祉協議会の広報紙(社協だより)で知った」が27.3%で、合わせると両広報紙による周知が70.3%となります。



(5) 福祉に関する情報の入手先(複数回答)

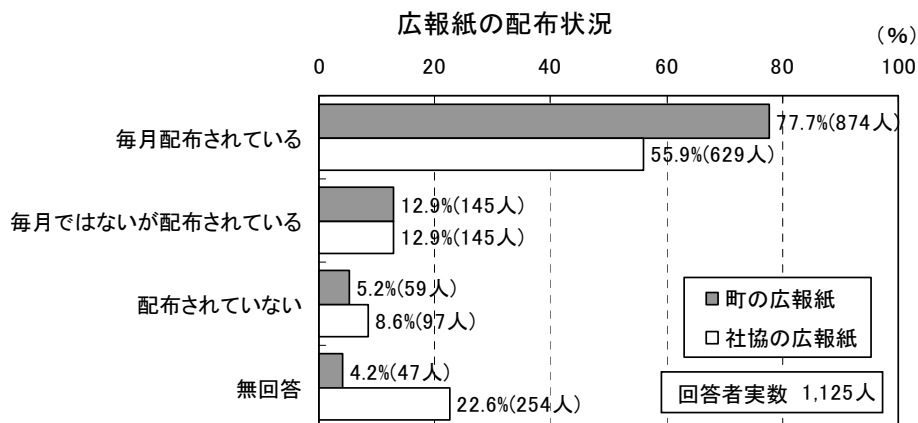
福祉に関する情報の入手先としては、「町の広報紙」が54.8%と最も高く、次に「町社会福祉協議会の広報紙」が32.2%となります。続いて「テレビ・ラジオ・新聞等から」が21.4%、「友人や知人」が18.0%となります。



（６）広報紙の配布状況

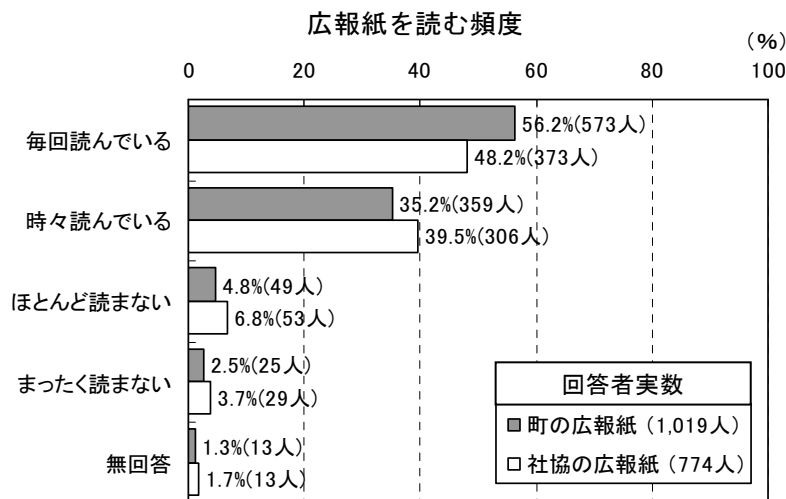
町の広報紙の配布については、「毎月配布されている」が77.7%で、「配布されていない」が5.2%となります。

町社会福祉協議会の広報紙の配布については、「毎月配布されている」が55.9%で町の広報紙を22ポイント下回ります。また、「無回答」が22.6%と高くなりますが、配布率の低さが影響していると考えられます。



（７）広報紙を読む頻度

町及び社協の広報紙が「毎月配布されている」、「毎月ではないが配布されている」と答えた方の広報紙を読む頻度については、「毎回読んでいる」が町の広報紙で56.2%、町社会福祉協議会の広報紙で48.2%と、町の広報紙の割合が高くなります。

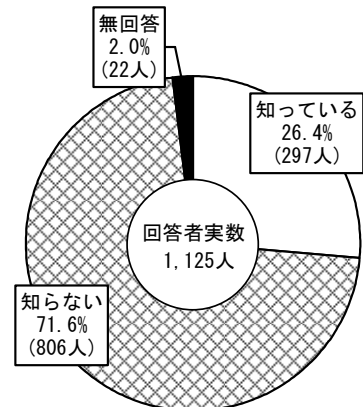


4. 福祉教育について

(1) 「福祉教育推進事業」の周知状況

子どもたちに思いやりの心、助け合いの心を育むための「福祉教育推進事業」については、「知らない」が71.6%と高く、「知っている」は26.4%となります。

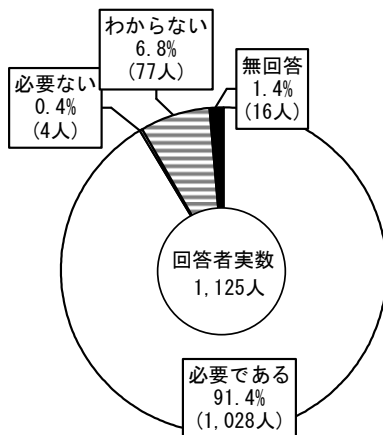
福祉教育推進事業の周知状況



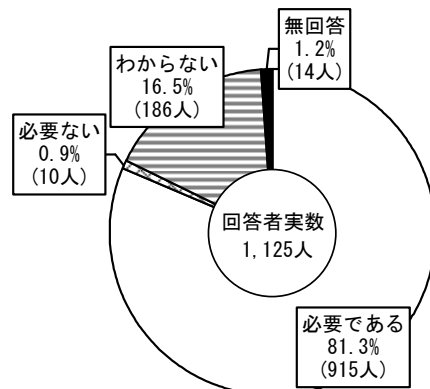
(2) 福祉教育・福祉意識の啓発の必要性について

次代を担う子どもたちに対する福祉教育については、「必要である」が91.4%、また、一般市民に対する福祉意識を高めるための取り組みについては、「必要である」が81.3%と、いずれもほとんどの人が必要と考えています。

福祉教育の必要性



福祉意識を高める取り組みの必要性

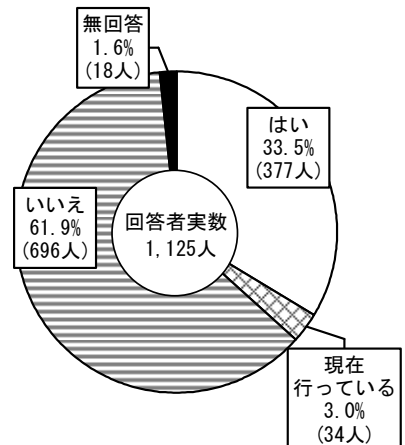


5. ボランティアについて

(1) ボランティア活動経験の有無

これまでボランティア活動を行ったことがあるかについては、「いいえ」が61.9%最も高く、「はい」が33.5%、「現在行っている」が3.0%となります。

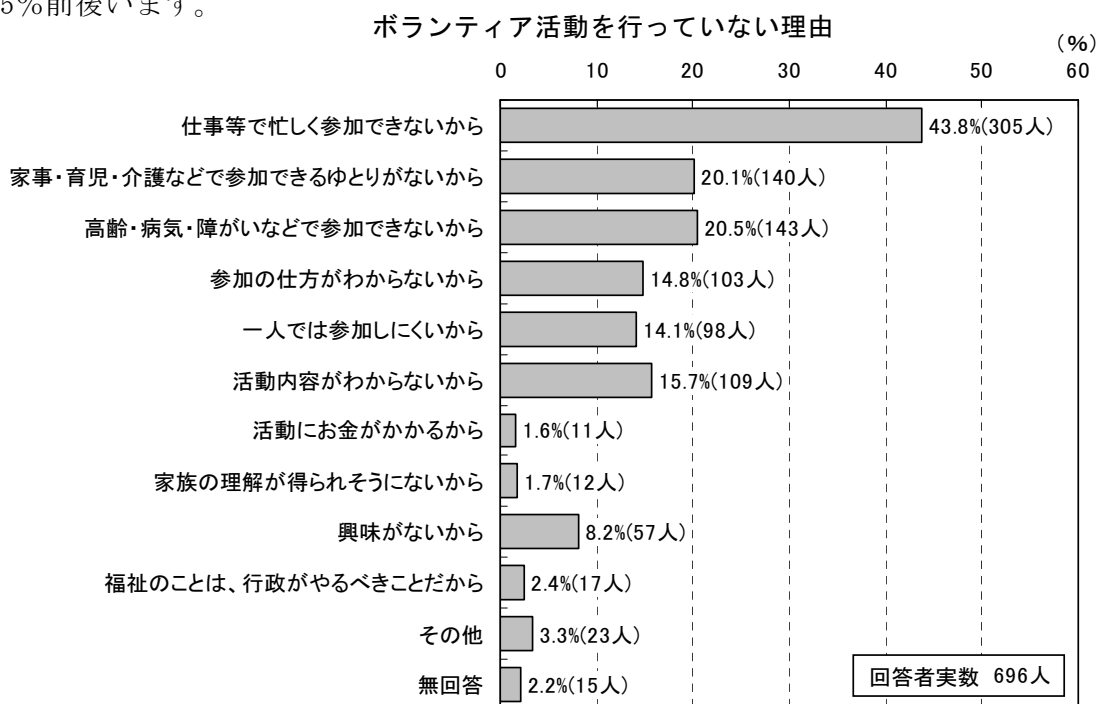
ボランティア活動経験の有無



(2) ボランティア活動を行っていない理由（複数回答）

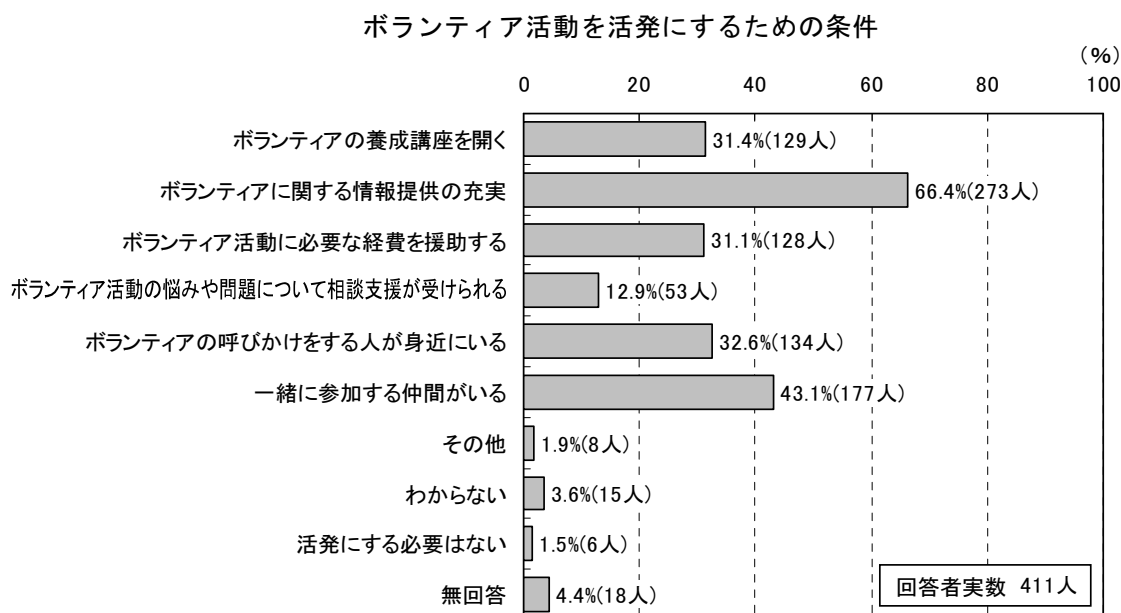
これまでボランティア活動を行ったことがない理由については、「仕事等で忙しく参加できないから」が43.8%と最も高く、続いて「高齢・病気・障がいなどで参加できないから」が20.5%、「家事・育児・介護などで参加できるゆとりがないから」が20.1%となります。

一方、活動への参加意欲は感じられるものの、「参加の仕方がわからないから」、「一人では参加しにくいから」、「活動内容がわからないから」などの理由をあげる人がそれぞれ15%前後います。



(3) ボランティア活動を活発にするための条件（複数回答）

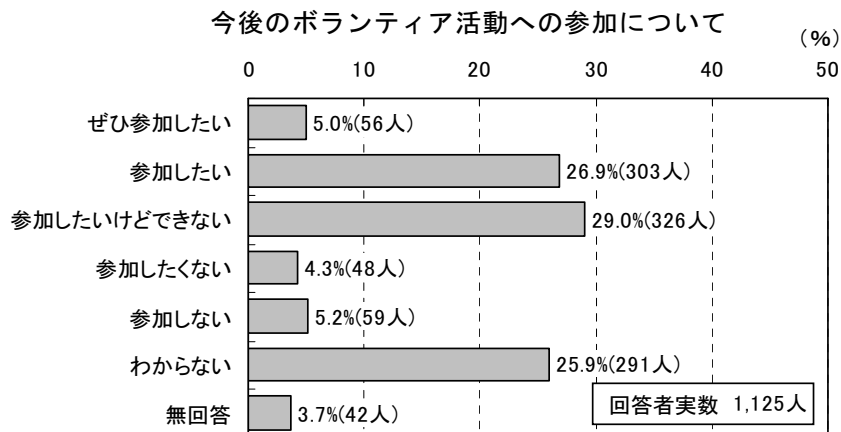
これまでボランティア活動を行ったことがある人や現在行っている人が考える、ボランティア活動を活発にするための条件については、「ボランティアに関する情報提供の充実」が66.4%と最も高く、次に「一緒に参加する仲間がいる」が43.1%となります。



(4) 今後のボランティア活動への参加について

今後のボランティア活動への参加については、「参加したいけどできない」が29.0%と最も高く、これに「参加したい」の26.9%、「ぜひ参加したい」の5.0%を合わせると、“参加したい”と考えている人が60.9%を占めます。

一方、今後の参加は「わからない」が25.9%となります。

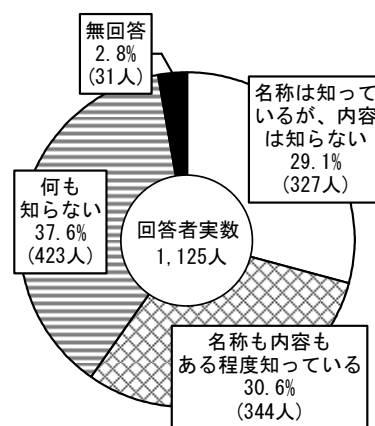


6. 権利擁護について

(1) 成年後見制度の周知状況

成年後見制度については、「何も知らない」が37.6%と最も高く、続いて「名称も内容もある程度知っている」が30.6%、「名称は知っているが、内容は知らない」が29.1%となります。

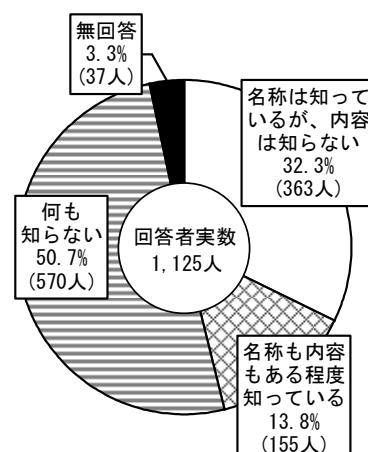
成年後見制度の周知状況



(2) 日常生活自立支援事業の周知状況

日常生活自立支援事業については、「名称も内容もある程度知っている」が13.8%と最も低く、「何も知らない」が50.7%となります。

日常生活自立支援事業の周知状況

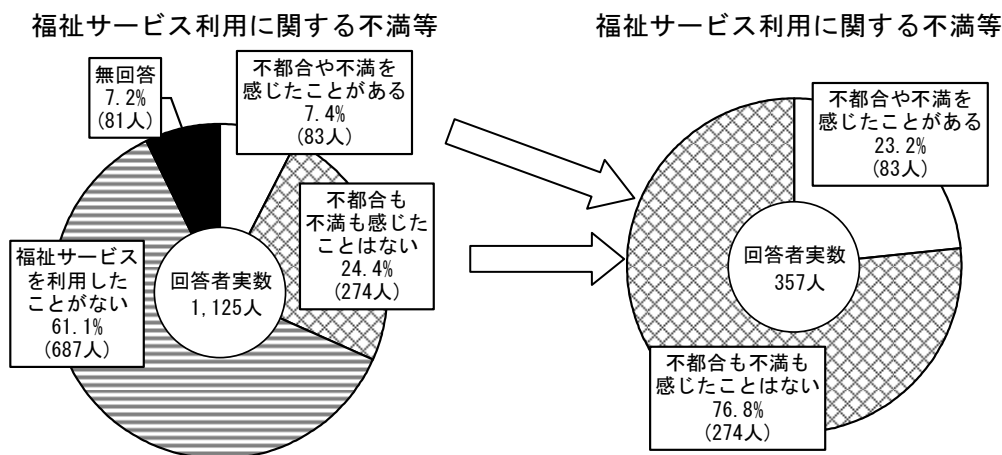


7. 福祉サービスの利用について

(1) 福祉サービス利用に関する不満等

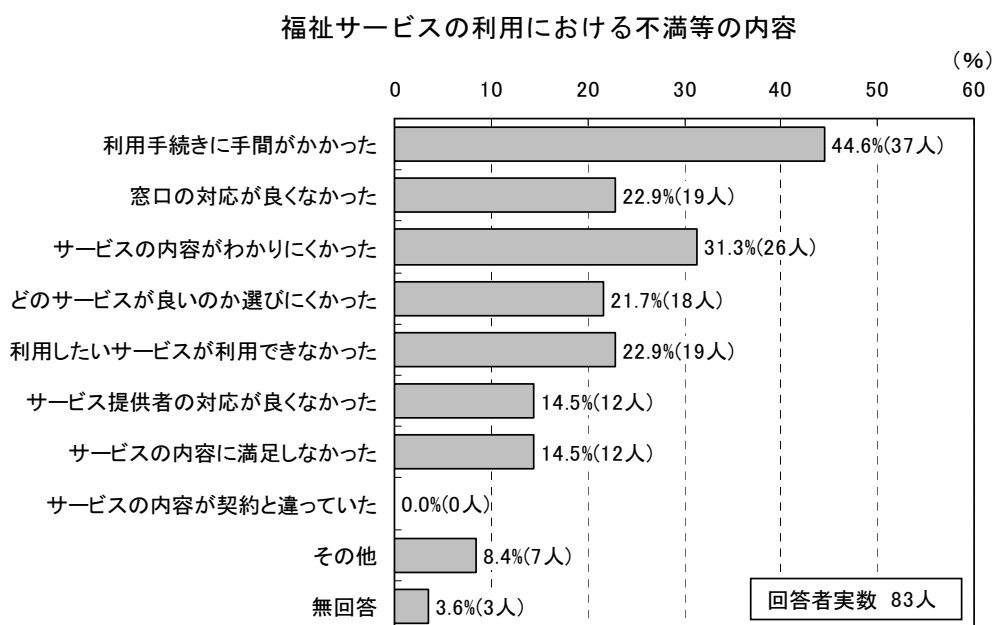
自分や家族の福祉サービスの利用については、これまで「福祉サービスを利用したことがない」が61.1%で、利用したことがあるのは31.8%となります。また、利用したことがある人のうち、「不都合や不満を感じたことがある」は7.4%となります。

なお、利用したことがある人だけでみると、「不都合や不満を感じたことがある」は23.2%と2割を超えます。



(2) 福祉サービスの利用における不満等の内容（複数回答）

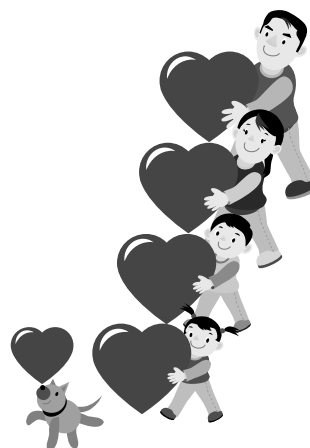
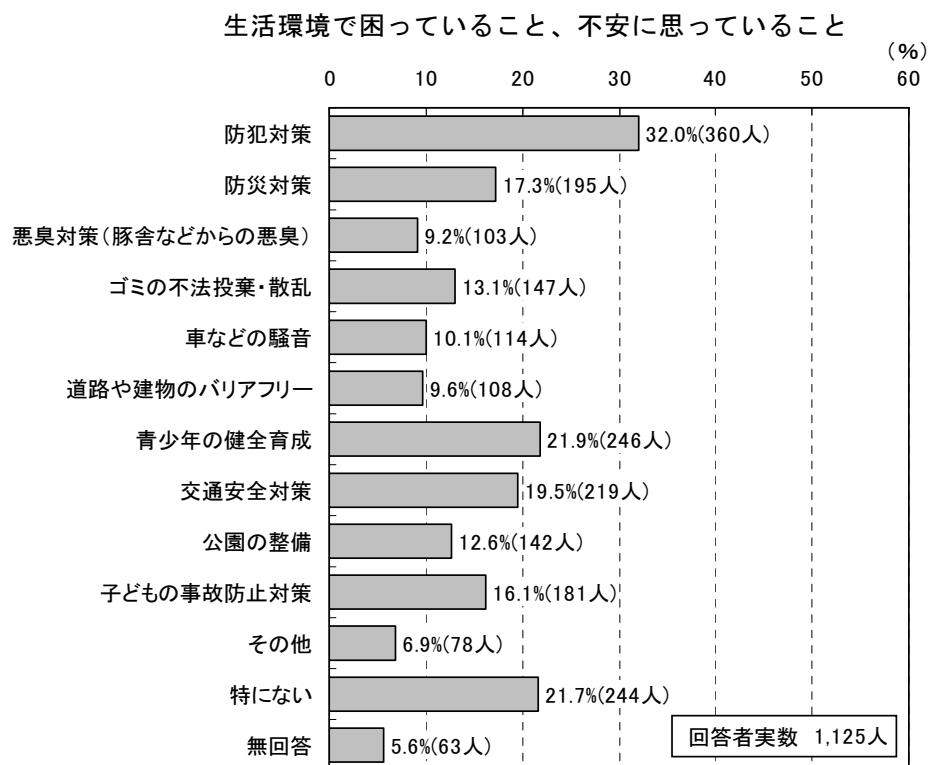
福祉サービスの利用に関して「不都合や不満を感じたことがある」と答えた人の不満等の内容については、「利用手続きに手間がかかった」が44.6%と最も高く、次に「サービスの内容がわかりにくかった」が31.3%となります。



8. 地域の生活環境について

(1) 生活環境で困っていること、不安に思っていること（複数回答）

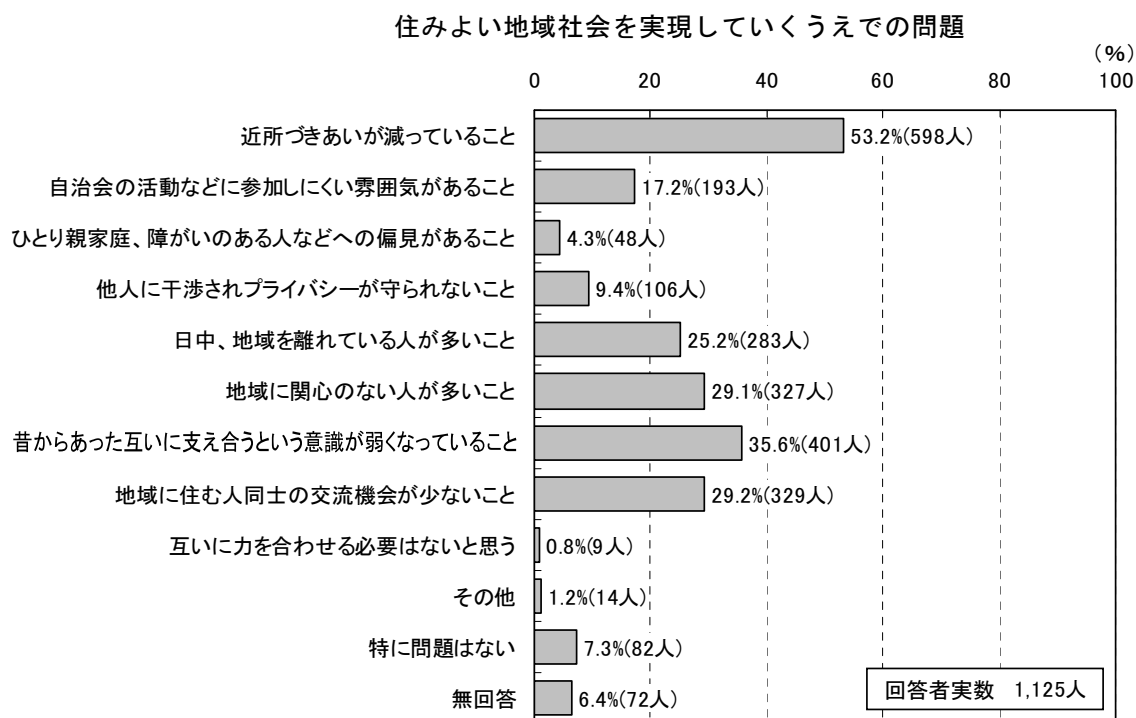
地域の生活環境で困っていることについては、「防犯対策」が32.0%と最も高く、以下、「青少年の健全育成」が21.9%、「交通安全対策」が19.5%、「防災対策」が17.3%と続きます。



9. 地域福祉の推進について

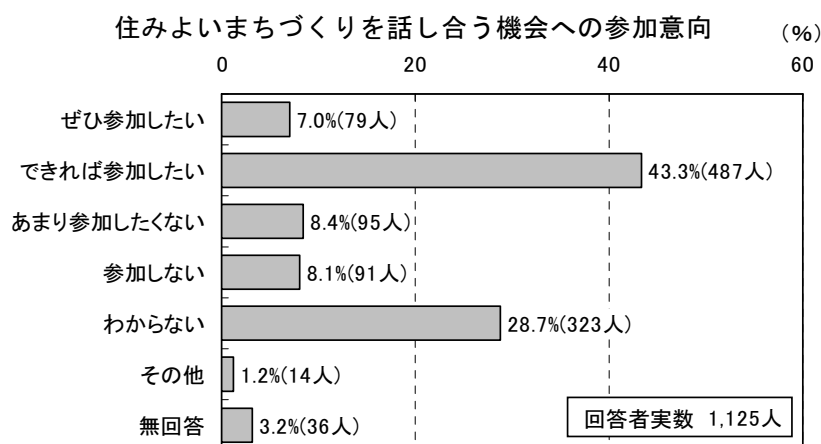
(1) 住みよい地域社会を実現していくうえでの問題（複数回答）

地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることについては、「近所づきあいが減っていること」が53.2%と最も高く、次に「昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっていること」が35.6%となります。人と人との絆が弱くなってきている状況がうかがえます。



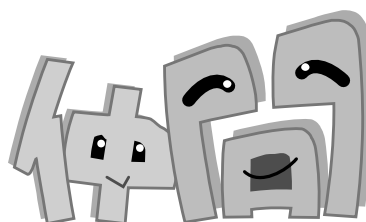
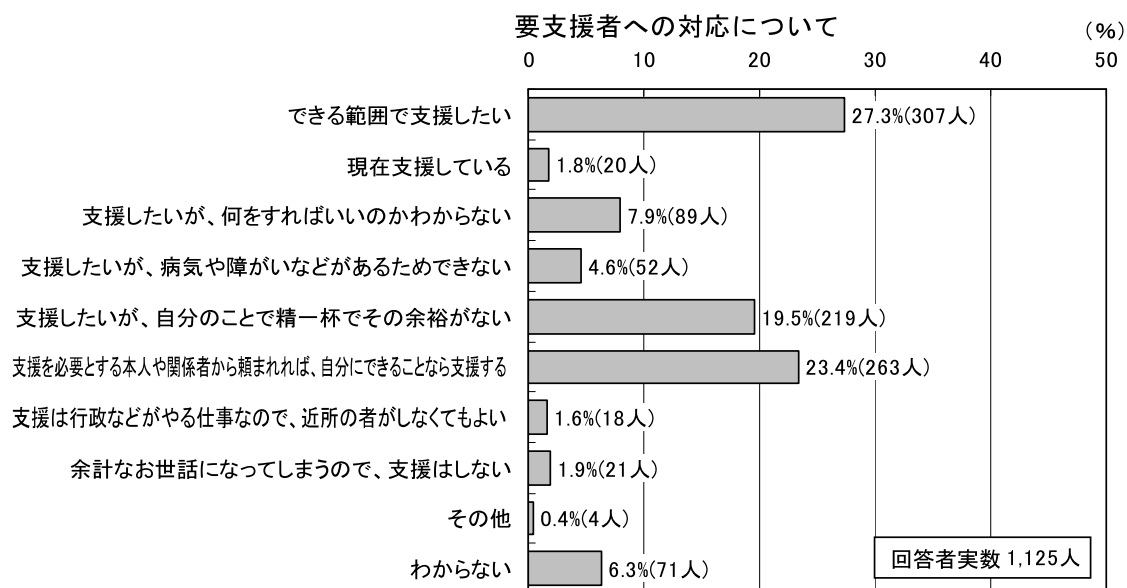
(2) 住みよいまちづくりを話し合う機会への参加意向

地域での住みよいまちづくりについて話し合う機会を持った場合の参加については、「できれば参加したい」が43.3%と最も高く、これに「ぜひ参加したい」の7.0%を合わせると、“参加したい”と考えている人は50.3%となります。



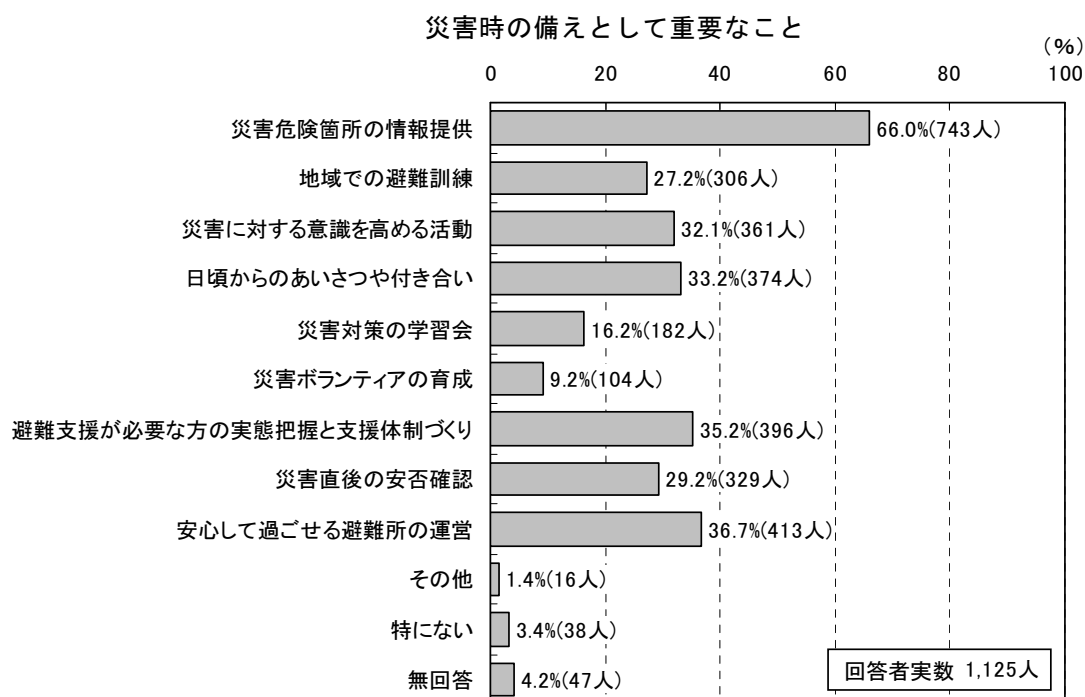
(3) 要支援者への対応について

隣近所に周りからの支援を必要とする方がいる場合の対応については、「できる範囲で支援したい」が27.3%と最も高く、次に「支援を必要とする本人や関係者から頼まれれば、自分にできることなら支援する」が23.4%となります。また、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が19.5%、「支援したいが、病気や障がいなどがあるためできない」が4.6%、「現在支援している」は1.8%となっており、「現在支援している」を含め支援をしたい・支援すると考えている人は全体の84.4%を占めます。



（４）災害時の備えとして重要なこと（複数回答）

地域における災害時の備えとして、重要と思うことについては、「災害危険箇所の情報提供」が66.0%と最も高く、続いて「安心して過ごせる避難所の運営」が36.7%、「避難支援が必要な方の実態把握と支援体制づくり」が35.2%となります。

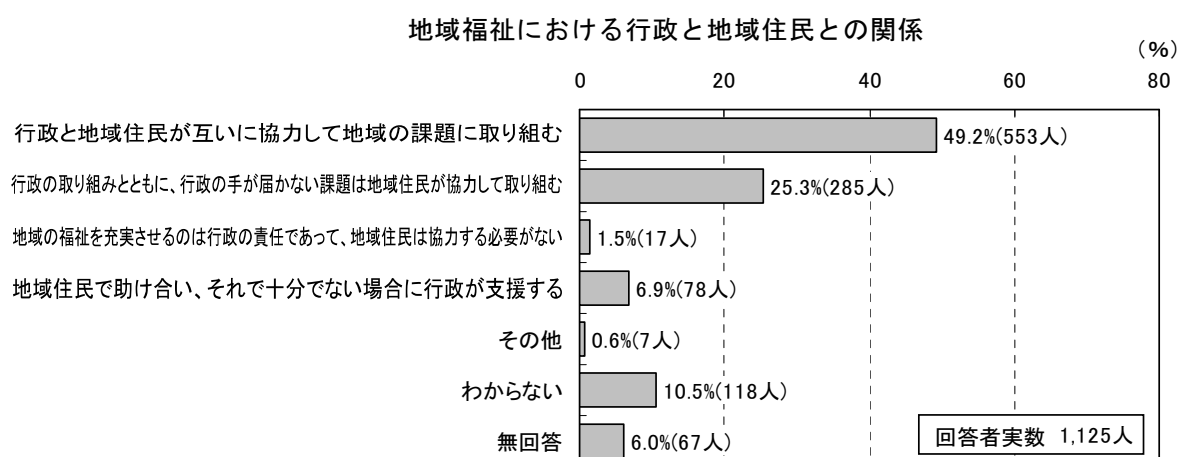


（５）地域福祉における行政と地域住民との関係

地域福祉における、行政と地域住民との関係については、「行政と地域住民が互いに協力して地域の課題に取り組む」が49.2%と最も高く、公民協働型の考え方を持つ人が約半数を占めます。

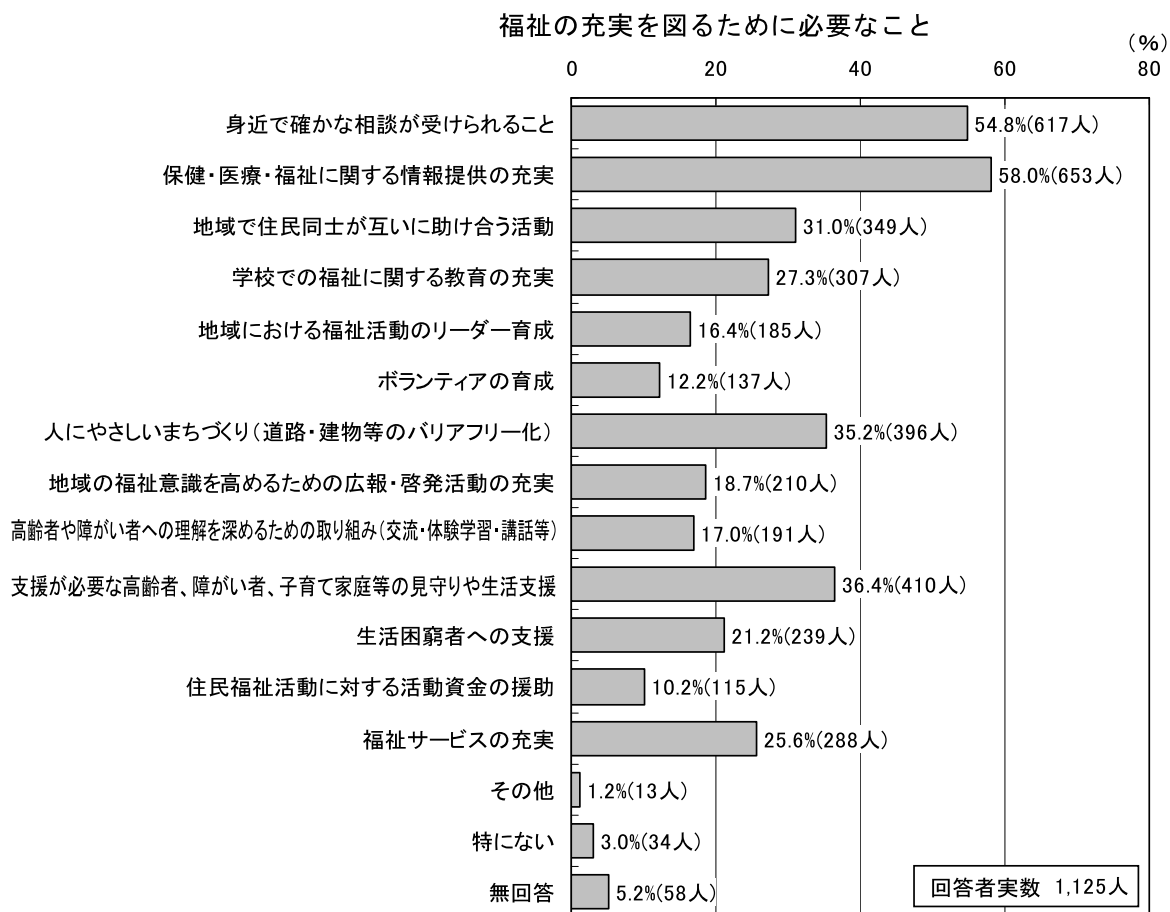
次に「行政の取り組みとともに、行政の手が届かない課題は地域住民が協力して取り組む」という行政先行型の考え方が25.3%となります。

以下、「地域住民で助け合い、それで十分でない場合に行政が支援する」という住民先行型が6.9%、「地域の福祉を充実させるのは行政の責任であって、地域住民は協力する必要がある」という行政依存型が1.5%となります。



(6) 福祉の充実を図るために必要なこと（複数回答）

南風原町における福祉の充実を図るために、必要なことについては、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が58.0%と最も高く、次に「身近で確かな相談が受けられること」が54.8%となります。以下、「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや生活支援」、「人にやさしいまちづくり（道路・建物等のバリアフリー化）」、「地域で住民同士が互いに助け合う活動」が各30%台と比較的高くなります。



私たちにご相談ください

住みやすい町づくり

3 調査結果の考察

1. 地域福祉における行政と地域住民との関係について

- 公的な福祉サービスは、介護保険法、障害者自立支援法、次世代育成支援対策推進法などの各種法制度に基づき、各分野ごとに計画的な基盤整備が進められ、サービスの質、量とも飛躍的に充実してきました。しかし、現行の福祉サービスでは、見守りや生活支援を必要とする人へのきめ細かな支援ができないことや制度の谷間にあって対応できない問題、問題が重複し十分な支援ができないケースが増えてきています。これらの問題に対応していくには、地域の福祉力が不可欠であり、地域と行政とが協働し一体となって問題解決に取り組める体制を構築していく必要があります。
- これについて、地域福祉における、行政と地域住民との関係を問う設問では、「行政と地域住民が互いに協力して地域の課題に取り組む」が42.9%と最も多くなります。続いて「行政の取り組みとともに、行政の手が届かない課題は地域住民が協力して取り組む」が25.3%、「地域住民で助け合い、それで十分でない場合に行政が支援する」が6.9%と、大半の人が住民と行政との協力体制の必要性を認めています。こうした地域住民の考え方に沿って地域福祉への住民参画をどう実現していくかを、行政及び町社会福祉協議会(以下、「社協」という)が中心となって地域ぐるみで進めていくことが今最も求められていると言えます。

2. 福祉への関心を高める取り組みについて

- 地域の福祉については、約7割の人が関心を持っており、年齢が高いほど関心度は高くなる傾向にあります。また、一般町民に対する福祉意識を高める取り組みの必要性についての設問でも、81.3%が「必要である」と答えています。
- 福祉に関心がない理由としては、「福祉とのかかわりがないから」が41.8%、「自分の生活で精一杯だから」が32.1%、「福祉をよく知らないから」が17.4%となります。一方、割合は低いものの、「福祉は行政がやるべき」、「自分のことは自分でやるべき」、「親類縁者が助け合えばよい」と思っている人もいます。

関心がないのは、自治会加入者で19.8%、未加入者で40.3%と未加入者の割合が高く、また、未加入者は地域の行事や活動にも参加していない人の割合も高いことから、地域との接点が少ない人に多い結果となります。
- 以上のことから、地域福祉を進める上では、福祉に関する意識啓発を一層進めるとともに、自治会未加入者に対しては、自治会への加入促進、地域の行事や活動等への参加促進などにより、地域との交流機会を確保し、共に生き、支え合うという意識の醸成を図っていくことが大切です。

3. 自治会加入促進について

- 自治会は、住民同士の親睦、生活環境の維持等のほか、高齢者の見守りや子どもの安全対策などに取り組み、地域の団体や行政と連携して地域課題の解決を図り、住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。しかし、自治会に加入しない人が増えてくると、自治会活動に支障をきたすことが多くなります。

本町の総人口は増え続けていますが、自治会の加入率は、社協が実施した過去3回(H5年、H16年、H21年)の「南風原町民の福祉意識調査」によると、平成5年が74.5%、平成16年が66.3%、平成21年が65.5%と低下傾向にあり、そして本調査では64.5%とさらに低下しています。

- 自治会未加入の理由としては、「仕事等でゆとりがなく自治会活動に参加できないから」が40.3%と最も多く、次に「必要性を感じないから」が16.9%となります。また、「興味がないから」、「会費が出るから」など様々な理由があがっていますが、逆に加入していないからこそ自治会のことを知らないため、加入に消極的になる人も多いと考えられます。

自治会活動に参加できなくても、興味や必要性を感じなくとも、地域のことを知る機会が増え、地域への関心が徐々に高まるとともに、将来的に自治会への加入や地域活動への参加が考えられます。そこで、未加入者に対し、自治会の目的や加入のメリット及び自治会の活動等の情報を継続的に提供していくなど、自治会への関心を高める取り組みが必要です。

- 自治会の未加入率は、「借家(アパート、マンション等)」が74.3%と極めて高く、アパート等の世帯を中心とした加入促進が課題となります。また、居住年数が短いほど高い(1年未満では75%が未加入)ことから、転入者への早期加入の呼びかけが大切となります。今後、自治会における加入促進のための組織体制をしっかりと構築するとともに、行政においても、自治会と連携し転入者等への自治会の紹介や自治会への橋渡しなどの支援を考えていく必要があります。

4. 住み心地と生活環境の向上について

- 南風原町の住み心地については、「とても住みよい」が32.1%、「住みよい」が53.5%で、85.6%の人が“住みよい”と感じていますが、その一方で、住民の72.7%が地域の生活環境で困っていることや不安に思っていることがあると答えています。具体的には「防犯対策」が最も多く、以下、「青少年の健全育成」、「交通安全対策」、「防災対策」、「子どもの事故防止対策」などがあります。
- そうした問題に対し、行政的な対応だけでは十分な対応を講じることが困難なことから、住民が積極的に関わるとともに、行政をはじめとする関係機関・団体等との連携により問題解決に取り組む体制を構築する必要があります。その結果、南風原町はさらに住みよいと感じる人が増えると考えられます。

5. 地域活動の充実について

- 地域活動に参加している人は40.6%で、参加していない人が57.1%を占め、参加率は年齢が高いほど高くなります。また、今後の参加については、47.6%が参加したいと考えていますが、現在参加している人がほとんどを占めます。
- 地域活動に参加していない理由としては、「忙しくて時間がないから」が34.3%と最も多く、次に「興味がないから」が10.6%となります。しかし、「誘いがないから」、「活動内容がよくわからないから」、「活動にお金がかかるから」、「一緒に参加する仲間がいないから」といった理由が23.5%を占めることから、地域活動に関する情報提供の充実と活動等への誘いの声かけなどを行うことで、参加者は増えることが考えられます。
- 参加している人が考える地域活動の問題点としては、「若い人が出てこない」(40.0%)、「なかなか人が集まらない」(34.6%)といった意見が多く、若い人を中心とした人集めが大きな課題となっています。また、「役職の引き受け手がない」、「活動がマンネリ化している」、「リーダーシップをとる人がいない」、「活動運営の仕方がうまくいかない」といった問題もあります。こうした問題を踏まえた地域活動の活性化を図るためには、多様な世代との意見交換や活動の中心となる人材に頼るだけではなく、組織的な活動推進のあり方を検討していく必要がうかがえます。

6. 住みよい地域社会の実現について

- 地域の人々がお互い力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることの設問では、「近所づきあいが減っていること」が53.2%と最も多くなります。以下、「昔からあった互いに支え合うという意識が弱くなっていること」(35.6%)、「地域に住む人同士の交流機会が少ないこと」(29.2%)、「地域に関心のない人が多いこと」(29.1%)が多い結果となりますが、基本的には「近所づきあいが減っていること」に起因するものと考えられ、近所づきあいをどう深めていくかが課題となります。
- 近所づきあいについては、現在の隣近所との関係を問う設問では、「あいさつをする程度」、「たまに立ち話をする程度」といったさらりとした関係にとどまっている人が76.2%と大半を占め、「物の貸し借りをする」、「困ったことの相談をする」、「お互い誘い合って集まる」といった親密な関係にあるのは、13.3%と1割余りで、「つきあいはほとんどない」が7.6%となります。

一方、近所づきあいの考え方についての設問では、「わずらわしいのであまりしたくない」が16.4%、「必要性を感じない」が2.9%で、合わせると約2割の人が近所づきあいに消極的です。しかし、多くの人は日頃の助け合い、地域の防犯、災害時の助け合い、地域のまとまりのために近所づきあいは必要と考えています。

そのためには、あいさつや立ち話程度の関係から、もう少しお互いのことを知り合える関係づくりへと進む事が求められてくると考えられ、そのための仕組みづくりを検討していく必要があります。
- 続いて、住みよい地域社会を実現していくうえでの問題として、「自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること」(17.2%)との指摘がありますが、具体的な内容を把握し、誰もが参加しやすい環境(雰囲気)づくりに努める必要がうかがえます。

- また、「他人に干渉されプライバシーが守られないこと」(9.4%)との指摘があり、過干渉やプライバシーが守られないことが近所づきあいにも影響する重要なポイントであると考えられ、良好な関係が築けるよう、プライバシーの守秘について、啓発を行う必要があります。
- さらに、「ひとり親家庭、障がいのある人などへの偏見があること」(4.3%)との指摘があります。また、福祉の充実を図るために必要なことの設問でも、「高齢者や障がい者への理解を深めるための取り組み(交流・体験学習・講話等)」(17.0%)や「人にやさしいまちづくり(道路・建物等のバリアフリー化)」(35.2%)が指摘されています。地域福祉を進める上では、誰もが地域社会で疎外されることなく生活し、あらゆる分野の活動に参加することができる「ノーマライゼーション」の考え方が基本となります。そのためには、今後も物理的なバリアフリーを進めるとともに、互いに相手を理解し認め合う「心のバリアフリー」を推進していくことが大切であり、「ノーマライゼーション」の考え方について、地域への浸透を図る必要があります。
- 住みよいまちづくりについて話し合う機会への参加についての設問では、50.3%と半数余りが参加したいと考えており、28.7%と3割近くが「わからない」と答えています。参加したいは年齢が高いほど割合も高くなります。

今後は、住みよいまちづくりについて、住民同士が話し合える機会を確保し、住民の地域福祉への理解を深めるとともに、自分達が担う役割を明らかにし、住民一人ひとりが地域福祉活動に参画していける地域を形成していくことが重要です。

7. 要支援者への対応について

- 近所づきあいが減っている、支え合いの意識が弱くなっているとの意見がある一方で、隣近所に周りからの支援を必要とする方がいる場合の対応についての設問では、「現在支援している」は1.8%で、「20代」、「30代」の若年層の参加はありませんが、「できる範囲で支援したい」(27.3%)、「支援を必要とする本人や関係者から頼まれれば、自分にできることなら支援する」(23.4%)、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(19.5%)など、支援を肯定する人が84.4%と大半を占めます。
- こうした住民の思いが実際の行動に至るには、個人レベルでは具体的にどうしたらいいのかわからないなど難しい面もあると考えられます。要支援者のニーズを的確に把握し、どのような支援が必要かを検討し、これを近隣住民が連携した効果的な支援を行うためには、その中心となる組織と支援のための技術的な指導・援助を行う人材が必要となります。
- 現在、社協では、住民相互のつながりを強め、要支援者の見守り活動や生活支援などを行うために、各字に自治会を中心とした小地域福祉ネットワーク組織を設置しています。しかし、今のところ高齢者サロン活動が主となっており、今後は地域住民を巻き込んだ日常的な見守り・生活支援のネットワークづくりが進むよう、組織の充実・強化を図る必要があります。

また、支援のための技術的な指導・援助を行う人材として、町内の4つの小学校区にコミュニティーソーシャルワーカーを配置しています。今後、コミュニティーソーシャルワーカーの資質向上を進め、住民相互の助け合いの仕組みづくりをさらに推進していくことが重要となります。

8. 町社会福祉協議会の周知について

- 社協の周知については、「名前だけ知っている」が50.3%と約半数を占めます。次に「事業内容もある程度知っている」が27.9%となりますが、福祉に対する関心度が低いほど割合も低く、「非常に関心がある」では53.8%となりますが、「どちらかといえば関心がない」では8.6%、「まったく関心がない」では0.0%となります。
- 社協を何によって知ったかについては、約7割の人が「町の広報紙(広報はえばる)」、「社協の広報紙」と答えていますが、「町の広報紙」が43.0%であるのに対し、「社協の広報紙」は27.3%と低くなります。また、福祉に関する情報の入手先についても、「町の広報紙」が54.8%であるのに対し、「社協の広報紙」は32.2%と低い結果となります。
- この結果は、広報紙の各世帯への配布について、「毎月配布されている」は「町の広報紙」が77.7%であるのに対し、「社協の広報紙」は55.9%と20ポイント以上低い配布率となっていることが要因として考えられます。また、「社協の広報紙」の配布について「無回答」が22.6%と高くなっていますが、これも配布率の低さが影響していると考えられます。
- 配布された世帯では、ほとんどの人が広報紙を読んでおり、社協は地域福祉を推進する中核組織として、地域への福祉に関する情報の提供とともに、地域と協働した取り組みが必要不可欠であることから、社協の広報・周知の強化に努めることが重要となります。

9. 福祉教育の周知について

- 子ども達を対象に町教育委員会と町社会福祉協議会が中心となって実施している、「福祉教育推進事業」については、71.6%と大半の町民が「知らない」と答えていますが、「福祉教育」の必要性については、91.4%が「必要である」と答えています。
- 「福祉教育推進事業」では子ども達への福祉教育を通して、地域への福祉意識の浸透も狙っていますが、そのためには事業の周知度を高める必要があります、学校や教育委員会と連携した、地域への広報活動の充実に努める必要があります。

10. ボランティア活動の充実について

- これまでボランティア活動を行ったことがある人は36.5%で、そのうちの3.0%が現在も活動しており、50代から70代に多い状況です。ボランティア活動をしたことのない人は61.9%で、その理由として仕事や家事、育児、介護などで参加するゆとりがない、病気や障がいなどで参加できないといった回答が多くなります。しかし、その一方で活動への参加意欲はあるものの「参加の仕方がわからないから」、「一人では参加しにくいから」、「活動内容がわからないから」といった理由をあげる人も少なくありません。
- 今後のボランティア活動への参加意向については、参加したいと考えている人が約6割を占めますが、そのうちの約半数は「参加したいけど事情により参加できない」と答えており、上記の参加していない理由と重なるところがあると考えられます。一方、「わからない」が25.9%とほぼ4人に1人となります。

- ボランティア活動を行ったことがある人に対し、活動を活発にするための条件を聞いたところ、「ボランティアに関する情報提供の充実」が66.4%と非常に高く、次に「一緒に参加する仲間がいること」が43.1%となります。そのほか、「ボランティアの呼びかけをする人が身近にいる」、「ボランティアの養成講座を開く」、「ボランティア活動に必要な経費を援助する」がそれぞれ3割程度(31%~32%)を占めます。

こうした条件を整えることで、これまで参加していない理由(「参加の仕方がわからない」、「活動内容がわからない」、「一人では参加しにくい」)の解消や、今後の参加意向を「わからない」と答えた人の参加への意思が高まると考えられ、そうした環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、こうした条件整備とともに、地域のボランティアの担い手と受け手のニーズを把握し、活動の適切なコーディネートを行う人材の確保及び資質向上も考えていく必要があります。

11. 利用者本位のサービスの実現について

- 自分や家族が福祉サービスを利用したことがある人は31.7%と3割余りを占め、利用したことがある人の23.2%が、サービスの利用において不都合や不満を感じたと答えています。不満等の内容は「利用手続きに手間がかかった」が最も多く、そのほか、「サービスの内容がわかりにくかった」、「窓口の対応が良くなかった」、「利用したいサービスが利用できなかった」、「サービス提供者の対応が良くなかった」、「サービスの内容に満足しなかった」などがあります。
- 地域福祉計画の策定においては、利用者本位のサービスの実現を目指すことが謳われており、サービス利用における利用者の自己決定と尊厳が保障され、安心して暮らせる環境を整えることが大切となります。その一環として、サービス利用に関する手続きや内容をわかりやすく伝えるとともに、サービス提供主体においてはサービスの質や内容の向上、苦情処理等において、適切な組織運営、評価体制の充実及び必要な情報の公表等を進めることが大切です。

12. 権利擁護のための制度や事業の周知について

- 「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」について、「名称も内容もある程度知っている」人の割合は、「成年後見制度」が30.6%、「日常生活自立支援事業」が13.3%で、それぞれ周知度は高いとは言えない結果となっています。
- 本町では高齢化や人口増に伴い、認知症や障がいなどにより十分な判断ができない人が増えてくると予測されます。こうした人たちの権利・人権を擁護するために、サービス利用のほか、日常的な金銭管理などの援助が行えるよう、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の周知・普及を一層進めるとともに、適切な利用を支援していくことが大切となります。

13. 災害時の備えについて

- 災害時の備えとして、重要に思うことの設問では、「災害危険箇所の情報提供」が66.0%と突出して高くなります。災害について町ではハザードマップの配布や海拔表示、パソコンや携帯電話、防災無線などにより情報提供を行っており、今後も必要な情報の提供を多様な手段により進める必要があります。なお、ハザードマップについては、転入世帯への配布を積極的に行っていないため、今後配慮する必要があります。
- 次に、「安心して過ごせる避難所の運営」が36.7%と避難所での生活を不安視する意見もあり、避難所の運営に関しても情報提供に努める必要がうかがえます。
- 続いて、「避難支援が必要な方の実態把握と支援体制づくり」が35.2%、「災害直後の安否確認」が29.2%と高くなっていますが、これについては、地域福祉計画に災害時などの緊急事態の際の要援護者の支援に資する内容を盛り込むこととされています。高齢者や障がい者等で災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人を対象に、避難支援体制をしっかりと構築していく必要があります。
- また、「日頃からのあいさつや付き合い」が33.2%とほぼ3人に1人が、日頃から顔が見える関係をつくっておくことが、災害時においても助け合えることになると考えており、住民相互のつながりを深める一つの契機として、災害時における助け合いを想定したコミュニティづくりが考えられます。
- そのほか、「地域での避難訓練」、「災害への意識を高める活動」、「災害対策の学習」、「災害ボランティアの育成」があがっており、安心して暮らせる地域づくりのためには、こうした多様な取り組みが連動して実施される事が求められています。

14. 情報提供の充実について

- 福祉の充実を図るために必要なことの設問では、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が58.0%と最も多く、情報提供の充実が大きな課題となります。また、これまで述べてきましたが、災害については「災害危険箇所の情報提供」(66.0%)、ボランティア活動を活発にするための「ボランティアに関する情報提供の充実」(66.4%)があります。

そのほか、小地域福祉ネットワーク活動を「知っている」が34.0%、社会福祉協議会について「事業内容もある程度知っている」が27.9%、「福祉教育推進事業」を「知っている」が26.4%、及び「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」についても「名称も内容もある程度知っている」はそれぞれ30.6%、13.8%といずれも周知度は高くはない状況です。
- 町及び社協においては、広報紙やホームページ、福祉のしおり、チラシ、パンフレット等多様な手段で情報の提供に努めていますが、地域に情報が十分行き届いていないことがうかがえます。
- その大きな要因の一つとして、一般的に、生活の中で特に必要のない情報については気にとめる人は少なく、また、記憶に残らないといったこともあり、いざ必要となった時に、どこに情報があるのかわからないというケースが多いと考えられます。しかし、全ての住民に全ての情報を一度に継続して提供することは困難です。今後は、これまでの情報提供の充実に加え、必要な時に必要な情報が得られるような仕組みをつくる必要であると考えられます。そのためには、保健・福祉・医療等に関する総合的な問い合わせの窓口を設置するとともに、住民への窓口の周知徹底を行うことも一つの方法であり、今後、情報提供のあり方を検討していく必要があります。

15. 相談支援の充実について

- 生活する上で困っていることや不安に思っていることの設問では、73.3%と大半の人が困っていることや不安があると答えています。その内容は「自分や家族の健康」(37.5%)、「経済的なこと」(25.1%)、「生きがい・将来のこと」(16.9%)、「災害時の避難」(14.4%)、「自分や家族の介護」(13.2%)など様々です。これに対し、地域の(町内)の相談窓口や相談員を利用したことがあるのは25.5%と4人に1人程度となります。

一方、今後の相談窓口の利用については、「利用したい」が52.4%とこれまでの利用率の倍以上となっており、潜在的な相談ニーズは多いと思われます。また、「わからない」が33.7%、「利用したくない」が10.8%となります。

- 「利用したくない」理由としては、「地域の中では相談しづらいから」が40.5%と最も多く、相談員を直接、間接的に知っているかもしれない、地域に自分の相談内容が知れ渡ることなどの不安があると考えられ、相談への大きなネックとなります。

また、「状況が良くなるとは思えないから」(36.4%)、「他人に頼りたくないから」(25.6%)、「相談するのがわずらわしいから」(14.0%)といった理由があります。

- 相談することで何でも解決できるとは限りませんが、自分一人で悩みや不安を抱えるよりも、誰かに聞いてもらえるだけで負担感が軽減されたり、解決への糸口が見つかることもあります。このため、相談することの大切さについて一層の啓発に努めることが必要です。

そのほか、「窓口(相談員)の対応が良くなかったから」、「相談員の専門的な知識が十分ではなかったから」、「地域に専門的な相談窓口、相談員がいないから」といった意見があり、相談員の知識や相談技術の向上を図る必要がうかがえます。このため、関係者、関係機関、関係団体等が連携した相談支援体制の充実を図ることが課題となります。

16. 子育て支援について

- 自由記述の意見としてこんなサービスがあったらいいなの設問では、「子育て支援」に関する意見が最も多く、内容としては、放課後児童が安心して過ごせるよう児童館の整備や活動の充実とともに、公民館の利用、地域の見守りサポーターの確保など、地域で放課後児童を受け入れることができる環境づくりを望む意見が多くあります。

そのほか、病児保育の充実や子どもが病気の時の保育園のお迎えサービス、保護者の勤務体系に合わせた保育時間の設定、短時間や一時預かり、子ども向けあるいは子どもと一緒に参加できる活動の実施、子育て支援センターの拡充などを望む意見があります。

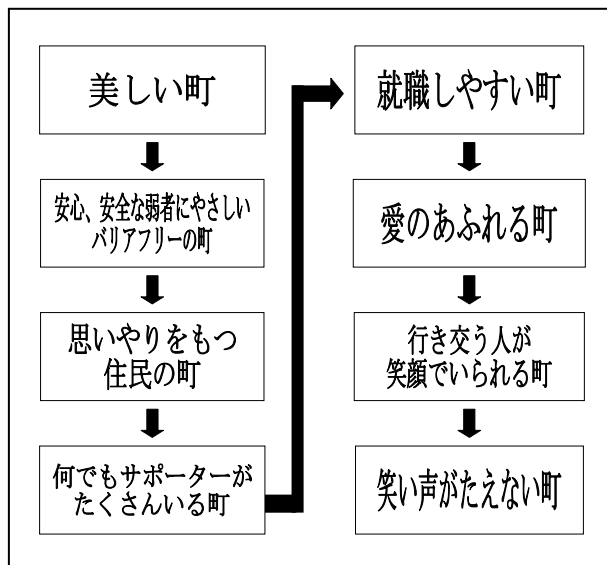
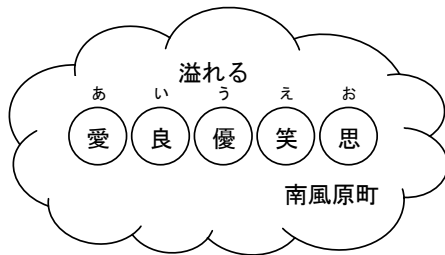
また、福祉に関する自由記述の意見・要望でも子育て支援に関する内容が最も多く、公園など子どもの遊び場の確保についての意見が多いほか、保育園の増や子育て中の親子の交流機会の増、情報提供の充実を求める意見があります。また、多子世帯への支援、放課後児童の居場所づくり、子育ての孤立化防止など様々な意見があがっています。

子育て支援についても、様々な取り組みに努める必要があります。

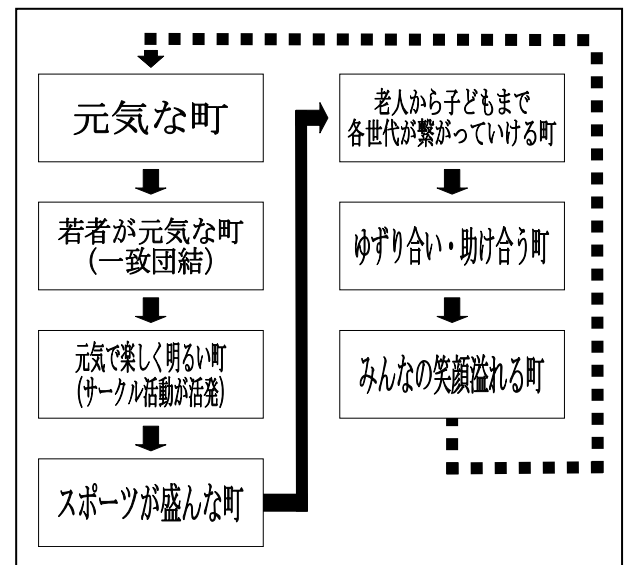
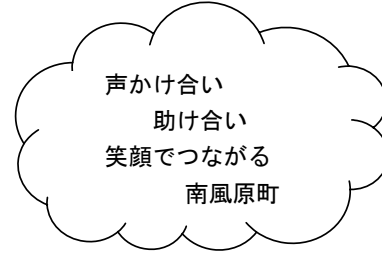
Ⅲ 住民ワークショップの報告

1. 住民がイメージする南風原町（南風原町はこんな町だったらいいな）

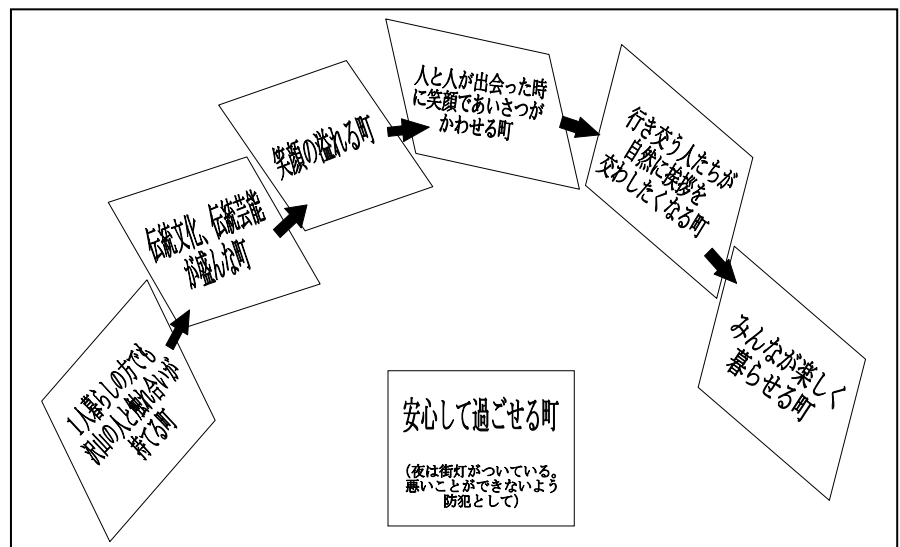
■かぼちゃグループ



■はっぴーグループ



■ひやみかちグループ



2. 福祉課題への自助、共助、公助の取り組み

■かぼちゃグループ

テーマ	課題	賛同数	良くするために		
			公助	共助	自助
子ども・子育て	○子育てを頑張る方の手伝いをし てあげたい。	3	・保育環境強化 ・保育園・一時預かり ・ファミリーサポート ・子どもの遊び場整備	・子育てサロン ・子育てサークル発 足	・積極的に行動する ・近隣の子育ての情 報を聞く
	○サポート料金の基金。(利用した い人は、殆んど金であきらめて しまう。金がないと利用否)	2			
	○小さい公園がもっとほしい。	3			
	○ふくぎの家は利用しやすい。マ マ友のやすらぎの場、子ども達 の遊び場。	0			
つながり	○自治会への加入が少ない。	5	・役場の各窓口で加 入すすめる	・加入呼びかけ ・活動のPR	・積極的に地域活動 に参加する ・近隣の未加入者に 声かけて誘う
	○地域活動に参加する人が限られ ている。	6			
	○隣近所、アパート周辺のつなが りが薄い。	6			
	○新興地(兼城、宮平、津嘉山など) で孤立している人がいる。	5			
	○新住民との連携が難しい。	4			
情報提供	○困りごとを相談できるところが ない。	3	・情報発信の工夫	・情報発信と情報収 集	・意識して情報収集 アンテナはって
	○様々な福祉サービス・制度があ って分かりにくい。	6			
	○公共機関の制度、啓もう。 (広報だけでは限界)	4			
	○強みの宣伝が少ない。 (例：南風原耕など)	3			
就労	○障がい者が就職できる企業が少 ない。	5	・町内の企業の障が い者雇用状況の把 握 ・企業への働きかけ	・受入れ体制の強化	・施設職員、関係者 の働きかけ。企業 者の働き先の提供
生活	○一人暮らしの高齢者で、誰かの手 助けが必要になってもその地域 に住みたい人の手助けをしたい。	3	・在宅福祉サービス の充実 ・町内バスの運行各 公民館をバス停と するなど	・福祉事業所への参 入	・ちょっとした手助 け (買い物、台風対 策、ゴミ捨て、声 かけ)
	○障がい者や高齢者が住みやすい 住居(宅)が少ない。	1			
	○コミュニティーバスを見たことが 無い。	2			
福祉	○町内の福祉について民生員に頼 りすぎな感がある。	5	・頼りすぎず一緒に 活動する ・人材育成	・ゆんたく会	・助ける ・笑顔で見守る
	○福祉分野のネットワークが弱い。	6	・地域福祉会議の回 数を増やす	・事業所・地域の交 流会	・市や社協の情報に 耳を傾けるように する

テーマ	課 題	賛同数	良くするために		
			公 助	共 助	自 助
交通安全	○みどりのおじさん、おばさんをあまり見ない。	3	・パトロール(警察)の強化 ・信号機を増やす ・横断歩道の色が薄い所をなおす。	・企業・住民が、積極的に朝・夕横断歩道に立つ心がけ	・自宅前であいさつ運動
環境	○草木の手入れが行き届いていない。	3	・環境整備強化	・地域住民から行政などへ依頼の強化	・玄関前のライトをつける。 ・助け合い
	○標語の看板が少ない。	0			
	○バリアフリーの課題。	3			
	○川沿いなど暗い道、ゴミや雑草の多い道がある。	7	・役場や公共施設にベンチを増やす	・企業や地域がバス停にイスを置く等	・休憩場が少ない所を声に出して訴える
	○休憩場がほしい。 (川周辺の整備、休憩場の設置)	3			
広報	○ペットのフンの処理が悪い。	1	・ペットイベントの開催	・ドックランの活用	・一人一人の自覚！！
	○広報車が少ない気がする。 (災害時)	0	・ミスかすり等を広報車に乗せてうぐいすしてもらうなど。	・自治会などで統一したキャラクターの使用	・町民1人1人が南風原をPRできるようにする
	○強みの宣伝が少ない。 (例：南風原緋など)	3			



■はっぴーグループ

テーマ	課題	賛同数	良くするために		
			公助	共助	自助
交通安全	○横断歩道に限らず、車両が歩行者に道をゆずらない。	4	- 朝の児童の登校時に広報車による啓もう活動 - 広報誌による啓もう	- 子ども達の登校、下校時は、横断歩道の立しよう場所を多めにする。 - 自治会の各種団体が連携して交通量の多い横断歩道の旗持ち	交通安全支援旗持ちに参加する
	○小学生の乗った自転車が、路地からの飛び出しが多いので困る。	3	- 道路整備、カーブミラー設置 - ハンプ(道路凹凸)などでスピードを落とす作戦 - 道路交通ルール教育 - 自転車ライン設置	- 車の運転は安全にし、子どもや自転車の飛び出しに気を付ける。 - みどりのおばさんなど - 見守り活動(老人会)警察OBとか	- 家庭での教育・注意(おしゃべりを含む こんなことあって危険だった!とか) - 安全運転
マナー・モラル	○家の廻りは道が狭いのですが、路地に車を駐車されて困る。	5	- 注意喚起案内板 - 道徳教育	- 隣同士の顔を知り信頼を強める。 - コミュニティの連携をし、約束ごとを作る - 字などの広報誌で注意・情報掲載	- ルールを守る。 - 自ら情報を得る - 家庭での教育 - 注意する(しかる) ※他人も含む
	○犬の散歩で、犬のフンをそのままにしていく飼い主がいて困る。	4			
	○道に空き缶やゴミの入ったチリ袋を捨てていく人がいるので困る。	7			
	○車イス優先駐車場。	3			
バリアフリー	○バリアフリーを推進し過ぎるのでは?わざとバリア残す。	2	- ニーズの把握(本当に必要かどうか) - 助け合いの精神の教育推進 - 予算の確保、優先順位適正な予算運用	障害者や高齢者が地域内にいるか地域コミュニティで把握し、仲良くなる。何が困っていることか地域全体で理解し、助け合う	- バリアフリーの有無に関わらず、声かけ、助け合う。(障害をもたない人) - 手助けが必要な時は助けを求める勇気を持つ(助けが必要な人)
環境	○車イスでも安心して通行できる歩道。	5	- バリアフリーマップの作成。 - 定期的な危険カ所のチェック。	- 地域の草刈・美化活動 - 街灯とかは字費であるため、自治会加入や活性化に努める	- 自らの家の周りの環境整備 - 危険カ所の報告
	○危険箇所の整備。 ○点字ブロック(障)の整備。 ○街灯(子→老、全般)の設置。 ○ガードレール(全般)の整備。 ○各現場(畑等)の整備。	3			
就労	○仕事がない、仕事をしない低所得者が増えている。	8	- 雇用の創出 - 雇用の相談 - 就労訓練 - 働く意欲 - 即戦力のある就労 - コーディネーターの配置 - 企業誘致	- 仕事の情報提供(字掲示板の活用) - 地域のお店や事業所を利用する。(地元優先)	- 仕事を探す。行う意欲を出す。 - 仕事を選ばない - 家庭ではっぱをかける。 - 仕事のやりがい、達成感を感じる

テーマ	課題	賛同数	良くするために		
			公 助	共 助	自 助
就 労	○地域事業者の活用。 (講習会など)(知識技術指導)	4	・就業促進や事業費の確保 ・補助金 ・講師のリストアップ	・地域や各種団体で確保・講習会など ・社会資源の行事やイベントに積極的に参加	・こんなことができるとPR ・地域事業者自身も情報提供する
	○障がい者の就労	7	・事業所(商工会)の受け入れの体制をつくる。 ・就労訓練 ・雇用相談窓口 ・障がい者にも公園清掃などの委託を。	・商工会が受け入れを協力する。 ・就労訓練の受け入れ(インターンシップのようなもの) ・字の活動に積極的に参加してもらい、社会に出るきっかけ作り。	・働く場で偏見を持たない。 ・手話などを学ぶなど障害を理解する。(一緒に働く人) ・授産施設等の製品を買うなど働く場を盛り上げる。 ・積極的にコミュニケーションをとる(雇用される限り)
情 報 提 供	○各々がどんなサービスが受けられるかの周知方法(行政だけでなくみんなで広められれば)。	7	・わかりやすい情報発信 ・素早い情報提供	・字のブログ作成 ・字の情報などをマイクや掲示板を利用し、活用する。	・飲みニケーション ・個人で地域アピール(インターネット活用) ※個人情報に注意
	○情報量が少ない・遅い。(情報公開などの問題)	3	・情報案内課(総合窓口相談など)を作り、教える。	・地域で受けているサービスを活かす。(おしゃべりついで)	
	○どのような制度(給付など)があるか分からない。	6	・地域の区長や掲示板の活用	・地域内の老人クラブ、女性会、子ども会などの情報共有(評議委員に代表者を出す) ・集まる機会を作る	
	○何かやりたくても何ができるか分からない → 人材バンクなどの設置やPR。	1	・パンフレットの提供 ・窓口などで受けれるサービスをお知らせする。		
	○情報弱者への対応(インターネット等の利用ができない)	5	・インターネットのホームページ作成のルールづくり。	・音沢サークルなどの活用支援	・自ら情報を得ることが出来るよう、日頃からネットワークをつくるよう心掛ける。 ・パイプ役の確保
	○福祉課題の情報の共有(認知症のある方や地域のニーズに対する対応。)	5	・視覚障がい、児童、お年寄り ・災害時の情報弱者の把握要援助者(マップ作成)	・災害時の声かけ(TVなどで音声がない人など) ・地域で情報弱者の把握	
つながり・交流	○仕事をリタイアした時の生きがいや失ってしまうケースに対応できる地域支援。地域での楽しみ探し、サークル情報の発信など。	4	・サークルや公民館などの情報提供 ・体育館や公民館、生きがいの場所づくり(整備含む) ・地域ボランティアの育成 ・人材バンク ・シルバー人材 ・地域のお年寄りなどを学校教育に活用する。	・ブログやインターネット等の広報の活用で生きがいの仲間を増やす。 ・字のサークルや小地域福祉ネットワークなどをもちあげる。 ・老人クラブに仲間づくり	・自分の特技を発信 ・進んで社会貢献する状況に入る。

テーマ	課題	賛同数	良くするために		
			公 助	共 助	自 助
つながり・交流	○仕事などを持つ20代～40代を巻き込む体制づくり	7	・自治加入PR(推進) ・自治会への支援と協力(予算面も含む) ・区長会の開催	・子ども～お年寄りまで一緒に参加出来る行事・イベントづくり ・声の掛け合い(飲みニケーション) ・あいさつ運動 ・ブログなど	・ボランティア精神確立 ・日頃のあいさつ ・声の掛け合い
	○時間とお金に余裕がない。	1			
	○若者の地域離れや地域行事の低迷。	5			
	○自治会に加入しない人が増えている。	8			
	○新しく越してきた住民がまちにとけこむ為の体制づくり。	9			
	○地域などのつながりの薄れ。	6			
	○気軽に参加できる環境づくり。	4			
	○町会、自治会が地域のサークル活動の支援。	2	・小さなコミュニティ(サークル)の居場所づくり支援 ・大会を開く(各サークルが集まる場をつくる) ・コミュニティ同士のネットワークづくり把握	・1つの目標を持って集まる仲間あつめ。(花の水かけなど) ・青年会、子ども会への理解	・参加する
支援	○子供や大人、高齢者などが遊びを通して交流を図れるサークル活動。	3			
	○身内がいない人(支援者)への支援。	6	・要援護者の把握 ・定期的な声かけ(コーディネーターさんなど)	・独居宅の(地域で集まって)掃除など ・あいさつ、声かけ ・友達作り	・隣近所とのあいさつ ・自治会に入る、参加する。 ・共通の趣味を持つ
健康	○シングルマザーへの支援。	5	・受けれるサービス給付の提供 ・保育所や児童館、学童クラブの整備など	・シングルマザー同士の集会(ファザー)	・仲良くなって(隣近所)子供を預かったり、相談に乗ったりする。
	○疾病(健康を害する)行為の理解と共有(例:たばこ、ペットなど)。	4	・病気予防事業(講演会など)強化 ・給付事業の情報提供 ・個別指導・保健指導 ・定期的巡回(保健師・相談員など)	・地域での健康づくり企画(食事指導とか) ・ウォーキングなどの会をつくり活動する。	・自分でスポーツしたり、体重測定をしたり、健康を気遣う。 ・腹八分 ・健康診断に行く
	○食の安全。	0	・栄養指導 ・産地表示 ・農業の指導	・無農薬野菜を作って食べる。 ・地産地消	



■ひやみかちグループ

テーマ	課題	賛同数	良くするために		
			公 助	共 助	自 助
子ども・子育て	○子育て中の母親の支援を受けている母親たちが(同じ顔)きまっている。もっと必要な人達に輪を広げる。	3	・支援が必要な人達の把握 ・支援内容の発信(サービス内容についての情報発信)	・声かけ(親・保護者)	・隣・近所で声かけし合う
	○遊び場の遊具が壊れていると困る。	6			
	○小・中・高校生が携帯、スマホ持ちすぎ。家族や友人、地域の方ともしっかりコミュニケーションをとる。	7	・安全な遊び場の整備	・定期的な見回り(公園や遊び場)	・個々の点検(危険カ所の報告)
	○学童がこんなに多かった？子供たちが集まる場が減った。公園あるが集まらない！あぶない。	1			
	○夜遅く出歩いている学生(高校、中学生)などに、声をかけようか迷うがかけられない。	3	・定期的な夜間歩道パトロール	・定期的な夜間歩道パトロール	・家族団らんの時間を作る(夕食は一緒に！)
	○子どもが1人で通学するのだけでも不安。	7	・安全な通学路の確保	・PTA、老人会などの見守りパトロール	・見守りパトロール
	○塾、習い事に行く子、そうじゃない子、格差がついている。	4			
交通安全	○子どもが集まる場所にトラックなど大きい車が通っているから危険では？	3			
	○道路工事の中途半端はやめて欲しい。	4			
	○ゆずらない車が多い。	2	・危険カ所の把握、整備	・整備カ所の要望 ・見守りパトロール	・交通マナーを守る
	○交差点の危険な所が多い。	4			
	○自転車の交通マナー。	5			
	○学校に面している道の車の通りが激しい。親は心配なのではないか？	4			
ゴミ	○ゴミのポイ捨て、タバコのポイ捨てをなくしたい。	4	・ゴミ箱の設置 ・清掃作業	・清掃作業	・ポイ捨てしない
	○ゴミのポイ捨てが多い。	7			
環境	○捨てネコ・犬が減って欲しい。	5	・呼びかけ	・呼びかけ	・飼い主のマナー
	○夜、暗いイメージ。(一歩路地に入れば)街灯を設置し、安心・安全に歩ける町。	5	・夜間街灯の設置	・夜間パトロール	・1家1灯運動をする
	○外の街灯が少なく、大通りは良いが、中の道に行くと暗くて危ないのでは？	7			

テーマ	課 題	賛同数	良くするために		
			公 助	共 助	自 助
生活支援	○ゴミ出し。一人暮らしの高齢者や寝たきりの方でも利用できるゴミ出しサポートがあれば良いのかなと思う。	4	・訪問事業の拡充	・無償のボランティア参加 ・地域の福祉ネットワークの活用	・隣近所の助け合い
	○一人暮らしの高齢者のお宅が多いから、心配。	8			
つながり	○近くにどんな人が住んでいるのか、どんな生活状況なのか、ほとんどわからない。(特にアパート)	13	・公民館を活用したイベント開催	・区長からの声かけ ・公民館の活用	・隣近所への声かけ(挨拶)
	○アパートが増え、隣の方がわからない。付き合いがほとんどない。	7			
	○あいさつをしたり、助けてあげたくて声をかけたくても、かけにくい。変な人だと思われそう。	6			
	○地域の中に住んでいる福祉コーディネーターの育成が必要(地域リーダー)。となり組のような。	5	・福祉コーディネーターの養成講座の開講(修了証書の交付) ボランティア登録まで	・PTA、青年会、婦人会など既存団体の強化	・情報の収集や講座の受講
	○地域の行事などで、参加しなかったら「のけもの」にされるのではないかという不安がある。	4	・様々な分野のイベント開催	・一本づり方式で参加できない人を誘う	・無理のない参加
相談	○南風原町は施設がたくさんあるが、地域住民は知っているのか。	10	・施設を利用したイベントの開催 ・情報発信	・字行事などでの施設の利用 ・施設紹介	・パンフレット等の配布
	○弱者でも相談に来やすいサテライト的な(独立した)相談施設があったらいいと思う。役場や社協に行くのをためらう人の為に。	6	・1ストップ窓口(総合相談センター) ・窓口(相談窓口)のPR ・相談員の知識拡大 ・連絡先の明確化	・相談人員の増員	・情報のキャッチ
	○何かあった時、どこに相談すれば良いか分かりにくい。	9			
	○困った時に相談する窓口がわかりにくい。	9			



Ⅳ 第三次南風原町地域福祉活動計画 ～ちむぐるネットワークプラン～の評価について（報告）

社会福祉法人
南風原町社会福祉協議会
会長 大 城 徳 次 郎 殿

第三次南風原町地域福祉活動計画 ～ちむぐるネットワークプラン～の評価について（報告）

当評価委員会では、第三次南風原町地域福祉活動計画～ちむぐるネットワークプラン～に基づく社会福祉協議会の事業・活動の進捗状況进行评估するため、2回にわたり委員会を開催し、平成23年度、24年度、25年度（上半期）に行われた事業・活動を対象に評価を行いましたので別紙のとおり報告いたします。

なお、策定中の「地域福祉計画」「地域福祉活動計画」に本報告での意見が活かされるよう、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

平成25年12月10日

第三次地域福祉活動計画評価委員会

委員長 神里博武

副委員長 藤原政勝

委 員

松堂厚雄、大城昌信、照屋静江、島袋義規

大城治樹、神里則子、前川義美、島袋智子

別紙

第三次南風原町地域福祉活動計画～ちむぐくるネットワークプラン～の評価

1 第三次南風原町地域福祉活動計画評価委員会

平成23年3月に策定した「第三次南風原町地域福祉活動計画(地域福祉活動計画の着実な推進)」に基づき、平成23年度、24年度、25年度(上半期)に行われた事業・活動の進行状況を南風原町社会福祉協議会理事、民生委員・児童委員、施設長、行政職員、一般町民(住民代表)で構成する社協企画・広報委員会を中心に、社協副会長、社協事務局次長を加えた評価委員会を設置し、職員による自己評価票をもとに確認、評価を行うため2回にわたり委員会を開催した。

本委員会の開催状況は次の通り。

第1回委員会 平成25年11月15日 出席委員10人
第2回委員会 12月2日 出席委員9人

2 評価の方法

事業評価については、過去2年半の担当職員の自己評価を参考に総合評価を行い、以下の評価指標に基づき特に評価「B」以下を評価し、評価点数の確認と修正を行った。

①評価指標

評価指標は、次の3項目と4基準をもって評価した。

【項目】:「達成度」、「効率性」、「有効性」

【基準】:0(全くできていない・低い)

1(あまりできていない・あまり高くない)

2(ある程度できている・ある程度高い)

3(できている・高い)

その上で合計点数をつけ総合評価を行った。

【評価A】(9点・8点) 【評価B】(7点・6点)

【評価C】(5点・4点) 【評価D】(3点以下)

3 評価結果(別添評価シート参照)

評価	事務局評価		評価委員会評価	
	事業・活動	率	事業・活動	率
評価A	39	54.9%	44	63.8%
評価B	25	35.2%	22	31.9%
評価C	2	2.8%	3	4.3%
評価D	5	7.0%	0	0.0%
合計	71	100%	69	100%

4 委員からの総括意見・提言

- ・ 職員総括会議においては、上半期と下半期の2回に分けて行っており、また第三者を交えた評価を毎回のように行っている。このことは高く評価できる。ぜひ、今後も南風原町社協の良き伝統として継続してもらいたい。
- ・ 広報啓発等は毎月発行する社協だより「ちむぐくる」やホームページ等で周知を行っているが、サービスの必要な方に行き届いていない。届いていても読まれないなどの課題がある。
- ・ 社協は役場と密に連携を図っており協力体制が強化されているが、町内の多くの福祉保健施設・団体との連携・ネットワークがまだまだ弱い。南風原町は伝統的に、福祉施設団体との協働体制のもとで、地域福祉・町民福祉を展開してきた経緯があり、そのことを社協活動の重要な基盤として位置付けてほしい。
- ・ 南風原町社協は、福祉団体支援としてそれぞれ事務担当職員を配置しているが、嘱託職員の場合、職員が代わると正規職員に大きく負担がのしかかっている。福祉団体事務を一本化し、専従職員の配置が出来るよう行政に要望する必要がある。事業執行については、半数以上が嘱託職員に頼らざるを得ない状況の中で、継続して雇用契約できる体制づくりも必要である。
- ・ 自治会の加入率が年々下がっている現状のなかで、加入率アップに社協も積極的に関わっていただきたい。

5 目標ごとの個別意見・提言

(1) 共に支え・たすけあうまちづくりについて

①字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進について

福祉サービスを必要とする住民へのサービス提供基盤が充実しつつあるものの、その反面、制度で対応できない福祉ニーズも顕在化している。支援を受けたい者と提供できる者をつなぐサポートセンターの果たす役割は大きく住民への周知をこれまで以上に行う必要がある。また、「まちづくりサポートセンター」「ファミリーサポートセンター」「無料職業紹介所南風原町人材サポートセンター」の統合の必要性について検討すること

②福祉教育・ボランティア活動の推進について

福祉体験学習や福祉出前講座など福祉教育の部分に関しては学校と連携して取り組んでいるが、社協として担当教諭の支援体制が充分ではない。教育委員会と連携し福祉教育研究会の早期開催を検討すること。

また、住民に対する福祉教育では手話講座、音訳講座の受講者はボランティアの参加がみられるが、継続できていない。住民福祉講座の開催も行いつつボランティアに継続して活動できるシステムづくりを検討すること。

昨今は災害については関心が高くなっている。町役場が主催する訓練への参加だけでなく、社協独自で実施する訓練を行い災害ボランティアセンター機能の充実強化について検討すること

③住民はじめ行政、福祉保健施設団体との連携について

南風原町の福祉課題は時代の流れと共に変わってきている。地域における福祉ニーズを共有するためにも福祉施設団体との連携は不可欠であり、地域課題の解決を図る上でも協働で取り組む体制づくりに努めること。

(2) 自分らしく、安心して暮らせるまちづくり

①住民の在宅生活を支える福祉サービスの充実について

軽度生活援助事業については事業単価が介護保険事業より低く、事業を行えば行うほど赤字となる。この事業は介護予防の観点から社協が行うのが適当であり、継続実施できるよう担当課と調整し、運営方法を工夫する必要がある。

介護保険サービスの実施については制度発足当時は事業者も少なく社協が実施することに大きな役割があったが、現在町内に多くの事業者が参入している。社協は事業者を支援する立場であり、事業の継続実施(廃止も含め)について検討すること

②不安を解消し、安心できる生活の支援について

日常的金銭管理支援事業については担当職員が他業務と兼務で利用者の金銭管理を行っている。今後、利用世帯は増えると予想されることから、町当局と充分協議し専従職員の配置について検討すること。

(3) 住民に支えられた社協づくりについて

①広報啓発活動の充実・強化について

地域福祉懇談会の開催については自治会一般住民へ広く参加呼びかけするだけでなく若い世代(P T A)の意見を聴こうと対象を絞って開催したことは評価できる。

②福祉ニーズの把握について

遊び場・危険箇所点検は、児童福祉分野において、民生委員・児童委員の意見具申が発揮できる貴重な運動である。区長・自治会長と協力しながら社協との協働事業として取り組んでほしい。役場には、意見具申した結果を誠実に取り組むよう社協会長・民児協会長から申し入れることが必要である。

また、民生委員・児童委員、区長・自治会長、その他の協力を得るだけでなく、子供たちの目線から点検する必要がある。学校・P T Aと協力して点検することも検討を要する。

③事務局(事業)体制の充実・強化について

職員の適正配置については、配置基準がなく難しいところだが、偏った業務過多で職員の健康を損なうことがないよう時間外勤務、年休の消化等から職員の業務体制を分析し、事務局体制の充実を図るよう検討すること。

第三次南風原町地域福祉活動計画 評価委員会 評価シート（H23・H24・H25(上半期)）

(1)基本目標1 「共に支え・たすけあうまちづくり」

①字・自治会を中心とした地域福祉活動の推進

事業・活動	事務局評価						評価委員会評価					
	達成	効率	有効	総合	評価		達成	効率	有効	総合	評価	継続・発展
1 小地域福祉ネットワークの推進事業の実施	2	3	3	8	A		2	3	3	8	A	発展
2 友愛訪問事業の実施	3	3	3	9	A		3	3	3	9	A	維持
3 子育て支援事業の実施	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	発展
4 支えあうまちづくり事業の実施												
コミュニティソーシャルワーク	2	3	3	8	A		2	3	3	8	A	維持
まちづくりサポートセンター	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	発展
地域支え合い体制づくり事業	2	3	3	8	A		2	3	3	8	A	発展

②福祉教育・ボランティア活動の推進

事業・活動	事務局評価						評価委員会評価					
	達成	効率	有効	総合	評価		達成	効率	有効	総合	評価	継続・発展
1 福祉教育推進事業の実施	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
2 福祉教育担当教諭への支援	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
3 職員等による出前講座の実施	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
4 住民に対する福祉教育の推進	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
5 福祉教育研究会の開催	0	0	3	3	D		-	-	-	-	-	その他
6 10代のボランティア養成研修会の開催(再掲)	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
7 ボランティア養成講座の開催	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
8 ボランティアコーディネート機能の強化	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
9 ボランティア団体・企業・NPO等との連携(再掲)	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持
10 災害ボランティアセンター機能の充実(再掲)	2	2	3	7	B		2	2	3	7	B	維持

③住民はじめ行政・関係機関団体との連携強化

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価						
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	継続 発展	
1 関係機関との連絡会の開催	1	1	2	4	C	1	1	2	4	C	維持	
2 地域福祉推進協議会(仮称)の 開催	0	0	3	3	D	-	-	-	-	-	維持	
3 福祉団体の支援	3	2	3	8	A	3	2	3	8	A	維持	
4 民生委員・児童委員活動の支援	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持	

(2)基本目標2「自分らしく、安心して暮らせるまちづくり」

①相談・支援体制の充実強化

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 福祉総合相談事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
2 在宅介護支援センター運営事業の実施	2	2	3	7	B	2	2	3	7	B	維持
3 ケース検討会議の開催	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	維持

②住民の在宅生活を支える福祉サービスの充実

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 栄養改善事業の実施	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
2 高齢者外出支援サービス事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
3 ふれあいコールサービス事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
4 軽度生活援助事業の実施	3	1	3	7	B	3	1	3	7	B	その他
5 家族介護者支援事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
6 福祉機器リサイクル事業の実施	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
7 ファミリーサポートセンター運営事業の実施	3	2	3	8	A	3	2	3	8	A	発展
8 介護サービス事業の実施	2	1	3	6	B	2	1	3	6	B	その他

(介護保険、障がい者福祉サービス)

③不安を解消し安心できる生活の支援

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 生活福祉資金貸付事業の実施	2	2	3	7	B	2	2	3	7	B	維持
2 助け合い金庫貸付事業の実施	2	2	3	7	B	2	2	3	7	B	維持
3 日常生活自立支援事業への協力	2	2	3	7	B	2	3	3	8	A	維持
4 日常的金銭管理支援事業の実施	2	2	3	7	B	2	3	3	8	A	維持
5 災害等支援活動の実施	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
6 成年後見制度に関する取組みの調査・研究	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	その他
7 歳末激励金の支給	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持

④生きがいと健康づくり、社会参加の促進

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 一般高齢介護予防通所事業の実施	2	2	3	7	B	2	2	3	7	B	維持
2 高齢者健康づくり推進事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
3 障がい者の社会参加促進											
声の広報等発行事業	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
障がい者パソコン教室	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
障がい者スポーツ交流事業	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
4 ひとり親世帯の支援(就労支援)	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
母子世帯のための制度説明会	3	2	3	8	A	3	2	3	8	A	維持
5 精神障害者通院患者リハビリテーション事業への協力	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 就労支援に関する調査・研究	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 社協だより「ちむぐく」発行事業の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
2 ホームページ運営・管理	2	2	3	7	B	3	2	3	8	A	維持
3 福祉のしおり作成・配布	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他
4 新聞等マスコミの積極的な活用	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
5 社協事業・活動に関するパネル展の開催	2	1	2	5	C	2	1	2	5	C	維持
6 福祉まつりの開催	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
7 社会福祉大会の開催	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
8 地域福祉懇談会の開催	2	2	2	6	B	2	2	2	6	B	維持
9 福祉月間・週間の啓発	3	2	3	8	A	3	2	3	8	A	維持

②福祉ニーズの把握

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 遊び場・危険箇所点検の実施	0	1	2	3	D	0	1	3	4	C	維持
2 低所得世帯調査の実施	2	2	3	7	B	2	2	3	7	B	維持
3 社会福祉に関する意識調査の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
4 事業・活動をおした福祉ニーズの把握	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持

③経営基盤組織管理の強化

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 会員拡充	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
2 理事会・評議委員会、委員会機能の強化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
正副会長会	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
理事会の開催	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
評議会の開催	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
企画広報委員会の開催	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
総務財政委員会の開催	2	3	2	7	B	3	3	2	8	A	維持
役職員研修会	1	3	3	7	B	1	3	3	7	B	維持
3 社協運営に関する情報開示と個人情報保護	3	2	3	8	A	3	2	3	8	A	維持
4 苦情解決事業の実施	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持

④財政基盤の確立

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 公費財源の安定的確保	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	発展
2 自己財源の増強	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
チャリティー芸能公演	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
赤い羽根共同募金運動の実施	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
歳末たすけあい募金運動	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
共募災害義援金	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
3 公益資金の積極的活用	3	3	3	9	A	3	3	3	9	A	維持
4 財政計画の策定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他

⑤事務局(事業)体制の充実・強化

事業・活動	事務局評価					評価委員会評価					継続・発展
	達成	効率	有効	総合	評価	達成	効率	有効	総合	評価	
1 事務局(事業)体制の見直し・職員の適正配置	0	1	1	2	D	1	1	3	5	C	維持
2 事務・事業の見直し	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
3 経営検討会議(仮称)の開催	0	2	0	2	D	2	2	3	7	B	維持
4 福祉ニーズにもとづいた事業・活動の開発	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	維持
5 職員の資質向上	2	3	3	8	A	2	3	3	8	A	維持
6 地域福祉活動計画策定の推進	1	2	3	6	B	2	2	3	7	B	維持

第三次南風原町地域福祉活動計画

評 価 委 員 会

任 期：平成 25 年 11 月 15 日～計画が策定されるまで

	所 属	氏 名	
1	理事（学識経験者）	神里博武	委員長
2	理事（民生委員・児童委員）	前川義美	副委員長
3	住民代表	藤原政勝	委員
4	理事（町老連会長）	松堂厚雄	委員
5	理事（園長会）	大城昌信	委員
6	理事（学識経験者）	照屋静江	委員
7	保健福祉課 課長	島袋義規	委員
8	民生委員・児童委員	大城治樹	委員
9	住民代表	神里則子	委員
10	社会福祉協議会事務局次長	島袋智子	委員

経過報告

年 月 日	事 項
平成 25 年 11 月 15 日(金) (ちむぐくる館 会議室)	第 1 回 第三次地域福祉活動計画評価委員会(出席 13 人) ・ 委嘱状及び任命状の交付 ・ 正副委員長の互選 ・ 第四次地域福祉活動計画と地域福祉計画の一体的策定について(説明) ・ 事業及び活動の進捗状況の報告と評価
12 月 2 日(月) (ちむぐくる館 会議室)	第 2 回 第三次地域福祉活動計画評価委員会(出席 10 人) ・ 第 1 回評価委員会での委員の意見確認 ・ 事業評価について(B評価以下の事業について) ・ A評価、その他について ・ 第四次地域福祉活動計画(第一次地域福祉推進計画)策定に対する意見について
12 月 10 日(火) (社協事務所)	第三次地域福祉活動計画評価委員会 正副評価委員長から社協会長へ意見・提言

V 福祉施設・関係団体へのアンケート調査報告

1. 地域の福祉課題と社協、関係団体、住民、行政に期待する事

■福祉施設

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	町社協と役場福祉課との連携・事業推進において見えにくい	積極的な連携と町内関係団体にも見えるようにし、大いに活用できる体制作り（音頭とりに期待します）	福祉法人、団体も多くある事からしっかりしたネットワーク作りが出来ればと思います。		町内福祉施設としてしっかり連携が取れるよう「施設を信頼」した福祉施策の展開が出来ればと思います。
②	“福祉の街”として県をリードする環境にあると思うがいかにできていない（その気がないのか）	ネットワークプランの実施 計画推進の先には、「南風原町ここにあり」と“福祉の街”の姿が見えてくる気がします。			
①	公園整備が不足がちで利用する方々が少ない（保育園、児童）	美観を大事にした環境整備	福祉作業所、シルバー人材等への草刈導入（環境整備）	各字でも環境問題を取り上げてもらい、子ども達も含め、きれいな街づくりを考えてもらいたい。	各字でも環境問題を取り上げてもらい、子ども達も含め、きれいな街づくりを考えてもらいたい。
②	道路周辺の雑草が多い	美観を大事にした環境整備			障害者相談事業を多くの市町村が行っている。社会福祉法人やNPO等の事業委託することで地域住民は相談しやすい状況になると思う。 支給決定権を持つ役場の中で相談事業を行うのは、利用者としては要望が出しにくくなると思う。
③	自立支援協議会の活動がほとんど見られない	定期的（月1回ペース）な協議会の開催	自立支援協議会に多くの関係団体が参加し、町内福祉課題を皆で解決する事を期待します。		
④	障害者支援事業は他町村に遅れていると思われる。				
①	行政機関がもっと柔軟な対応ができるといいと思います。	福祉の専門家として、行政との連携をさらに深めてほしい。	該当なし	住民ひとりひとりが、障がい者福祉についてより一層、理解と認識を深めてもらいたい。	障がい者福祉については、柔軟な対応をお願いしたい。

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
②	障がい者の住める住宅環境不足。	福祉の専門家として、行政との連携をさらに深めてほしい。	障がい者向け住宅の情報提供等。	交通ルールやバリアフリーについて、さらなる理解と認識。	住まいの場のさらなる充実を図り、移動環境整備の強化を期待したい。
③	障がい者が、一般就労できる受け皿不足。 (企業等の認識・理解)	福祉の専門家として、行政との連携をさらに深めてほしい。	町内事業所への障がい者福祉に関する研修会の実施。	行政側へ情報提供等。	商工会などを利用して、企業向けの研修会の開催。
④	障がい者施設等が優先に仕事を受注できるシステム不足。	福祉の専門家として、行政との連携をさらに深めてほしい。	企業と連携しての物づくり。	行政側へ情報提供等。	障害者優先調達推進法の活用及び周知
①	認知症の方が安全安心で、地域で生活できるように、各種団体の繋がり	南風原町にある各福祉施設の責任者と、認知症の方がどのようにすれば、地域で生活できるか会議する場を設けてもらいたい。			南風原町にある各福祉施設の責任者と、認知症の方がどのようにすれば、地域で生活できるか会議する場を設けてもらいたい。
②	認知症の方がエスケープした時の地域での捜索体制が不足	学校が不審者対策で、保護者に一斉メールを送信しているように、認知症の方が自宅や施設からエスケープした場合にも、一斉にメールができるような体制を構築してもらいたい。		認知症の方がエスケープした場合、住民としてどのような協力体制ができるのか、いろんな場で意見を発信してほしい。	学校が不審者対策で、保護者に一斉メールを送信しているように、認知症の方が自宅や施設からエスケープした場合にも、一斉にメールができるような体制を構築してもらいたい。
③	災害時の協力体制等	南風原町社協が作成した、災害対策マニュアルをもとに、災害発生時、各福祉施設がどのように協力体制がとれるのか会議する場を設けてもらいたい。			行政でも南風原町社協が作成した、災害対策マニュアルをもとに、災害発生時、各福祉施設がどのように協力体制がとれるのか会議する場を設けてもらいたい。 南風原町はハザードマップは作成できているが、災害時の備蓄体制を早めに整えてほしい。
①	障がい者福祉に関する普及、啓発について(教育における児童と障がい者の交流)	幼児、児童の頃から障がい者と分け隔てなく交わり、福祉の心を育むこと、地域活動の企画など	学校(幼稚園)における交流事業や体験発表をカリキュラムの中に据えることなど	積極的にボランティア活動の参加をする	たてわり行政の壁を行政自身が打破し、教育一福祉の風通しをよくすること。事業予算を計上すること

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
②	精神保健福祉領域における他福祉との格差(たちおくれ)について	精神科の医療(97)：福祉(3)というゆがみを広く認識してくださり、せめて、医療(7)：福祉(3)になるよう地域の社会資源を病院→地域福祉に移行するよう、働きかけてほしい	実態を認識してほしい	偏見をなくす取り組み、参加してほしい	県の予算がどのように使われているか。精神医療(長期入院)の弊害について、行政の責任において把握し、是正につとめてほしい。
①	障がい者福祉については広報活動が必要				障がい者福祉サービスについて、きめ細かく広報されることを期待する。
①	行政サイドによる福祉現場の課題把握と相互連携による福祉サービスの向上				
②	町内の福祉関連事業所の情報交換や人的交流機会の創出				
③	地域における住民参加による実践的な福祉支援のあり方				
④	町内の民間企業における障害者の雇用状況や雇用促進のための取り組み				
①	ボランティア派遣「手遊び、音楽活動、他」計画又は個別の連絡調表(連絡先リスト)があれば、利用者活動が更に充実する。	シルバー人材派遣等による相乗効果が期待できる。		共生、連帯	共生、連帯
①	待機児童解消	ファミリーサポートの充実			保育所を増やす、一時保育、特定保育事業の拡充 保育ママ制度の導入
②	身近に遊具等が充実している公園が少ない。				公園を造るための予算計上
③	散歩等に出かけた時、歩道がないので危ない(宮平部落内)				安全第一、何かあったからでは遅いです。早めに歩道を
④	地域との交流を深めたい	社協を通して地域にある老人会との交流		・昔遊びの伝承 ・双方の行事等への参加	

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
⑤	保育所の設備改善 (一時保育の保育室 の増設)				一時保育のニーズが 年々高まっているが、 調乳室やトイレ、シ ャワー等がなく、0、1 歳児クラスを利用し ているが、食後は同 時に使うので大混雑 している状況である。
①	問題のある保護者や 子どもの情報が少な い。	各字にサロンを設置 してほしいです。	小学校の方に職員が 行くよりも小学校の 先生に保育園へ来て もらいたい。	あたたかく見守って いただきたい。	職員への処遇
②	役場職員の対応(イン フォメーションの 設置など)			声をかけていただき たい。	
①	共に支え、たすけあ うまちづくり	困っている人への助 けは親切に相談にの っていると思います。			子どもが遊べる公園 を作してほしい。 (宮城公園、本部公園 2カ所は少ないと思 います)
②	主民に支えられたま ちづくり	民生委員さんも活発 に活動しているので 良いと思う。			食物アレルギーの園 児に対して、加配を つけてほしい。
③	関係機関等との連携 を密にしたまちづく り	情報提供が少しうす いような感じがしま す。			社協でたくさんの事 業があり、職員数が 少ないように思う。
④	障がい者へのまちづ くり	障がい者の対応もい いと思います。			
①	生活に問題のある世 帯の子(DV、虐待、生 活保護、親が障がい 者)が入園した場合 は、園にも情報を流 してほしい。そうす る事で園と行政が一 緒に見守る事ができ ると思う。				社協、保健師、福祉 課、こども課、保育 園、小学校、中学校、 幼稚園等、全ての機 関とネットワークを つくってほしい。
②	行政側の横の連携が 弱い				
③	こども課、保健師、 保育園ともっと連携 して、町内の子ども 達の育ちを守るべき だと思う。				

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	南風原町は、再開発地区や道路拡張等により、住みやすく利便性に富んだ地域へと年々発展し、人口増加が期待される中で保育所への入所希望者も増え、当然待機児童も増えていくことが予測される。認可保育所の活用を今後どのように考えていくのか。	子育てサロンやファミリーサポートセンター事業者により、子育て家庭の支援を行っているが、各地域の保育所との連携や情報の共有、職員の交流を通して、共に支援を行えるような体制が作れたらよい。	公私立保育園では、町こども課と連携しながら、待機児童解消に取り組んでいるが、潜在的な待機児童の把握や各地域での待機児童数を把握し、対応できるようにしたい。	各地域ごとに、保育所に入所できていない家庭を把握し、町こども課、町社協、町内保育園の情報提供等を積極的に行えるようにしてほしい。	待機児童解消は最優先事項であり、公私立保育園を中心に定員の弾力化、増改築による受け入れ増、さらに分園の設置等を含めた対応を連携して行えるようにしてほしい。
②	特別な配慮を必要とする家庭や子ども達の支援は行われているが、関係機関の更なる連携強化によって、それぞれの機能を生かし、細やかな支援がもっと必要ではないか。	特別な配慮を必要とする子育て家庭に対し、相談や支援が行われていると思うが、保育所とも連携を強化し、情報を共有しながら、共に支援を行えるような体制が作れたらよい。	公私立保育園では、情報交換を通して支援の在り方について常に連携しているが、特別な配慮を必要とする子育て家庭の状況を把握できない事がある。もっと関係機関との連携を強化して対応できるようにしたい。	各地域ごとに、特別な配慮を必要とする家庭や子ども達の状態をしっかりと把握し、支援できる体制を整えてほしい。	特別な配慮を必要とする家庭や子ども達を十分に把握していると思いますが、関係機関や関係団体とその情報を共有し、共に支援できる体制を整えてほしい。
③	核家族化や新たな住民となった方が増えている中で、地域においては孤立化している状況にあると思います。育児に対する不安や様々な悩みを抱えている家庭をもっと受け入れられる環境を整備する必要があるのではないか。	核家族化や孤立化している家庭へもっと積極的に情報を提供したり、支援する場を提供したり、関係機関の持つ機能を使えるような体制を作れたらよい。	保育所に入所していない家庭や子育てについて、どこに相談していいのかわからない家庭へもっと保育所を気軽に利用できるような情報や場の提供、園児等の交流を行えるようにしたい。	孤立化や新たな住民へ積極的に地域行事に参加してもらえよう呼びかけや自治会役員等が訪問するなど、地域全体で受け入れる体制を整えてほしい。	様々な方法で支援を行っていると思いますが、関係機関、関係団体、地域と一体となって情報や場の提供をできる体制を整えてほしい。
④	保幼小連携について、現状では連携がうまくとれていない。保育所、幼稚園、小学校に通う子ども同士の交流がもっとできるような体制が必要ではないのか。		5歳児(就学前児童)保育を行っている園では、それぞれ独自に連携を取ったりしているが、年間を通して計画を立て交流をしている訳ではない。今後どのような方法で連携していくのか体制を整えていきたい。		関係各課及び小学校、幼稚園、保育所及び学童クラブまで含めた連絡協議会を設置し、情報交換、子ども同士の交流、職員の交流等ができる体制を整えてほしい。
①	入所児童やその家庭の情報の共有		町の相談員に専門的なケースワーカーを配置し、情報を保育園と共有、適切な支援につなげてほしい。		

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
②	幼保小の継続的な連携		幼稚園、小学校、中学校との連携を町の音頭で継続的に行ってほしい。		
③	親育ちの支援		町主催で、母子手帳をもらう際、親として子どもにしてあげられる事等を講習会で持ってほしい。	自治会において、もっと地域住民交流を増やしてほしい	
④	町主催の技術向上のための研修		町と園長会で今、保育技術に必要な事を話し合い研修会を開いてほしい。		
①	道路工事が多く、通行人(特に体の不自由な人)やベビーカー等が不自由。段差や砂利があり危ない。早急にバリアフリーにしていきたい。	一般住民が利用できる施設(ストレッチ運動等)の内容を知らせてほしい	課題、提案等が住民より上った際は、早期に対応対策に努める	町民一人一人が南風原町を担っているのだという高意識が持てるような環境づくり	行政窓口での対応を丁寧にしていただき、役場職員は町民の玄関であり、顔としての意識を持ち活があること
②	福祉活動の住民利用方法の情報が伝わりにくい 広報誌や公民館便りを通して地域活動を見る(知る)事ができるがアパート住民への配布も検討してほしい。	単身世帯の件ですが、行政区(区長さん)に頑張っていていただき、区全体の把握が必要では？	公園設置時の安全性に配慮する	行政の広報誌等を参考に町議会運営(定例会)等を通し、町民にとって今何が必要なのかを行政に伝える	工事、事業は計画的に行われていると思いますが、価値的に…。例えばローカルヒーローカボッチャマンや最近のはえらん等、町民が知らぬ間に終わりではなく、整備、工夫(アレンジ)し時代に即しながら原型を残し長期的に町の目玉にしては…
③	公園や広場が他市町村よりはるかに少ない子ども達が駐車場でキャッチボールをしたり遊んでいる。とても危険である。	福祉とは？という題材で一般講演会を実施。		地域活動、伝統文化の継承 近隣交流会を盛り上げ、皆が仲良く、楽しく子育てのお手伝いができること	公園設置は土地問題もあると思いますが、未来を担う子ども達がのびのびと遊べる公園を増やしていただきたい
④	高齢者(単身者)の対応として、週一回お弁当配布は行われているようですが、訪問回数を増やすことは厳しいでしょうか。	住民(一般)を巻き込んだ子育て講演会の開催			子育て、独居老人世帯の安定した生活環境の充実に期待 このアンケートを機に住民の声に傾聴していただき、全ての町民が南風原町は住みよい町だと誇りが持てる町づくりに期待しております。きっとそれが出来ると確信しております。

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
⑤	仕事、子育て両立のため病後児保育の実施 幼稚園午後預かりの職員は現役の先生を当ててほしい				
⑥	一番大事な人材育成				
①	保育所入所の待機児童の解消 等	「子育てサロン」で親子のふれあい、交流をして素晴らしいのもっと情報の啓発活動をして広げてほしい。子育て支援センターの保育士の参加もあり、保育所の情報も発信してほしい。	地域の老人会との交流をしたいと思います。	地域で会った時には挨拶を交わす、あいさつ運動の展開に繋がれたら最高です。世代間交流を図っていききたい。福祉に対して興味関心を持ってほしい。	保育園園長会で役場への提案を提出することです。
②	一人暮らし老人の把握、訪問活動、声かけ運動、話し相手になっているか、地域老人会への参加の促進、情報発信をどうするか	当園では、以前は一人暮らし老人への給食サービスを行っていた。こども達とのふれあいで喜ばれていたと思う。そういうサービス・ケアを続けてほしい。 保育園でも、地域老人会との交流事業を持ちたいと思うので、今年度に当園は移転し、地域の様子がまだ把握できていない所があるのでアドバイスをお願いしたい。			高齢者、障がい者、母子家庭等、支援を必要としている人の把握をし、支援助成を続けてほしい。
③	学校との福祉教育の連携、情報の共有化	町社協からのボランティア受け入れOKなので継続して行ってください。	保育園では障がい児保育を行っており、学校側から保育園の研究発表への参加や、また気になる子の申し送り等の連携を取ってほしいと思う。		学校との連携を持てるよう、パイプ役になってほしい。
④	民生委員・ボランティア・ホームヘルパーの育成	高齢者、障がい者、母子家庭など支援を必要とする人に情報が行き届かないこともあるので、地道に“人”の活動が大事だと思うので育成をお願いしたい。	情報の掲示板の利用を、公共施設、関係団体等でも掲示し、活用してほしい。		支援を必要とする人には、情報不足がないよう、支援が多く受けられるよう、雇用や育成に取り組んでほしい。

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	待機児童解消について 家庭の成長に手助け できるよう、少しで も多く園児を入所さ せたいと思います。	特になし	特になし	特になし	南風原町法人保育園園 長会としてはまだまだ 現在ある法人保育園の 活用が出来ないか考え ているところです。
②	保育の確保について 思いやり、やりがいのある職場を目指し、保 育士が日々成長していけるようマネージ メントに気を配りたい。また、待機児童解 消と合わせて保育士の確保は保育士不足 は、日本全国において大きな問題となっ ております。この主な原因は仕事量や責任 に比べて給与の低いことが主な原因とし て上がっており、給与の高い県外への保 育士の流出が多くなってきております。	保育士求職希望者が いれば、各園に紹介 してほしい。	保育士求職希望者が いれば、各園に紹介 してほしい。	保育士求職希望者が いれば、各園に紹介 してほしい。	南風原町法人保育園園長会は待機児童解 消に向けた人材を更に充実していくため に以下の提案をいたします。 ・町の職員給与補助 の継続
③	保育士の質について 保育士による優しい 言葉がけ等により、園 児達が生き生きと過 ごせるよう日々、力を 入れています。しか し、現在、保育園の職 員の処遇改善のため に「保育の質」という 言葉が使われています。しかし、保育の質 は多岐に渡り、各園ご とに捉え方が違う現 状にあります。	特になし	特になし	特になし	保育の質の充実して いくために以下の方 法でまとめ上げ、南 風原町の子ども達の 健全な成長に繋がる よう保育士に周知し ていきます。
④	関係諸機関と保育園 の連携について(子ども のための環境づくり の視点から) 子ども達を取り巻く 環境は一人一人様々 なものがああります。特 に配慮を必要とする 家庭にあつては、関係 諸機関の連携と各々 機関の機能を生かし て家庭への細かな支 援が必要になってくる と考えております。	特に配慮を必要とす る家庭にあつては、 関係諸機関の連携と 各々機関の機能を生 かして家庭への細かな 支援を共に行って いきたいと思う。	特に配慮を必要とす る家庭にあつては、 関係諸機関の連携と 各々機関の機能を生 かして家庭への細かな 支援を共に行って いきたいと思う。	特に配慮を必要とす る家庭にあつては、 関係諸機関への連携 を共に行っていき たい。	各家庭の状況を把握 されている南風原町 役場へ専門性の高い ケースワーカーの配 置と関係機関が様々 な問題解決に向けて の合同会議を提案し ます。

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
⑤	保育園の地域との関わりについて(地域を支える子どものための機関として)地域の皆様とは、常に触れ合うことを大切に考えております。まず、それぞれの家庭の不安を和らげ、喜びを大きくしていきたいと考えています。しかし、南風原町内では核家族化及び土地開発による地域への新住民が増えたことにより、地域において孤立化している世帯が増えてきております。	保育園の地域行事への参加及び地域住民との交流を更に活性化することで、孤立化している世帯が地域と協力し合い、生活していけるよう環境づくりを共に行っていきたいと思う。	保育園の地域行事への参加及び地域住民との交流を更に活性化することで、孤立化している世帯が地域と協力し合い、生活していけるよう環境づくりを共に行っていきたいと思う。	保育園の地域行事への参加及び地域住民との交流を更に活性化することで、孤立化している世帯が地域と協力し合い、生活していけるよう環境づくりを共に行っていきたい。	保育園の地域行事への参加及び地域住民との交流を更に活性化することで、孤立化している世帯が地域と協力し合い、生活していけるよう支援をお願いします。
①	元気なお年寄りが地域へ貢献できる場所づくり	・老人会や学童等の団体と団体のつなぎ役		・シルバー人材?季節の野菜の育て方の講習等	
②	困っている人達(一人暮らし、母子家庭、老々介護、家庭での孤立した子育て世帯等)の声を定期的に見回りに行ったり、アンケート等で困っている事、あればいいなと思っている事などの声をひろえないか。	・アンケートの収集、解決に向けての団体への声かけ		・住民一人ひとりがあいさつを心がける。	
③	保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、青年会、婦人会、老人会等で縦の交流の場を設け、つながりを深められないか。				



■関係団体

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	「わくわく」学校で週3回・5時までの間、預かりがありますが、学校は週5日制なので「わくわく」も週5回にしてほしい。		生涯学習→週5日に向けての検討		
②	子どもが不登校になり、親が就労できないという母子世帯もありますので、不登校児童の支援について考えてほしい。		教育委員会、子ども会 学習支援や子どもの預かり実施		不登校はもはや社会問題でとても深刻です。逃げずに取り組んでほしい。
③	生活保護世帯の児童(中3)の塾代の支援(無料)だが、小学校児童教育も大事なため、小学生の塾代も無料化へ(※幼い時に勉強についていけないと、中学校で急に勉強してもムリがあります。)		福祉課、こども課 日本の将来を担う子ども達のため、前向きな検討を実施へ		
④	会活動をする際にボランティア要員が必要 ・大型バスの運転手 ・海等での監視員や急な病気や事故やケガに備えての看護師等	ボランティアの募集や登録(自分ができる事を登録申請してもらう) ・大型免許→運転手 ・教員免許→補習授業 ・看護師→イベント等の応急処置に備える		出来る事は無理ない程度で参加する。皆が参加すれば一人一人の負担も少なくなります。	
①	現在、町内では道路拡張が進んでおり、障がい者(車イス利用者や視覚障害者等)には歩きづらい状況がある。	障がいへの理解について、啓発活動をしてほしい	会との交流を行いたい	障がい者が困っていたら、「手伝いますか」と声をかけてほしい	障がいへの理解について、啓発活動をしてほしい
①	小地域福祉ネットワーク活動の担い手の確保	福祉協力員の養成	各種団体が活動の機能としての自主防災への取り組み	無理がない程度の活動への協力	活動費確保への支援
②	若い世代や新住民の自治会未加入世帯が増えている。自治会未加入世帯は地域との交流に乏しく世帯状況を把握しにくい。地域住民の関係性の希薄化が心配される。	近隣住民が対話し、困りごとがあれば互いに助け合う地域社会の実現に向けた、住民への意識高揚を図る取り組み	気になる世帯の課題解決に向けた情報の共有	自治会活動や行事への積極的な参加	町全域による自治会加入推進運動の展開
③	若い世代が多い町として、子育てしやすい環境づくり	ファミリーサポートセンターや子育てサロン活動の充実		隣近所相互による子ども達への声かけ・見守り	保育園の待機児童の解消、学童保育の充実

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	高齢者の生きがいづくり 各字・自治会に単位クラブが組織化され、それぞれが充実した活動を行っている。活動に参加できる方はそれぞれに生きがいづくりに励んでいるものの、会活動に積極的に参加できない(参加しない)方も多く、これらの方の生きがいづくりも検討する必要がある。また、生きがいづくりを目的とした生涯学習の機会も多くないため、それらの機会を増やし、高齢者の生きがいづくりを支援する必要がある。	高齢者の生きがいづくりとしてシルバーボランティアの養成や活動の場・機会、情報の提供など支援してもらいたい。	(本会の取り組み) 老人クラブ活動への参加を通して生きがいづくりに取り組んでもらうため、未加入者への加入促進に取り組むとともに、会員の生きがいづくりを目的とした事業やサークル活動の充実強化に努める。		①・②について 高齢者の生きがいと健康づくりの推進における老人クラブが担う役割は非常に重要だと考える。今後も引き続き老人クラブ(連合会及び単位クラブ)に対する支援(補助金交付)を期待する。 また、公民館サークルの充実をはじめ、かりゆし長寿大学(県社会福祉協議会が開設)のように高齢者の生涯学習の場・機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを支援してもらいたい。
②	健康増進 介護が必要な状態にならないためにも、高齢者の健康づくりに関する各種取り組みが必要。現在はその機会も少なく、個人の意識に任されているような気がする。行政はじめ関係機関が協力しあって、より効果的な取り組みを検討する必要がある。	介護予防に関する情報提供や健康体操を指導する講習会の実施など	(本会の取り組み) 健康づくりを目的とした事業の実施や講習会の実施など事業の充実強化を図り、会員の健康づくりを支援する。		介護予防を目的とした研修会や講習会等を開催し、町民の介護予防に関する意識の高揚と健康体操の指導など、具体的な対策に取り組んでももらいたい。
③	各種機関・団体との連携 福祉のまちづくりを進める上で地域の各種機関・団体が連携する必要がある。しかし他の団体と交流する機会や連携について考える機会も少ない。	各種(福祉)団体等が親睦・交流を深めるための場・機会づくり 高齢者が抱える様々な生活課題を共有する場・機会づくり			各種(福祉)団体等が親睦・交流を深めるための場・機会づくり 高齢者が抱える様々な生活課題を共有する場・機会づくり

	福祉課題	社会福祉協議会	関係団体	地域住民	行政
①	夫婦円満で健全に育てている人はとても嬉しいのですが、居場所を失った人の処遇は大切なこと。このような人達のための活動ではありますが、広く町民に伝わっていない事が多々あります。無報酬な活動ではなく、有報酬であればと思います。	更生保護女性会も広く町民に傾聴してほしいのでこのちむぐくの社協だよりも掲示してほしいと思う。 ふくしとは「ふ」は(ふだん)の「く」は(くらし)を「し」は(しあわせ)を守るという観点からやはり、幸せとは家庭が円満であるべきだと思う。	9時からの街頭指導に参加しているが子ども達だけ夜間禁止をするのではなく、大人の酒盛りや町民が見えるところの宴会は良くないのではと思う。(ナイター、野球後)夜は家族の団欒の時間にしてほしいと思う。(特に山川区域)	更生保護女性会はとても大切な活動ですので、女性だったら必然的に加入できるようになったらと思う。	とても協力的である。いつも予算の面でも感謝しています。(更女会)
②	夕食時や夜は家族の楽しい場所にしないといけないと思う。「お母さんだけが家にいる」ではなく、お父さんも家にぜひ居て、楽しい家庭生活の雰囲気を作してほしい。大人も9時以後は外出禁止にしてほしい。お母さんだけで子どもを守りなさいということは、今の時代に適さず限界があります。	※いつもにこにこして(社協職員)とても感じいい対応が大変よく、社協職員には、感謝しています。 ◎第3日曜日の家庭の日を再認識し、きちんと普及啓発してほしい。			第3日曜日は全国的にも家庭の日として設定されているので南風原町(議会)でも根強く啓発してほしい。
③	第3日曜日の家庭の日を普及啓発してほしい。家庭は大人も子ども達も幸せな基礎作りの原点である。				
①	南風原町は福祉は充実しているので、課題はないと思います。	特になし	特になし		



2. 南風原町の福祉に関する良いところ

■福祉施設

- ・ちむぐくるネットワークプラン(第三次南風原町地域福祉活動計画)については大変素晴らしく、目標が示されたこと
- ・様々な福祉団体医療機関がこの町内に多くある

多くの業種の事業が展開されており、地域の理解がある。

南風原町に関する福祉については、町社会福祉協議会が大きな役割を担っていると思います。様々な福祉に関わる、諸行事などは社会福祉協議会が中心となり行われている事が、非常にいいことだと思います。

南風原町の福祉の良いところは、社会福祉協議会のフットワークの良さだと思います。

独居老人の救急隊用緊急連絡一覧表の作成は、とても大切で良いと思いました。

町(職員)が、福祉事務所の活動に理解があり、協力的なところ。

老人福祉については、他市町村住民からも羨ましがられている。
地域と密着した老人福祉行政が行われている。

- ・本事業所では、南風原町より“リサイクルループ事業”を受託し、利用者への就労支援とともに、安定した工賃の確保などにつながっており、事業所運営で大きく寄与している。また、はえばるバーガーにみられるように行政が福祉施設(3B)と連携した取り組みは、支援策の一環となり意義あるものである。
- ・町内で開催されるイベント等で福祉施設への参加支援を行っている。

福祉事業種別連絡会が設置されたこと。

- ・子育て支援センターが保育所に併設されていて、とても利用しやすいと好評である。
- ・子育てサロン(字公民館)があり、子育ての支援をしている。

町のテーマにもありますように、「育つ喜び、育てる喜び、ちむぐくるのまち 南風原町」都心にも近く、交通が便利で福祉面でも良い町。子育てや地域との関わりもでき、とっても住みやすい町です。

障がい児への支援(予算をもう少し検討してほしいです。)
年齢が違くと、職員配置に人件費がかかりすぎます。

- ・認可保育所の整備(増改築)等により、待機児童の解消に努めていること。
- ・保育所に入所していない子育て家庭の支援(一時預かり、特定保育、ファミリーサポートセンター等)が行われていること。
- ・認可外保育所への支援も含め、町として次世代を担う子ども達や共働き世帯への支援を幅広く行っていること。

子どものための医療保障

- ・ちむぐくる館での健康増進のため、マシーン無料使用
- ・行政区ごとに集団検診が行われている
- ・風疹予防接種の負担軽減・老人対象インフルエンザ予防助成金
- ・ホームヘルパー派遣事業、子育てサロン開設実施
- ・ボランティアで学級支援活動が行われている等々

- ・社会福祉法人保育園の給与助成、職員処遇に気を配っている、待機児童解消にも積極的に取り組んでいる。
- ・幼稚園児の給食は良いことだと思う。家に帰って昼食がどうなっているか気になっていた。

- ・地域の方々(老人会、民生委員など)で下校時の見回りをして、こども達の安全を見守っていて安心です。
- ・南風原町は「福祉の街」を掲げていて、町外から移転してくる人が多いと聞く。

すべての福祉の面に関して、他市町村より優れていると感じています。
(多くの福祉施設が町内にあり、その交流の機会や南風原町教育連絡会等の各機関との話し合いもある)

- ・将来を担う子ども達が育つ地域の中の環境(保育園、幼稚園、小学校、中学校、児童館、公園等)が整備されている。

■関係団体

- ・音訳サークルや音訳の講義がある。
- ・手話サークルや手話の講義がある。

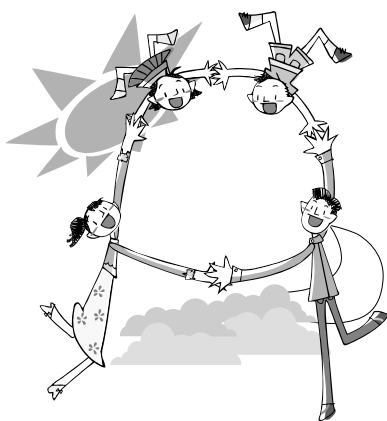
福祉施設が多く、地域と施設との交流もあり、共生社会の形成に向けた子ども達の福祉教育の環境として良いと思う。

町内のほぼ全地区に小地域福祉ネットワークが組織されており、公民館等を拠点にミニデイ等が開催されており、地域の高齢者等の居場所づくりが行われている点。また、子育て中の親子の交流の場として、子育てサロンも公民館等で開催されており、字を単位として地域の“つながり・助け合いの心”がみられる。

- ◎福祉サービスや福祉施設が充実している
- ◎当事者(福祉)団体(老人クラブ、身障福祉会、母子寡婦福祉会など)の活動が活発
- ◎福祉団体への行政支援(補助金交付)が行われている。

子育てサロン→掲示板による情報はとても楽しそうである。実家が南風原町にあって町外に住んでいる人も利用できたらなーと思います。

- ・子育て支援事業
- ・友愛訪問



●南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく、南風原町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、南風原町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画が策定されるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条に規定する審議事項の調査に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案作成に関すること。

(守秘義務)

第8条 委員会の関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、民生部こども課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

地域福祉計画策定委員会名簿

任 期 : 平成 25 年 8 月 23 日～計画が策定されるまで

	氏 名	構 成 組 織	所 属 団 体	備 考
1	カミザト ヒロタケ 神里 博武	学識経験者	かみざと社会福祉研究所	委員長
2	オオシロ ハル キ 大城 治樹	福祉関係者	南風原町社会福祉協議会	
3	マツドウ コウユウ 松堂 厚雄	〃	南風原町老人クラブ連合会	
4	マエカワ ヨシ ミ 前川 義美	〃	南風原町民生委員・児童委員連合会	副委員長
5	キンジョウ ミ エ コ 金 城 美江子	〃	南風原町法人保育園連絡協議会	
6	キンジョウ ノリフミ 金 城 則文	〃	南風原町障害者福祉会	
7	ウ エ ズ チ アキ 上江洲 千明	公募		
8	ナカンダカリ ナエ コ 仲村渠 苗子	〃	南風原町女性連合会	
9	シモザト ヒロユキ 下里 廣行	町長が必要と認める者	南風原町区長会	
10	キンジョウ ヒロノブ 金 城 宏伸	行政機関の職員	南風原町民生部長	

南風原町地域福祉計画策定検討会委員名簿

任 期 : 平成 25 年 10 月 7 日～計画が策定されるまで

	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
1	民生部 こども課長	ウエ マ サトシ 上間 諭	委員長
2	民生部 保健福祉課長	シマブクロ ヨシノリ 島 袋 義規	
3	民生部 国保年金課長	アラカキ ヨシノリ 新垣 好則	
4	総務部 総務課長	チ ネン マサヒロ 知念 政博	
5	総務部 企画財政課長	ミヤヒラ ミツル 宮平 暢	
6	教育委員会 学校教育課長	イナフク タダシ 稲福 正	
7	経済建設部 まちづくり振興課長	キンジョウ ヒロタカ 金 城 敬宝	
8	南風原町社会福祉協議会事務局長	ト グ チ マサテル 渡久地 正照	

南風原町地域福祉計画策定作業部会委員名簿

任 期 : 平成 25 年 10 月 2 日～計画が策定されるまで

	所属・役職	氏 名	備 考
1	民生部 こども課長	ウエ マ サトシ 上間 諭	委員長
2	民生部 保健福祉課 高齢者福祉班長	ナカザト 仲里 ひとみ	
3	民生部 保健福祉課 障がい者福祉班長	マチ ダ ミ キ 町田 美貴	
4	民生部 保健福祉課 保健師統括班長	オオシロ ミ エ コ 大城 美恵子	
5	民生部 こども課 子育て支援班長	コ ハ ツ コウイチ 小波津 幸一	
6	総務部 総務課 庶務班長	キンジョウ マサヒロ 金城 真弘	
7	経済建設部 まちづくり振興課 まちづくり計画班長	トウバル タケシ 桃原 健	
8	教育委員会 学校教育課 指導主事	ズ ケムラ テツヒデ 瑞慶村 哲秀	
9	南風原町社会福祉協議会 福祉サービス利用支援係長	シマブクロ トモ コ 島袋 智子	
10	民生部 こども課 地域福祉班長	ミヤギ ヒロ コ 宮城 広子	

事 務 局 体 制

	所属・役職	氏 名	備 考
1	民生部 こども課長	ウエ マ サトシ 上間 諭	
2	民生部 こども課 地域福祉班長	ミヤギ ヒロ コ 宮城 広子	
3	南風原町社会福祉協議会 地域福祉推進係長	シマブクロ ヤスフミ 島袋 康史	
4	有限会社 システム・エッグ	コ ガ チ アツシ 古我知 篤	

南風原町地域福祉計画策定委員会	
第	号
25.8.23	
処理期限	
分記号	保存年

南 風 原 町 第 1069 号
平成 25 年 8 月 23 日

南風原町地域福祉計画策定委員会
委 員 長 神里 博武 殿

南風原町長 城 間 俊 安



南風原町地域福祉計画の策定について（諮問）

急激に変化する社会情勢の中で、複雑多様化する福祉ニーズに対して地域住民の参加と合意形成を得ながら地域の実情に応じた社会福祉を社会全体で担う仕組みを構築していくことが必要となってきました。

南風原町第四次総合計画においては、『ともにつくる黄金南風の平和郷』を将来像に、だれもが住みなれた地域で、健康で安心して暮らせる社会の実現をするため、「ちむぐくるでつくる福祉と健康のまち」づくりをめざしており、また、社会福祉法においても、新たに地域社会を基盤とした地域福祉の推進に関する規定が設けられるとともに、同法 107 条において、市町村に地域福祉計画を策定するよう規定がされています。

そこで、南風原町地域福祉計画策定委員会設置条例第 2 条により、南風原町における将来の地域福祉の推進のため、南風原町地域福祉計画の策定について貴会の意見を求めます。

南風原町社会福祉協議会	
第	2 号
25.8.23	
処理期限	
分属記号	

南 社 協 第 3 4 6 号
平成 2 5 年 8 月 2 3 日

南風原町地域福祉活動計画

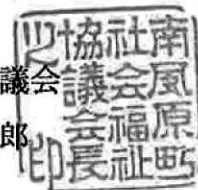
策定委員会 委員長 殿

神里博哉

社会福祉法人

南風原町社会福祉協議会

会 長 大城徳次郎



第四次南風原町地域福祉活動計画の策定について（諮問）

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢社会の進行や単身高齢者世帯の増加など家庭や家族の変容をはじめ、地域社会のあり様も多様化しております。それにより、従来の福祉制度では解決できない福祉課題も増加しており、地域福祉の重要性はますます高まっています。

南風原町社会福祉協議会においては、住民はじめ社協や行政、関係機関団体の協働による福祉のまちづくりを目指し、平成 2 2 年度に「第三次南風原町地域福祉活動計画～ちむぐるネットワークプラン～」を策定し、各種事業・活動を推進してきました。

本計画は平成 2 7 年度を最終年度としているが、南風原町地域福祉計画の策定にあたり本計画の実施期間を今年度で終了し、南風原町地域福祉計画と一体となった地域福祉活動計画を策定します。

については、第三次計画における事業・活動の評価と進捗状況を確認するとともに、南風原町におけるこれからの地域福祉のあり方を調査・研究し、「第四次南風原町地域福祉活動計画」の策定について諮問します。

平成25年2月13日

南風原町長 城 間 俊 安 殿

社会福祉法人南風原町社会福祉協議会
会 長 大城 徳次郎 殿

南風原町地域福祉（活動）計画
策定委員会
委員長 神 里 博 武

南風原町地域福祉（活動）計画の策定について（答申）

平成25年8月23日付、南こ第1069号（南社協第346号）で諮問のありましたみだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、「第一次南風原町地域福祉推進計画（第一次南風原町地域福祉計画・第四次南風原町地域福祉活動計画）」としてまとめましたので、別紙意見を添えて答申いたします。

記

行政が策定する「地域福祉計画」と町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は共に住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、効果的な施策を推進していくためには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、その計画名称を「地域福祉推進計画」とし、本計画を広く町民に普及させるため、計画の愛称を「ちむぐくるプラン」とします。

「第一次南風原町地域福祉推進計画（第一次南風原町地域福祉計画・第四次南風原町地域福祉活動計画）ちむぐくるプラン」は次の3章で構成し、その内容は別添資料のとおりとします。

第1章	計画の策定にあたって
第2章	計画の基本的な考え方
第3章	施策の推進

（別紙）

・意見書

（添付資料）

・ちむぐくるプラン「第一次南風原町地域福祉推進計画（第一次南風原町地域福祉計画・第四次南風原町地域福祉活動計画）」

意 見 書

第一次南風原町地域福祉推進計画の推進にあたって、下記の意見に十分に配慮し「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」の実現に向けて、関係機関等とも連携を密にし、事業・活動の着実な推進を図るよう要望いたします。

- 1 本計画を推進していくにあたっては、住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。そのために、住民をはじめ関係機関等に対する周知が十分に図られ、住民主体の地域福祉活動が展開されるよう広報・啓発活動に努めること。
- 2 本計画の進行管理及び住民の福祉ニーズに即した事業・活動の展開をすすめるため、計画に示す評価委員会を毎年度開催すること。

●地域福祉(活動)計画の策定経緯

現況整理・アンケート調査	町民参画会議(ワークショップ)等	検討会・作業部会	策 定 委 員 会
平成 25 年 6 月～9 月 1 福祉の現状・課題の把握 (1) 関係課アンケート調査実施 平成 25 年 7 月 5 日～12 日 (2) 福祉団体・福祉施設アンケート調査実施 平成 25 年 7 月 8 日～8 月 9 日 (3) 既存データの収集 2 町民アンケート調査の実施 (1) 調査票の検討 (2) 調査票の配布・回収 平成 25 年 7 月 3 日～23 日 (3) アンケートの集計分析 平成 25 年 8 月～9 月	平成 25 年 8 月～10 月 1 町民参画会議参加者公募 平成 25 年 8 月 1 日～31 日 2 ワークショップの開催 平成 25 年 10 月 3 日(木) ・第 1 回ワークショップ ・基調講演 ・地域福祉について 平成 25 年 10 月 10 日(木) ・第 2 回ワークショップ ・私が思うまち ・身近な福祉課題 平成 25 年 10 月 17 日(木) ・第 3 回ワークショップ ・前回の内容に追加したいことの確認と整理 ・出てきた課題の取組み(自助、共助、公助の視点) 平成 25 年 10 月 24 日(木) ・第 4 回ワークショップ ・前回の課題の具体的な取組み、目指す姿 平成 25 年 10 月 31 日(木) ・第 5 回ワークショップ ・総括 平成 26 年 1 月 16 日～2 月 3 日 パブリックコメント募集	平成 25 年 10 月 2 日(水) 第 1 回作業部会 ・計画の策定にあたって(目的、体制等) ・アンケート調査結果について 平成 25 年 10 月 10 日(木) 第 1 回検討会 ・計画の策定にあたって(目的、体制等) ・アンケート調査結果について 平成 25 年 12 月 16 日(月) 第 2 回作業部会 ・第 1 章～2 章(推進に向けて各々の役割、計画の視点・理念・目標) ・第 3 章(基本施策) 平成 25 年 12 月 17 日(火) 第 2 回検討会 ・第 1 章～2 章(推進に向けて各々の役割、計画の視点・理念・目標) ・第 3 章(基本施策) 平成 26 年 1 月 10 日(金) 第 3 回作業部会 ・第 3 章(基本施策) 平成 26 年 1 月 15 日(水) 第 3 回検討会 ・第 3 章(基本施策) 平成 26 年 1 月 24 日(金) 第 4 回作業部会 ・計画総括検討(名称、構成各章最終確認) 平成 26 年 1 月 28 日(火) 第 4 回検討会 ・計画総括検討(名称、構成各章最終確認)	平成 25 年 6 月 3 日～21 日 地域福祉計画策定委員公募 平成 25 年 8 月 23 日(金) 第 1 回策定委員会 ・諮問 ・地域福祉(活動)計画策定に向けて研修会 平成 25 年 10 月 16 日(水) 第 2 回策定委員会 ・計画の策定にあたって(目的、体制等) ・アンケート調査結果について 平成 25 年 12 月 26 日(木) 第 3 回策定委員会 ・第 1 章～2 章(推進に向けて各々の役割、計画の視点・理念・目標) ・第 3 章(基本施策) 平成 26 年 1 月 21 日(火) 第 4 回策定委員会 ・第 3 章(基本施策) 平成 26 年 2 月 6 日(木) 第 5 回策定委員会 計画総括検討(名称、構成各章最終審議) 平成 26 年 2 月 13 日(木) 答申